資料　69　応急危険度判定調査表

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

木

整理番号

整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿　調査日時＿＿＿月＿＿＿日午前・午後＿＿＿＿時　調査回数＿＿＿回目

調査者氏名（都道府県／No）＿＿＿＿＿＿＿＿（＿＿＿＿＿／＿＿＿＿＿＿＿）

＿＿＿＿＿＿＿＿（＿＿＿＿＿／＿＿＿＿＿＿＿）

建築物概要

1　建築物名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　1.1　**建築物番号**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　建築物所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　2.1　**住宅地図整理番号**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　**建築物用途**　1.戸建て専用住宅　2.長屋住宅　3.共同住宅　4.併用住宅　5.店舗　6.事務所　7.旅館・ホテル　8.庁舎等公共施設　9.病院・診療所　10.保育所　11.工場　12.倉庫　13.学校　14.体育館　15.劇場、遊戯場等　16.その他（　　）

4　**構造形式**　1.在来軸組構法　2.枠組(壁)構法(ツーバイフォー)　3.プレファブ　4.その他（　　）

5　**階数**　1.平屋　2.２階建て　3.その他（　　）

6　**建築物規模**　１階寸法　約ア＿＿＿＿m×イ＿＿＿＿m

建築物番号

住宅地図整理番号

3

4

5　階

ア　m

イ　m

調査　調査方法：（1. **外観調査のみ実施**　2. **内観調査も併せて実施**）

1　一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し**総合判定**へ）

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他（　　）

調査方法

1

2　隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり	①
②構造躯体の不同沈下	1. 無し又は軽微	2. 著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3. 小屋組の破壊、床全体の沈下	②
③基礎の被害	1. 無被害	2. 部分的	3. 著しい（破壊あり）	③
④建築物の１階の傾斜	1. 1/60 以下	2. 1/60～1/20	3. 1/20 超	④
⑤壁の被害	1. 軽微なひび割れ	2. 大きな亀裂、剥落	3. 落下の危険有り	⑤
⑥腐食・蟻害の有無	1. ほとんど無し	2. 一部の断面欠損	3. 著しい断面欠損	⑥
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合（要内観調査）	2. 要注意 Bランクが１以上ある場合	3. 危険 Cランクが１以上ある場合	判定

3　落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①瓦	1. ほとんど無被害	2. 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損	①
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険有り	②
③外装材　湿式の場合	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離	③
④外装材　乾式の場合	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊	④
⑤看板・機器類	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り	⑤
⑥屋外看板	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜	⑥
⑥その他（　　）	1. 安全	2. 要注意	3. 危険	⑦
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが１以上ある場合	3. 危険 Cランクが１以上ある場合	判定

総合判定　（**調査**の１で危険と判定された場合は危険、それ以外は**調査**の２と３の大きい方の危険度で判定する。）

総合判定

1．　調査済（緑）　　2．要注意（黄）　　3．危険（赤）

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

木造

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

S

整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿　調査日時＿＿＿月＿＿＿日午前・午後＿＿＿＿時　調査回数＿＿＿回目

調査者氏名（都道府県／No）＿＿＿＿＿＿＿＿（＿＿＿＿＿／＿＿＿＿＿＿）

＿＿＿＿＿＿＿＿（＿＿＿＿＿／＿＿＿＿＿＿）

整理番号

建築物概要

1　建築物名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　1.1　**建築物番号**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　建築物所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　2.1　**住宅地図整理番号**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　**建築物用途**　1.戸建て専用住宅　2.長屋住宅　3.共同住宅　4.併用住宅　5.店舗　6.事務所　7.旅館・ホテル　8.庁舎等公共施設　9.病院・診療所　10.保育所　11.工場　12.倉庫　13.学校　14.体育館　15.劇場、遊戯場等　16.その他（　　）

4　**構造形式**　1.ラーメン構造　2.ブレース構造　3.プレファブ　4.その他（　　）

5　**階数**　地上　　階　地下　　階

6　**建築物規模**　1階寸法　約ア＿＿＿＿m×イ＿＿＿＿m

建築物番号

住宅地図整理番号

3

4

地上　階

地下　階

ア　m

イ　m

調査

調査方法：（1. 外観調査のみ実施　2. 内観調査も併せて実施）

1　一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し**総合判定**へ）

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他（　　）

調査方法

1

2　隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

		Aランク	Bランク	Cランク	
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険		1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり	①
②不同沈下による建築物全体の傾斜		1. 1/300 以下	2. 1/300～1/100	3. 1/100 超	②
③建築物全体又は一部の傾斜					③
	傾斜を生じた階の上の階数が１階以下の場合	1. 1/100 以下	2. 1/100～1/30	3. 1/30 超	被害最大の階
	傾斜を生じた階の上の階数が２階以上の場合	1. 1/200 以下	2. 1/200～1/50	3. 1/50 超	階
被害最大の階（　階）	④部材の座屈の有無	1. 無し	2. 局部座屈あり	3. 全体座屈あるいは著しい局部座屈	④
	⑤筋違の破断率	1. 20%以下	2. 20%～50%	3. 50%超	⑤
	⑥柱梁接合部及び継手の破壊	1. 無し	2. 一部破断あるいは亀裂	3. 20%以上の破断	⑥
	⑦柱脚の破損	1. 無し	2. 部分的	3. 著しい	⑦
	⑧腐食の有無	1. ほとんど無し	2. 各所に著しい錆	3. 孔所が各所に見られる	⑧
危険度の判定		1. 調査済み 全部Aランクの場合 （要内観調査）	2. 要注意 Bランクが３以内の場合	3. 危険 Cランクが１以上又はBランクが４以上	判定

3　落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①屋根材	1. ほとんど無被害	2. 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損	①
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険有り	②
③外装材　湿式の場合	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離	③
④外装材　乾式の場合	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊	④
⑤看板・機器類	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り	⑤
⑥屋外看板	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜	⑥
⑥その他（　　）	1. 安全	2. 要注意	3. 危険	⑦
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが１以上ある場合	3. 危険 Cランクが１以上ある場合	判定

総合判定　（**調査**の１で危険と判定された場合は危険、それ以外は**調査**の２と３の大きい方の危険度で判定する。）

1．　調査済（緑）　　2．要注意（黄）　　3．危険（赤）

総合判定

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

S 造

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

RC

整理番号

建築物番号

住宅地図整理番号

整理番号＿＿＿＿＿＿　調査日時＿＿月＿＿日午前・午後＿＿時　調査回数＿＿回目

調査者氏名（都道府県／No）＿＿＿＿＿＿（＿＿＿／＿＿＿＿＿）

＿＿＿＿＿＿（＿＿＿／＿＿＿＿＿）

建築物概要

1　建築物名称＿＿＿＿＿＿　1.1　**建築物番号**＿＿＿＿＿＿

2　建築物所在地＿＿＿＿＿＿　2.1　**住宅地図整理番号**＿＿＿＿＿＿

3　**建築物用途**　1.戸建て専用住宅　2.長屋住宅　3.共同住宅　4.併用住宅　5.店舗　6.事務所　7.旅館・ホテル　8.庁舎等公共施設　9.病院・診療所　10.保育所　11.工場　12.倉庫　13.学校　14.体育館　15.劇場、遊戯場等　16.その他（　　）

4　**構造種別**　1.鉄筋コンクリート造　2.プレキャストコンクリート造　3.ブロック造　4.鉄骨鉄筋コンクリート造　5.混構造（＿＿＿＿）と（＿＿＿＿）

5　階数　地上　階　地下　階

6　建築物規模　1階寸法　約ア＿＿＿m×イ＿＿＿m

3	
4	
地上	階
地下	階
ア	m
イ	m

調査　調査方法：（1. **外観調査のみ実施**　2. **内観調査も併せて実施**）

調査方法

1　一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し**総合判定**へ）

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他（　　）

1

2　隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

		Aランク	Bランク	Cランク	
判定(1)	**①損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無**	1. 無し	2. あり		①
判定(2)	**②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険**	1. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり	②
	③地盤破壊による建築物全体の沈下	1. 0.2m以下	2. 0.2m～1.0m	3. 1.0m超	③
	④不同沈下による建築物全体の傾斜	1. 1/60 以下	2. 1/60～1/30	3. 1/30 超	④
	柱の被害［下記⑤⑥の調査階（被害最大の階）＿＿＿階］（壁構造の場合は柱を壁の長さに読みかえる）				
	⑤損傷度Ⅴの柱本数／調査柱本数　損傷度Ⅴの柱総数＿＿本　調査柱＿＿本（調査率＿＿%）	1. 1%以下	2. 1%～10%	3. 10%超	⑤
	⑥損傷度Ⅳの柱本数／調査柱本数　損傷度Ⅳの柱総数＿＿本　調査柱＿＿本（調査率＿＿%）	1. 10%以下	2. 10%～20%	3. 20%超	⑥
	判定(2)	1. 調査済 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1の場合	3. 危険 Cランクが1以上又はBランクが2以上	

柱の被害最大の階

判定(1)

判定(2)

危険度の判定 判定(1)と判定(2)のち大きな方の危険度で判定する	1. 調査済み （要内観調査）	2. 要注意	3. 危険

判定

3　落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り	①
②外装材（モルタル・タイル・石貼り等）	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離	②
③外装材（ALC 板・ＰＣ板・金属・ブロック等）	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊	③
④看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り	④
⑤屋外看板	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜	⑤
⑥その他（　　）	1.安全	2.要注意	3.危険	⑥
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合	

判定

総合判定（**調査**の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は**調査**の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1．　**調査済（緑）**　　2．**要注意（黄）**　　3．**危険（赤）**

総合判定

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

RC造

資料　70　応急危険度判定調査表（宅地）

（様式－１）

擁壁被害状況調査・危険度判定票

調　査　票	調査日時	年　月　日　時	調査番号	
	地震名又は降雨災害名			
被害発生場所	都道府県　市郡　区町村 地区 団地　丁目　番　号			
所有者・管理者氏名		記入者氏名	TEL:	
所有者・管理者の連絡先	TEL:	居住者への説明	□済　□未了 □居住者不在　□老人独居住宅	

＜被　災　状　況　図＞　　応急措置　□済　□未了

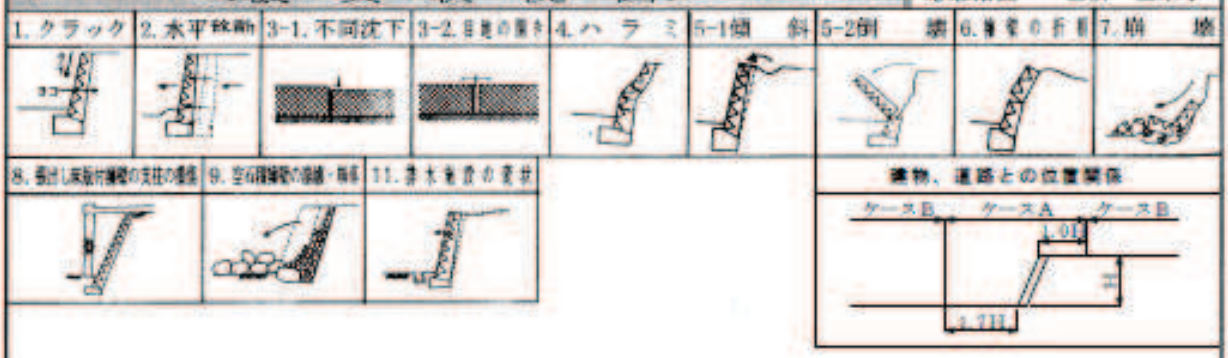

［平面図］　　［断面図］

被災写真の有無	□無　□有→写真番号［　］
特記事項	

擁壁の基礎的条件					
擁壁の種類	□ｺﾝｸﾘｰﾄ系擁壁	□L(逆T)型　□重力式 □もたれ式 □その他[　　]	□増積み擁壁	増積部分[　　] 擁壁部分[　　] 全擁壁高　　m;増積高　　m	
		□場所打ち　□ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ	□二段擁壁	上部[　　] 下部[　　] 上部高　　m;下部高　　m	
	□練石積擁壁	□間知石　□ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ □その他[　　]			
	□空石積擁壁	□玉石積　□くずれ石積 □間知石 □その他[　　]	□張出し床版付擁壁	□その他[　　]	
			擁壁の設置条件	□切土・盛土境　□軟弱地盤上　□他　□不明	
			擁壁の勾配	度	

基礎点				
住宅または道路がある（A）	①湧水	乾燥：0　湿潤：0.4　にじみ出し、流出：0.8		基礎点計 ①+②+③
	②排水施設	・水抜孔有、天端排水溝有、表面水の浸透阻止　：0 ・水抜孔有、天端は表面水が浸透しやすい　：0.4 ・水抜孔無、あっても数・寸法が不適当　：0.8		
	③高さ	H≦1m：0　1m<H≦3m：0.2　3m<H≦4m：0.4　4m<H≦5m：0.6　5m<H：0.8		
住宅または道路がない（B）	①湧水	乾燥：0　湿潤：0.2　にじみ出し、流出：0.4		
	②排水施設	・水抜孔有、天端排水溝有、表面水の浸透阻止　：0 ・水抜孔有、天端は表面水が浸透しやすい　：0.2 ・水抜孔無、あっても数・寸法が不適当　：0.4		
	③高さ	H≦1m：0　1m<H≦3m：0.1　3m<H≦4m：0.2　4m<H≦5m：0.3　5m<H：0.4		

区分	程度	小						中						大					
	項目 ＼ 擁壁種類	ｺﾝｸﾘ	練積	増積	2段	張出	空積	ｺﾝｸﾘ	練積	増積	2段	張出	空積	ｺﾝｸﾘ	練積	増積	2段	張出	空積
変状形態と配点表	1 クラック	1	2	3	4	5		2.5	3.5	4	5	7		4	5	6	7	8	
	2 水平移動	2	2.5	3.5	4	6	6	3.5	4	4.5	5	7	7	5	5.5	6	7	9	9
	3 不同沈下・目地の開き	3	3.5	4	5	7		4.5	5	6	7	9		6	7	8	9	10	
	4 ハラミ		4.5	5	6	8	8		6	7	8	9	9		8	9	10	10	10
	5 傾斜・倒壊	5	5.5	6	7	8		7	8	8	9	10		8	9	10	10	10	
	6 擁壁の折損	6	6.5	7	8	9		7	8	9	9	10		8	9	10	10	10	
	7 崩壊		9	9	10	10	8		10	10	10	10	9		10	10	10	10	10
	8 張り出し床版付擁壁の支柱の損傷					7						9						10	
	9 基礎及び基礎地盤の被害	10																	
	10 排水施設の変状	3						5						7					
	11 擁壁背面の水道管等破裂	10																	

変状の程度 大・中・小 の概要説明				
	項目 ＼ 程度	小	中	大
	1 クラック（幅）	2mm未満のｸﾗｯｸはあるが、機能上の支障なし（ｺﾝｸﾘｰﾄ系擁壁の場合2mm未満）	2mm～2cm未満（ｺﾝｸﾘｰﾄ系擁壁の場合2mm～5mm未満）	2cm以上（ｺﾝｸﾘｰﾄ系擁壁の場合5mm以上）
	2 水平移動（伸縮目地前後のずれ）	5mm未満の隙間（変位）がある	5mm～5cm未満の隙間（変位）がある	5cm以上の隙間（変位）がある。
	3 不同沈下・目地の開き（目地上下・左右の開き）	5mm未満の目地上下のずれ又は目地の開きがある。	5mm～5cm未満の目地上下のずれ又は目地の開きがある。	5cm以上の目地上下のずれ又は目地の開きがあり、滑動、転倒のおそれが有る。
	4 ハラミ（ﾃﾝｼｮﾝｸﾗｯｸ・ずれ・中抜け）	小規模のハラミ及び中抜け（積石が1～2個抜け落ちる）	宅地地盤にﾃﾝｼｮﾝｸﾗｯｸ無し 円弧すべりのおそれ無し	宅地地盤にﾃﾝｼｮﾝｸﾗｯｸ有り 円弧すべりのおそれ有り
	5 傾斜・倒壊	擁壁が前面地盤に対し垂直以下。（ｺﾝｸﾘｰﾄ系擁壁の場合：天端5cm未満の傾斜）	擁壁が前面地盤に対し垂直以上。（ｺﾝｸﾘｰﾄ系擁壁の場合：天端5cm以上の傾斜）	擁壁が前傾・倒壊してその機能を失っているもの
	6 擁壁の折損（横・斜めひびわれから起きるもの。はらんではいるが曲線的でなく、ｸﾗｯｸを境に鈍角に折れている。）	ｸﾗｯｸを境にわずかに角度をなしている。（ｺﾝｸﾘｰﾄ系擁壁の場合ｸﾗｯｸを境にわずかに前傾している。）	ｸﾗｯｸを境に明らかに角度をなしており、抜け石があり、裏込めｺﾝｸﾘｰﾄが見える。（ｺﾝｸﾘｰﾄ系擁壁の場合ｸﾗｯｸを境に前方に傾斜している）	一見して大であると判るもの（ｺﾝｸﾘｰﾄ系擁壁の場合ｸﾗｯｸを境に前傾している。又は、1mmでも剪断破壊があり、後傾している。）
	7 崩壊	中間辺りから上が滑っている。	基礎部を残して滑っている。	機能を果たしていない。
	8 張出し床版付擁壁の支柱の損傷	支柱にひびが入っている。	支柱のｺﾝｸﾘｰﾄがはがれて鉄筋が見えている。	支柱の剪断破壊
	9 基礎及び基礎地盤の被害	大規模な沈下やｸﾗｯｸが生じている。		
	10 排水施設の変状	天端排水溝にずれ、欠損がある。又は、天端背面、舗装面にｸﾗｯｸが見られる。	左に加え擁壁のｸﾗｯｸ又は目地からの湧水がある。	水抜孔の詰まり、破損があり、排水機能が失われている。
	11 擁壁背面の水道管等の破裂	破裂して水が流出している。		

被害の判定値（基礎点に上記の最大値を被害程度の点数を加えた点数とする。）	基礎点　＋　被害点 □　＋　□ ＝　□　点	☆被害程度の点数と危険度判定☆ 小被害：4.5点未満　（当面は防災上問題なし） 中被害：4.5点以上～8.5点未満　（制限付き立入。通行していれば避難） **大被害：8.5点以上　（危険、要避難。立入禁止）**
危険度判定	□大　□中　□小	

所見（記入者の意見）			
	緊　急　度	□大　□中　□小	（人命・財産・交通の３点を判定基準とする。）
	拡大の見込	□有　□無　□判断不可	（備考：　　）

（様式－２）

宅地地盤／のり面・自然斜面被害状況調査・危険度判定票

調査票	調査日時	年　月　日　時	調査番号	
	地震名又は降雨災害名			
被害発生場所	都道府県　市郡　区町村 地区 団地　丁目　番　号			
所有者・管理者氏名		記入者氏名	TEL:	
所有者・管理者の連絡先	TEL:	居住者への説明	□済　□未了 □居住者不在　□老人独居住宅	

＜被災状況図＞　応急措置　□済　□未了

宅地地盤					のり面・自然斜面					
1.クラック	2.陥没	3.沈下	4.段差	5.隆起	1.クラック	2-1.ハラミ	2-2.盤ぶくれ	3.ガリー侵食	4-1.滑落	4-2.崩壊

5.のり面保護工変状	6.排水施設の変状

[平面図]　　[断面図]

被災写真の有無	□無　□有→写真番号[　]
特記事項	

のり面・自然斜面の基礎的条件				
地盤	岩	□軟岩　□硬岩　□不明	オーバーハング	□無　□有
	土　砂	□砂質土□礫質土□粘性土□不明	排水施設	□無　□有（のり肩、小段排水）
のり面高 (複合のり面は擁壁高含)		最大高　m（平均高　m）	のり面保護工	□無　□植生工　□構造物
		（うち擁壁高さ　m）	擁壁配置	□のり面の上部　□のり面の中部 □のり面の下部　□全面
のり面勾配		度		
のり長さ		m	家屋の有無	上部　□有　□無　：　下部　□有　□無

変状形態と配点表							
宅地地盤	変状形態のチェック（複数可）	小		中		大	
	1　クラック（幅）	3cm未満又は単数	1	3～15cm未満又は複数	2	15cm以上又は全面	3
	2　陥没（深さ）	15cm未満	1	15cm～25cm未満	2	25cm以上	3
	3　沈下（沈下量・規模）	20cm未満又は1宅地ごとの面積に対し10%未満	2	20～50cm未満又は1宅地ごとの面積に対し10～50%未満	3	50cm以上又は1宅地ごとの面積に対し50%以上	4
	4　段差（段差量）	20cm未満	3	20～50cm未満	4	50cm以上	5
	5　隆起（隆起量・規模）	10cm未満又は1宅地ごとの面積に対し10%未満	3	10～30cm未満又は1宅地ごとの面積に対し10～50%未満	4	30cm以上又は1宅地ごとの面積に対し50%以上	5
	6　湧水、噴砂	□無　□有→＋１点（上の点数に1点を加える）					
のり面・自然斜面	変状形態のチェック（複数可）	小		中		大	
	1　クラック（幅）	3cm未満又は単数	1	3～15cm未満又は複数	2	15cm以上又は全面	3
	2　ハラミ・盤ぶくれ（隆起量・規模）	10cm未満又は1宅地ごとののり面等面積に対し10%未満	3	10～30cm未満又は1宅地ごとののり面等面積に対し10～50%未満	4	30cm以上又は1宅地ごとののり面等面積に対し50%以上	5
	3　ガリー侵食	クラックなどが誘因となって雨滴による侵食が現れはじめた段階。	6	のり面の表土が雨裂に陥没するなど放置していると被害が広がるおそれのあるもの。	7	洞穴状や滝壺状にガリーが進展して家屋の基礎やのり面等の下側に被害を及ぼすような状態。	8
	4　滑落・崩壊	部分的な表層すべり、又はのり面上部の小崩壊。	7	表層すべりが進んでえぐり取られたような状態。放置すると拡大するおそれのあるもの、又はのり面中部までの崩壊。	8	全面的なすべり崩壊で、さらに拡大のおそれがあるもの、又はのり面底部を含む全崩壊。	9
	5　のり面保護工の変状（植生工は除く）	例えば、のり枠の間詰め陥没。又はコンクリート吹付工にわずかにテンションクラックが見られるが吹付工のずれは認められない程度。	7	例えば、のり枠の部分的な破損。又はコンクリート吹付工のクラック部分で陥没・ずれが見受けられる。	8	例えば、のり枠の浮上り破壊。又はコンクリート吹付工のラス金網が露出し、コンクリート吹付面にも破損が見受けられる。	9
	6　排水施設の変状	天端排水溝にずれ、欠損がある。又は、天端背面、舗装面にクラックが見られる。	3	左に加え、のり面のクラック、又は目地からの湧水がある。	5	排水溝が破断沈下するなど、排水機能が失われている。	7
	7　のり面内の水道管等の破裂	破裂して水が流出している。					8
	8　湧水、落石・転石	□無　□有→＋１点（上の点数に1点を加える）					

被害の判定値 （上記の最大値を被害程度の点数とする）		□　点	☆被害程度の点数と危険度判定☆ 小被害：１～３点（当面は防災上問題なし） 中被害：４～７点（制限付き立入。進行していれば避難） **大被害：８～10点（危険、要避難。立入禁止）**
危険度判定		□大　□中　□小	
所見（記入者の意見）	緊　急　度	□大　□中　□小　（人命・財産・交通の3点を判断基準とする。　）	
	拡大の見込	□有　□無　□判断不可　（備考：　）	

［参考（様式－３）］　擁壁・のり面の崩壊に伴う影響範囲図

地震名又は降雨災害名		調査番号	

擁壁・のり面の危険度評価区分 （小被害 中被害 大被害）			影響範囲の設定	被災箇所 D_1(m)				
				被災範囲 D_2(m)＝D_1＋H				
擁壁・のり面条件	擁壁のり面高さ H(m)		水平距離	下端	L_1(m) β＜15°	α<45°:0.6H 45°≦α<60°:0.9H 60°≦α:1.3H		
	擁壁のり面勾配 α(°)				L_2(m) β≧15°	α<45°:H 45°≦α<60°:1.5H 60°≦α:2H		
	地表面勾配 β(°)			上端	L´(m)	α<45°:0.4H 45°≦α<60°:0.6H 60°≦α:H		

被災した擁壁・のり面と宅地・建物等の位置関係図

特記事項	

資料　71　住家被害認定調査票

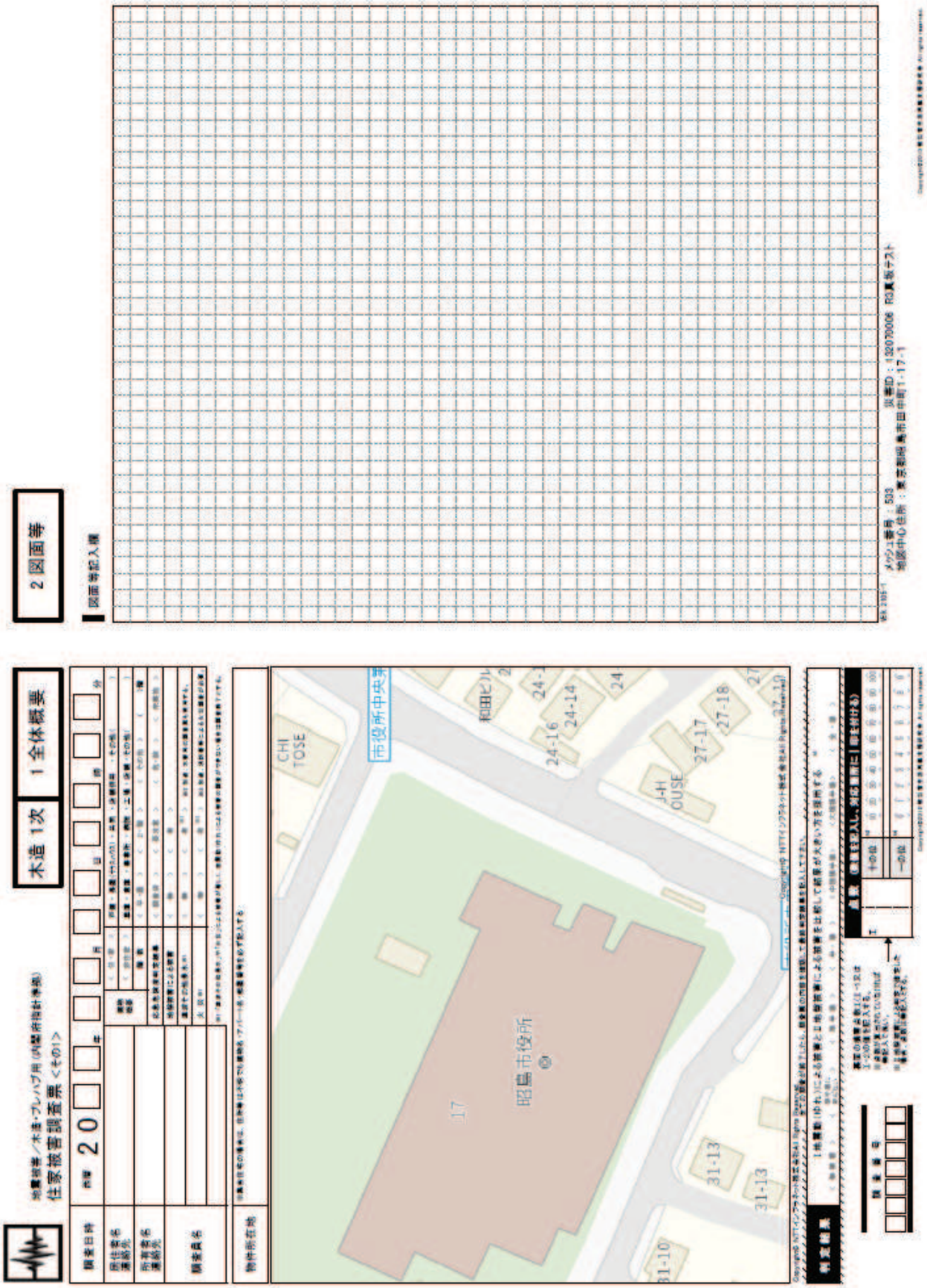

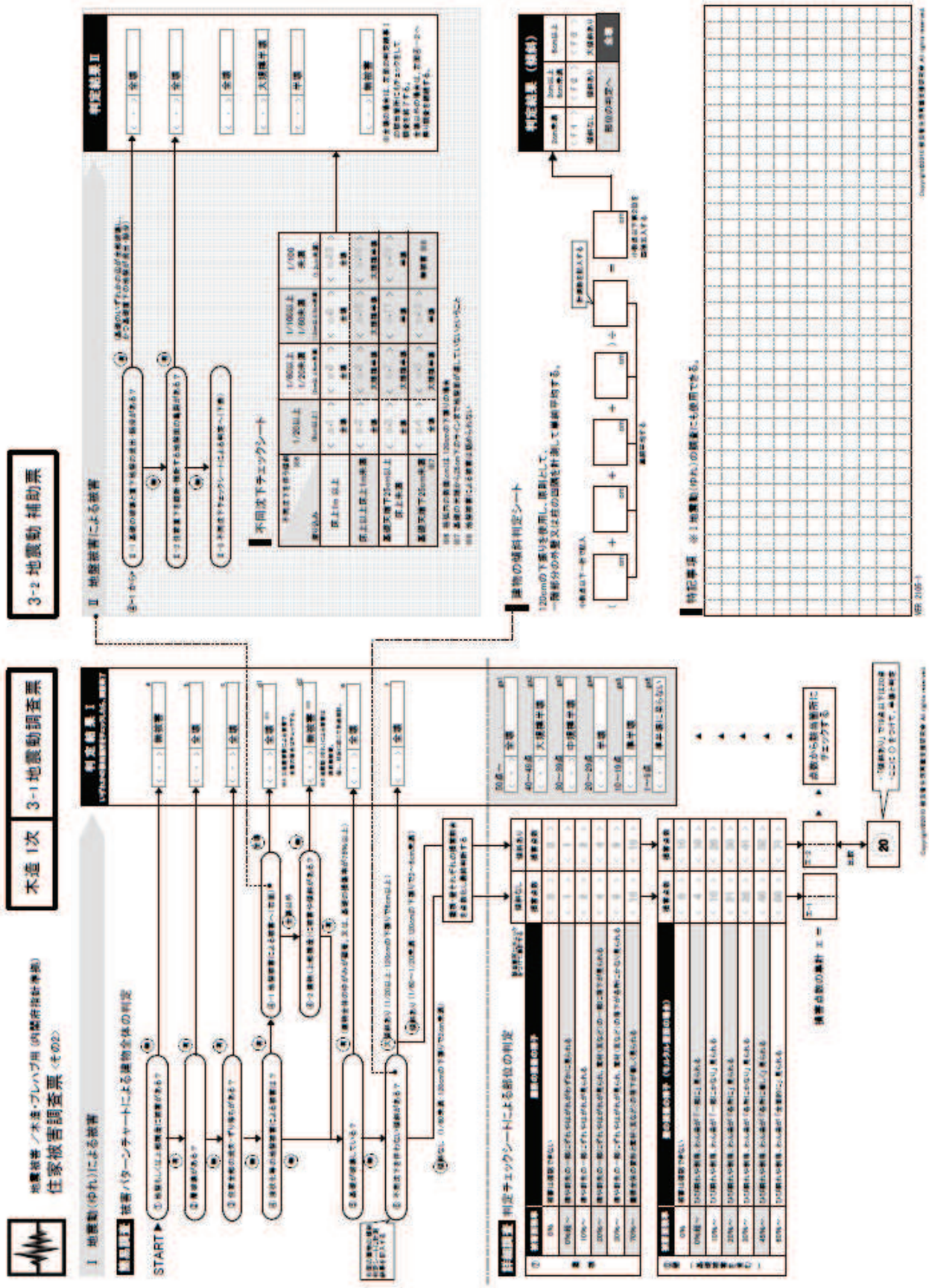
地震被害／木造・プレハブ用（内部所見計測用）
住家被害調査票〈その2〉
木造 1次
3-1 地震動調査票
3-2 地震動 補助票
Ⅰ 地震動(ゆれ)による被害
START
Ⅱ 地盤被害による被害
不同沈下チェックシート
建物の傾斜判定シート
特記事項

地震被害／非木造用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その1>

非木造 1次 | 1 全体概要

調査日時	西暦 20□□年□□月□□日□□時□□分
居住者名 連絡先	
所有者名 連絡先	
調査員名	
物件所在地	出張者住宅の場合は、住所欄は不明でも建物名・アパート名・部屋番号を必ず記入する

構造・種別	<住・宅>	戸建・長屋（マンション）・共同・設備住宅・その他（　）
	<非住宅>	商業・倉庫・事業所・病院・工場・公館・その他（　）
	<階数>	<平・屋> <2・階> <その他> <　　>階
応急危険度判定結果		<調査済> <要注意> <危・険> <未調査>
地盤被害による被害		<無> <有>
高波その他浸水		<無> <有※1> ※1 別表、水害用の調査票を用いる。
火災		<無> <有※1> ※1 別表、消防署による火災調査が必要。

※1 「高波その他浸水」や「火災」による被害が著しく、地震動（ゆれ）による被害の調査ができない場合は調査を終了する。

Copyright© NTTインフラネット株式会社All Rights Reserved

すべての調査が終了したら、調査票の内容を検討して最終判定結果を記入してください。

判定結果

※地震動（ゆれ）による被害と地盤被害による被害を比較して結果が大きい方を採用する ※

<無・有> <ない・ある> <軽・小破> <小・破> <中破程中破> <大規模中破> <全・壊>

調査番号

□□□□□□□

裏面の損害点数アの値を記入する。

※点数が無い所は空白のままで構わない。

※2 地盤被害による判定で建物が全壊、倒壊は無記入とする。

点数 （数値を記入し、対応箇所に｜印を付ける）			
ア		千の位	※ 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100
		一の位	※ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

Copyright©2013 東京都立産業技術研究センター All rights reserved.

2 図面等

図面等記入欄

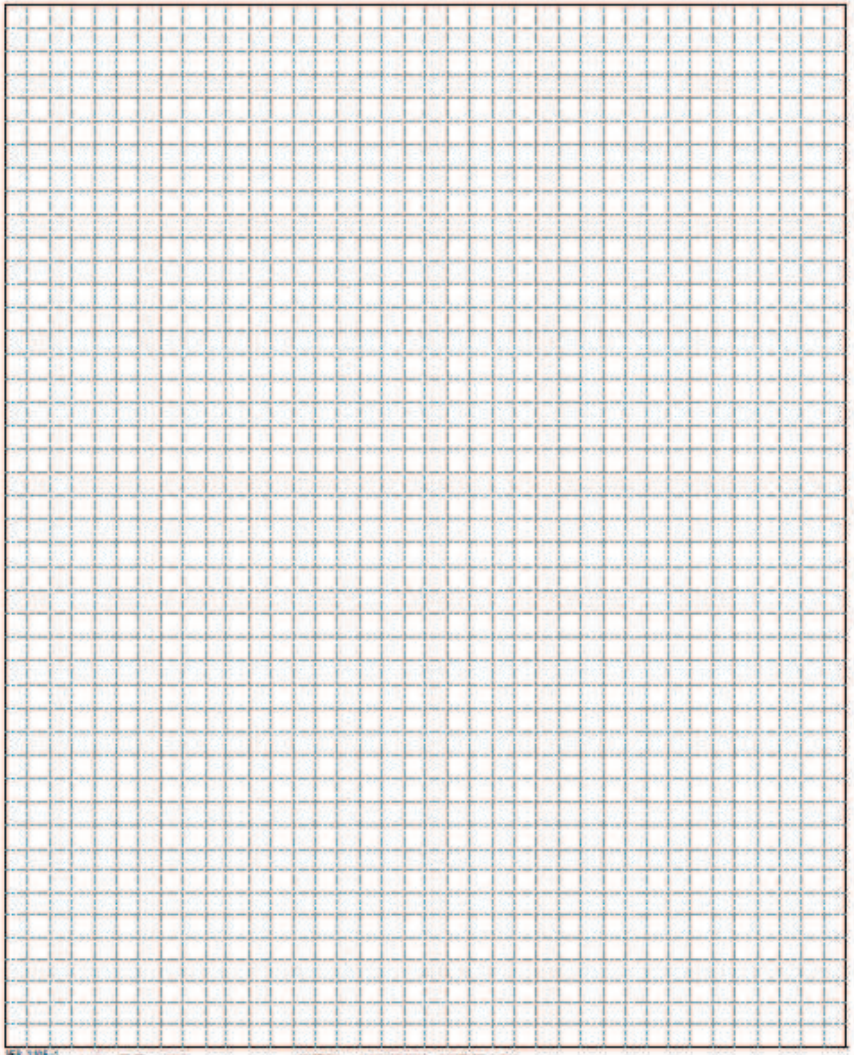

WEB 2306-1

メッシュ番号：533　　災害ID：132070006 R3真板テスト

地図中心住所：東京都昭島市田中町1-17-1

Copyright©2013 東京都立産業技術研究センター All rights reserved.

資料

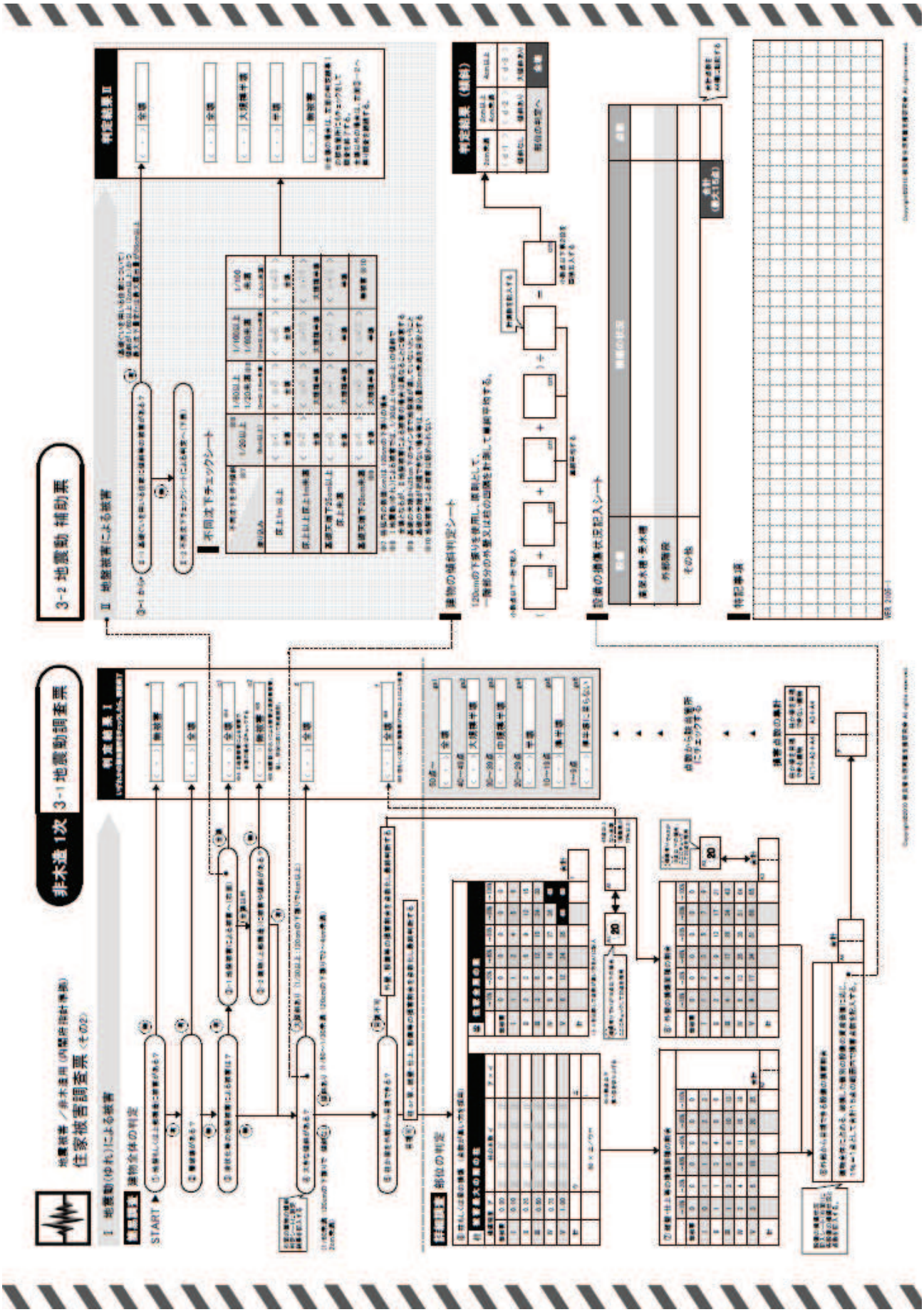
地震被害／非木造（内壁所有計画）
住家被害調査票〈その2〉
非木造 1次 3-1 地震動調査票
3-2 地震動 補助票
I 地震動(ゆれ)による被害
START
建物全体の判定
部位の判定
II 地盤被害による被害
不同沈下チェックシート
建物の傾斜判定シート
設備の損傷状況記入シート
特記事項

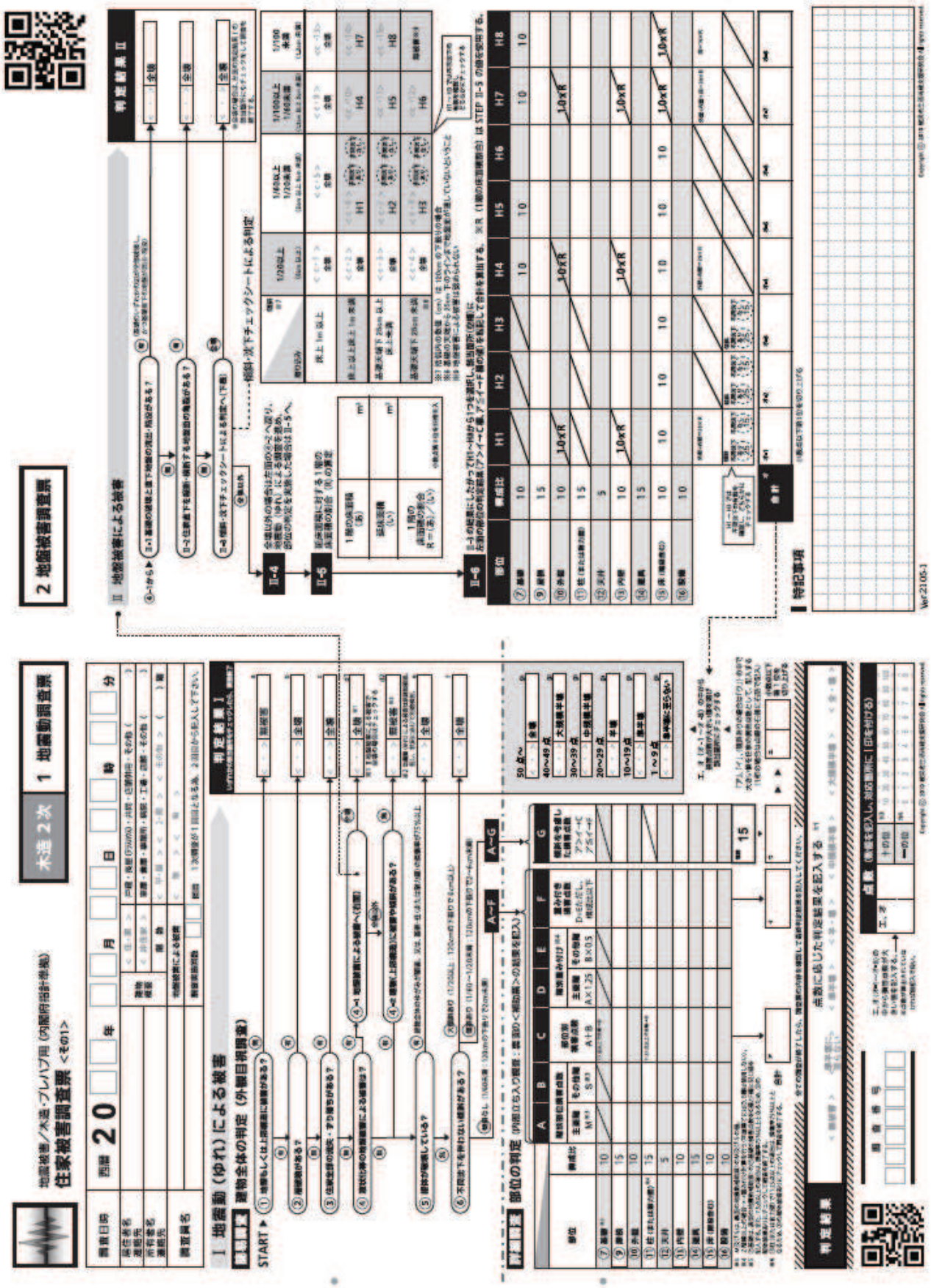
地震被害／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）
住家被害調査票 <その1>
木造 2次
1 地震動調査票
2 地盤被害調査票
1 地震動（ゆれ）による被害
START
建物全体の判定（外観目視調査）
部位の判定（内部立ち入り調査・聞き取り・視認調査）
判定結果
特記事項

地震被害／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その2>

木造２次　3-1 地震動補助票 1

⑦ 基礎	外力等	外周基礎長さ (P)	損傷基礎長さ (Q)	損傷点数 (Q) ÷ (P) ×10点
		m	m	小数点第１位を四捨五入 (3.5以上)で小数第一位×10 点

※注：7.5 以上の場合は損傷率 75%以上と見なすため、別の簡易調査などにチェックして調査を終了する。

⑧ 損傷率		主要階	その他階	計
	壁根	(1)	(2)	1.0
	床	(3)	(4)	1.0

※1：基礎の損傷率は別の算出に、壁根損傷率は第一の代表は1.0を採用する。

主要階

	損傷率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
⑨ 壁根 15点	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1)	
	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	M	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		点／15点
⑩ 外壁 10点	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3)	
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	M	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		点／10点
⑪ 柱または耐力壁 15点	本数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3)	
	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	M	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		点／15点
⑫ 天井 5点	損傷率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3)	
	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		
	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1		
	程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	M	
	程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4		
	程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5		点／5点
⑬ 内壁 10点	損傷率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3)	
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	M	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		点／10点
⑭ 建具 15点	枚数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3)	
	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	M	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		点／15点
⑮ 床（階段含む） 10点	損傷率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3)	
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	M	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		点／10点

その他階

	損傷率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
⑨ 壁根 15点	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2)	
	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	S	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		点／15点
⑩ 外壁 10点	損傷率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4)	
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	S	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		点／10点
⑪ 柱または耐力壁 15点	本数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4)	
	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	S	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		点／15点
⑫ 天井 5点	損傷率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4)	
	程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		
	程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1		
	程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	S	
	程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4		
	程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5		点／5点
⑬ 内壁 10点	損傷率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4)	
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	S	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		点／10点
⑭ 建具 15点	枚数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4)	
	程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
	程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		
	程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	S	
	程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
	程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		点／15点
⑮ 床（階段含む） 10点	損傷率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4)	
	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	S	
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		点／10点

⑯ 設備 10点		階	損傷の状況		階	損傷の状況	点	計
	浴室 (UB&BW)	主要階 その他階	1点、配管のズレ等 2点、パスタブの割れ等 3点、再使用が不可能	その他 (洗面台のボウル、キッチンなど 6点以内)	主要階			主要階 M 点
	台所 (KS&SW)	主要階 その他階	1点、配管のズレ等 2点、再使用は可能だが大きく破損 3点、再使用が不可能		その他階			その他階 S 点

Copyright © 2019 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

3-2 地震動補助票 2

被害状況記入欄（ヒアリング内容や判断根拠を記入）

⑥ 傾斜	120cmの下振りを使用し、原則として一間当分の外壁又は柱の四隅を計測し、単純平均する（小数点以下第1位で四捨五入して記入）	(___cm + ___cm + ___cm + ___cm) ÷ ___箇所 = ___cm	
⑦ 基礎		⑬ 内壁	
⑨ 壁根		⑭ 建具	
⑩ 外壁		⑮ 床（階段含む）	
⑪ 柱（または耐力壁）		⑯ 設備	
⑫ 天井		その他	

柱と建具の比率算定シート（損傷度別の柱本数や建具枚数を下表に「正」の字で記入して、本数率や枚数率を算定する）

柱	損傷程度	主要階 柱の本数 (P)	主要階 本数率 (P) / (*) × 100%	その他階 柱の本数 (Q)	その他階 本数率 (Q) / (Z) × 100%
	無被害				
	程度Ⅰ				
	程度Ⅱ				
	程度Ⅲ				
	程度Ⅳ				
	程度Ⅴ				
	合計	(*)		(Z)	

この数値を元にして、⑪へ記入する

建具	損傷程度	主要階 建具の枚数 (M)	主要階 枚数率 (M) / (X) × 100%	その他階 建具の枚数 (N)	その他階 枚数率 (N) / (Y) × 100%
	無被害				
	程度Ⅰ				
	程度Ⅱ				
	程度Ⅲ				
	程度Ⅳ				
	程度Ⅴ				
	合計	(X)		(Y)	

この数値を元にして、⑭へ記入する

図面等記入欄

Ver.2105-1

Copyright © 2019 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved.

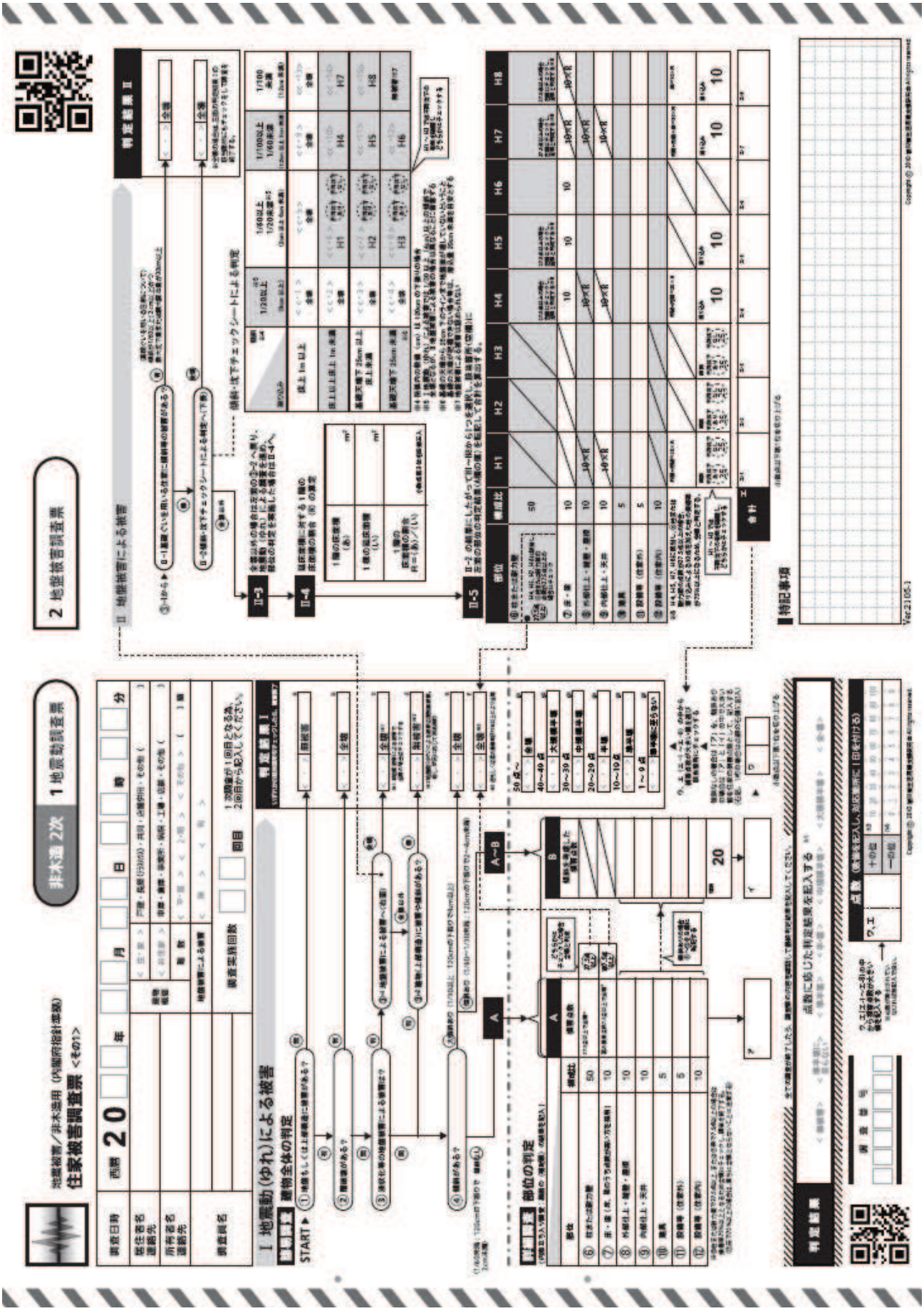
地震被害／非木造用（内閣府指針準拠）
住家被害調査票 <その1>
非木造 2次
1 地震動調査票
2 地盤被害調査票
I 地震動（ゆれ）による被害
II 地盤被害による被害
START
建物全体の判定
部位の判定
特記事項
Copyright © 2010

地震被害／非木造用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その2>

非木造 2次　3-1 地震動補助票 1

⑤ 構造の種類	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
	< ・ > 柱（本数で判定） ▼ 柱が見えない場合 < ・ > 耐力壁（ブレース数で判定） ▼ 耐力壁が見えない場合 < ・ > 外部仕上げ（面積で判定）	<ラーメン構造の場合> < ・ > 柱（本数で判定） <壁式構造の場合> < ・ > 耐力壁（面積で判定）

※※ ①～⑤のチェック箇所のうち、必ず1つをチェックする。

本数率は柱と建具の比率算定シートを用いて求める

⑥ 柱（全ての柱が対象）50点

本数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	1	1	2	3	4	5	
程度Ⅱ	1	3	5	8	10	13	
程度Ⅲ	3	6	10	15	20	25	
程度Ⅳ	4	8	15	23	30	38	
程度Ⅴ	5	10	20	30	40	50	点／50点

④ 外部仕上げ（面積で判定）10点

面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点

⑦ 床 10点

面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点

⑨ 内部仕上げ・天井 10点

面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点

正と壁の被害点数を比較し、大きい点数を⑦床・壁の被害点数とする

⑦ 壁 10点

面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点

枚数率は柱と建具の比率算定シートを用いて求める

⑯ 建具 5点

枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	
程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	
程度Ⅲ	0	1	2	2	2	3	
程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	点／5点

⑪ 設備等（住家内）5点

箇所	設備の状況	計
貯水槽・受水槽		最大5点
外部階段		
その他		点／5点

⑫ 設備等（住家内）10点

箇所	設備の状況	計
浴室（3点以内）	1点 配管のズレ等　2点 バスタブの割れ等　3点 再使用が不可能	最大10点
台所（3点以内）	1点 配管のズレ等　2点 再使用は可能だが大きく破損　3点 再使用が不可能	
その他（4点以内）		点／10点

柱と建具の比率算定シート（損傷度別の柱本数や建具枚数を下表に「正」の字で記入して、本数率や枚数率を算定する）

柱	損傷程度	柱の本数（本）（ア）	本数率（ア）/（イ）×100%
	無被害	正 正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅰ	正 正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅱ	正 正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅲ	正 正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅳ	正 正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅴ	正 正 正 正 正 正 正 正 正	
	合計	（イ）	

この数値を元にして、⑥へ記入する

建具	損傷程度	建具の枚数（枚）（ウ）	枚数率（ウ）/（エ）×100%
	無被害	正 正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅰ	正 正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅱ	正 正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅲ	正 正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅳ	正 正 正 正 正 正 正 正 正	
	程度Ⅴ	正 正 正 正 正 正 正 正 正	
	合計	（エ）	

この数値を元にして、⑯へ記入する

Copyright © 2010 [illegible] All rights reserved.

3-2 地震動補助票 2

被害状況記入欄（ヒアリング内容や特殊機器を記入）

④ 傾斜	120cmの下部のを無視し、傾斜として一階部分の外壁足以内の距離を計測し、平均する（小数点以下第2位で四捨五入して記入）（ ＿cm ＋ ＿cm ＋ ＿cm ＋ ＿cm ）÷ ＿箇所 ＝ ＿cm		
⑥ 柱（または耐力壁）		⑧-3 基礎	
⑦-1 床		⑨-1 内部仕上	
⑦-2 壁		⑨-2 天井	
⑧-1 外部仕上		⑩ 建具	
⑧-2 基礎		⑪⑫ 設備	
その他			

図面等記入欄

Ver.2105-1

Copyright © 2010 [illegible] All rights reserved.

水害被害 ／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その1>

木造1次 | **1 全体概要**

調査日時	西暦 20□□年□□月□□日□□時□□分			
居住者名 連絡先		建物概要	< 住・非 >	戸建・長屋（テラスハウス）・共同・店舗併用・その他（　　）
			< 非住非 >	倉庫・車庫・事業所・病院・工場・店舗・その他（　　）
所有者名 連絡先			階数	< 平・屋 > < 2・階 > < その他 > （　　階）
調査員名		調査に関する事項	浸水被害	< 地・下 > 地盤面より（　　）cm < 床・上 > 床上（　　）cm < 浸水なし > < その他 >（　　）
			外力推定	< 強 > < 弱 >
			地盤被害による被害	< 強 > < 弱 >
物件所在地	※集合住宅の場合は、住所等は不明でも建物名・アパート名・部屋番号等を必ず記入する			

Copyright© NTTインフラネット株式会社All Rights Reserved.

判定結果	浸水被害区分 ※	被害認定区分 ※
	< 浸水なし > < 地下浸水 > < 床上浸水 >	< 半壊等 > < 浸水後に居住しない > < 半・壊 > < 中規模半壊 > < 大規模半壊 > < 全・壊 >

▼

「判定に係らない」場合は浸水被害区分を記入のよ、右欄に記入する	< 　　> 判定に係らない

調査番号 □□□□□□□

Copyright©2013 東京都市町村共同事業組合 All rights reserved.

2 図面等

図面等記入欄

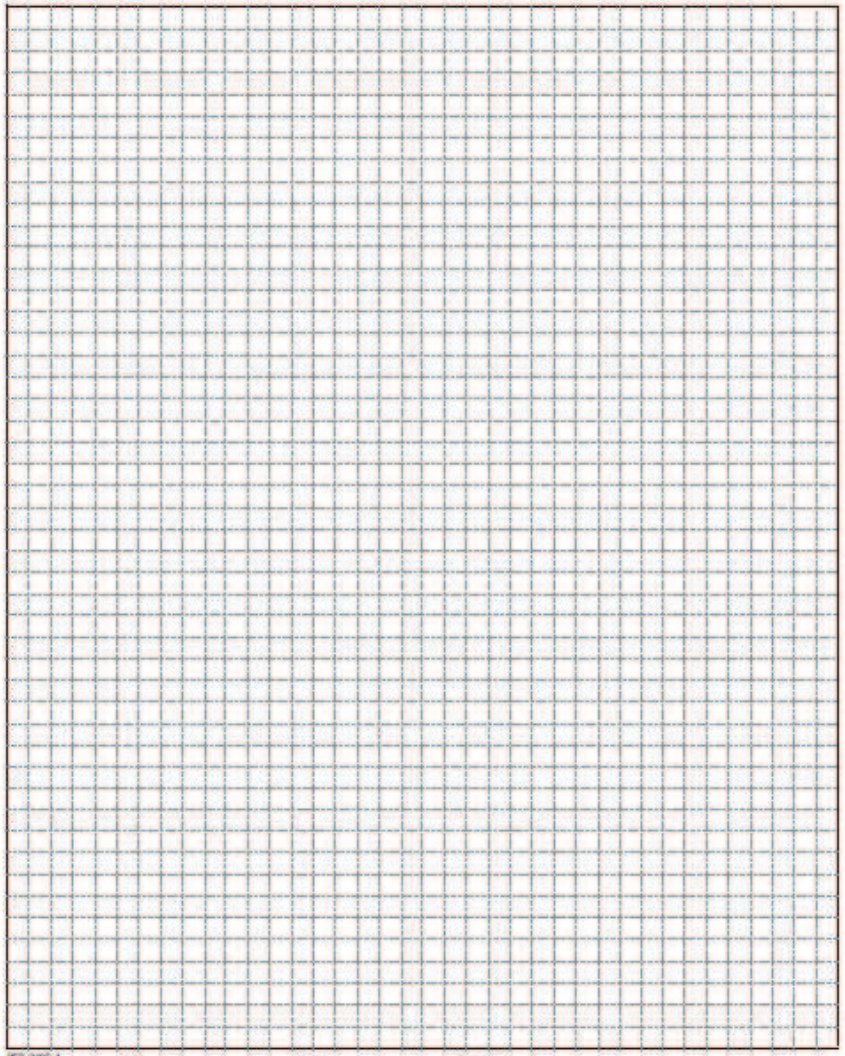

VER. 2105-1

メッシュ番号 ： 533　　災害ID ： 132070006　R3真坂テスト

地図中心住所 ： 東京都昭島市田中町1-17-1

Copyright©2013 東京都市町村共同事業組合 All rights reserved.

資料

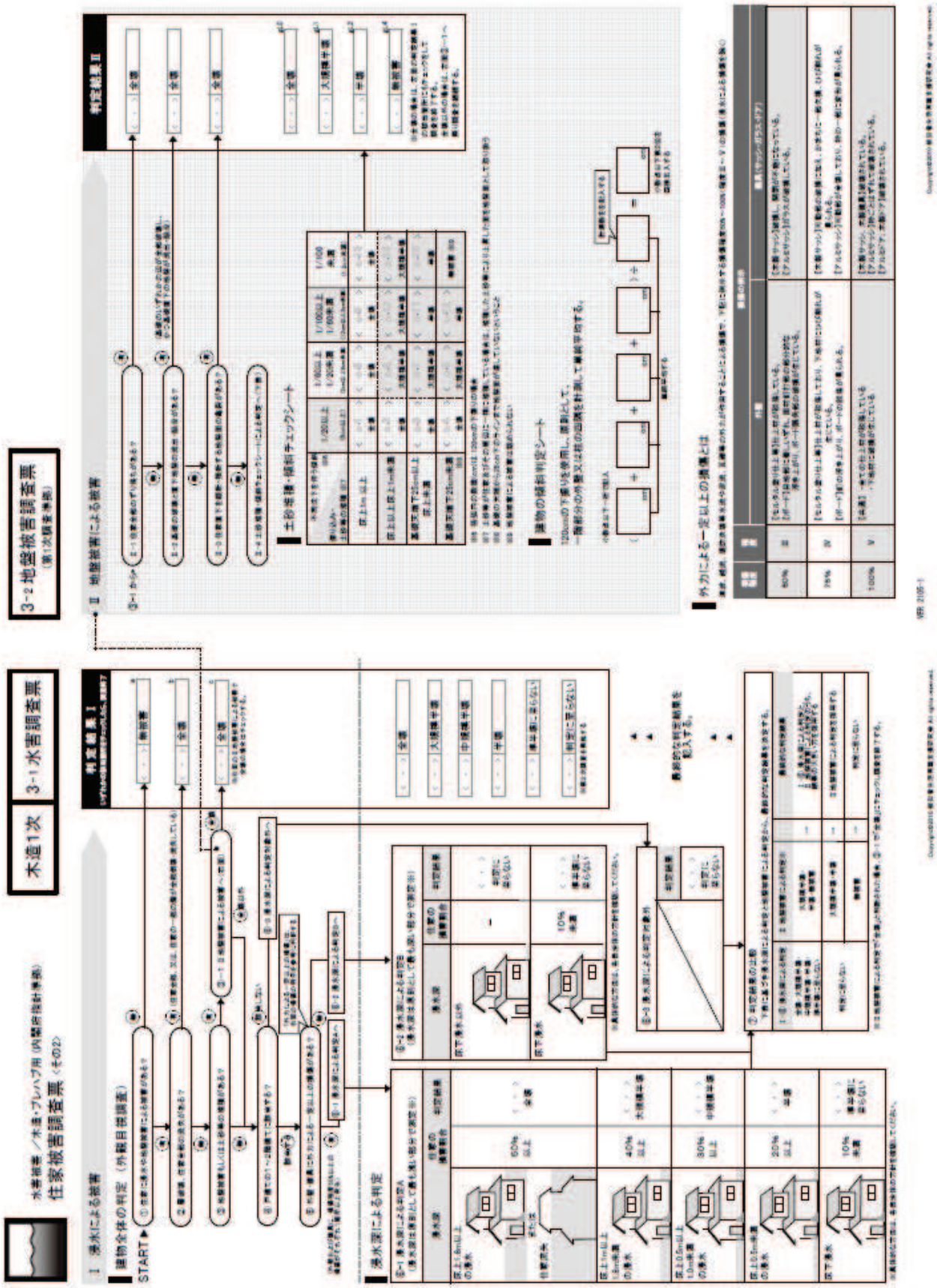
水害指標／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）
住家被害調査票〈その2〉
木造1次
3-1 水害調査票
3-2 地盤被害調査票
（第1次調査準拠）
START
建物全体の判定（外観目視調査）
浸水深による被害
地盤被害による被害
土砂等堆積・埋没チェックシート
建物の傾斜判定シート
外力による一定以上の損傷とは
判定結果 I
判定結果 II
全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
一部半壊に至らない
判定に至らない

水害被害 ／非木造用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その1>

非木造 | 1 全体概要

調査日時	西暦 20□□年□□月□□日□□時□□分
居住者名 連絡先	
所有者名 連絡先	
調査員名	
物件所在地	法人等住宅の場合は、住所等は不明でも建物名・アパート名・相談番号を必ず記入する

建物概要	〈住宅〉	戸建・長屋（テラスハウス）・共同・店舗併用・その他（　）
	〈非住宅〉	倉庫・倉庫・事業所・病院・工場・店舗・その他（　）
	階数	〈平屋〉〈2階〉〈3階〉〈その他〉（　）階
調査に関する事項	浸水被害	〈床下〉地盤面より（　）cm 〈床上〉床上（　）cm 〈浸水なし〉〈その他〉（　）
	外力損傷	〈無〉〈有〉
	地盤被害による被害	〈無〉〈有〉
	調査実施回数	□□回目

Copyright© NTTインフラネット株式会社All Rights Reserved.

全ての調査が終了したら、調査票の内容を確認して最終判定結果を記入してください。

判定結果	浸水被害区分 ※	被害区分 ※
	〈浸水なし〉〈床下・浸水〉〈床上・浸水〉	〈無被害〉〈部分損壊（修繕）〉〈半壊〉〈半・壊〉〈半壊等相当〉〈全壊等相当〉〈全・壊〉

調査番号 □□□□□□□

調査の損害点数の値を記入する。
※点数が不明の場合は、なければ未記入で良い

点数		（数値を記入し、対応箇所に｜印を付ける）
う	十の位	0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100
	一の位	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

Copyright©2019 東京電機大学総合研究所 All rights reserved.

2 地盤被害調査票
（第1次調査準拠）

Ⅱ 地盤被害による被害

土砂堆積・傾斜チェックシート

不同沈下を伴う傾斜 ※1 盛り込み・土砂等の堆積 ※2	1/20以上 （8cm以上）	1/80以上 1/20未満 （2cm以上 8cm未満）	1/100以上 1/80未満 （1.5cm以上 2cm未満）	1/100未満 （1.5cm未満）
床上1m以上	〈　〉全壊	〈　〉全壊	〈　〉全壊	〈　〉全壊
床上以上床上1m未満	〈　〉全壊	〈　〉大規模半壊	〈　〉大規模半壊	〈　〉大規模半壊
基礎天端下25cm以上床上未満	〈　〉全壊	〈　〉大規模半壊	〈　〉半壊	〈　〉半壊
基礎天端下25cm未満 ※3	〈　〉全壊	〈　〉大規模半壊	〈　〉半壊	無被害 ※4

※1 傾斜角の数値1cmは125cmの下がりの場合
※2 土砂等が法面及びその周辺に一体に堆積している場合は、堆積した土砂等により上昇した部分を地盤部として取り扱う
※3 基礎の天端から25cmでのラインまでで地盤部が残していないということ
　基礎の天端が把握できない場合は、盛り土30cm未満を対象とする
※4 地盤被害による被害は認められない

判定結果Ⅱ

〈　〉	全壊 ※0
〈　〉	大規模半壊 ※1
〈　〉	半壊 ※2
〈　〉	無被害 ※3

※半壊以上の場合は、最後の判定結果Ⅰ（この欄の上部）にもチェックをして調査を終了する。
無被害の場合は、最後の②-1へ戻り調査を継続する。

図面等記入欄

様式 2105-1

メッシュ番号：533　　災害ID：132070006 R3真板テスト
地図中心住所：東京都昭島市田中町1-17-1

Copyright©2019 東京電機大学総合研究所 All rights reserved.

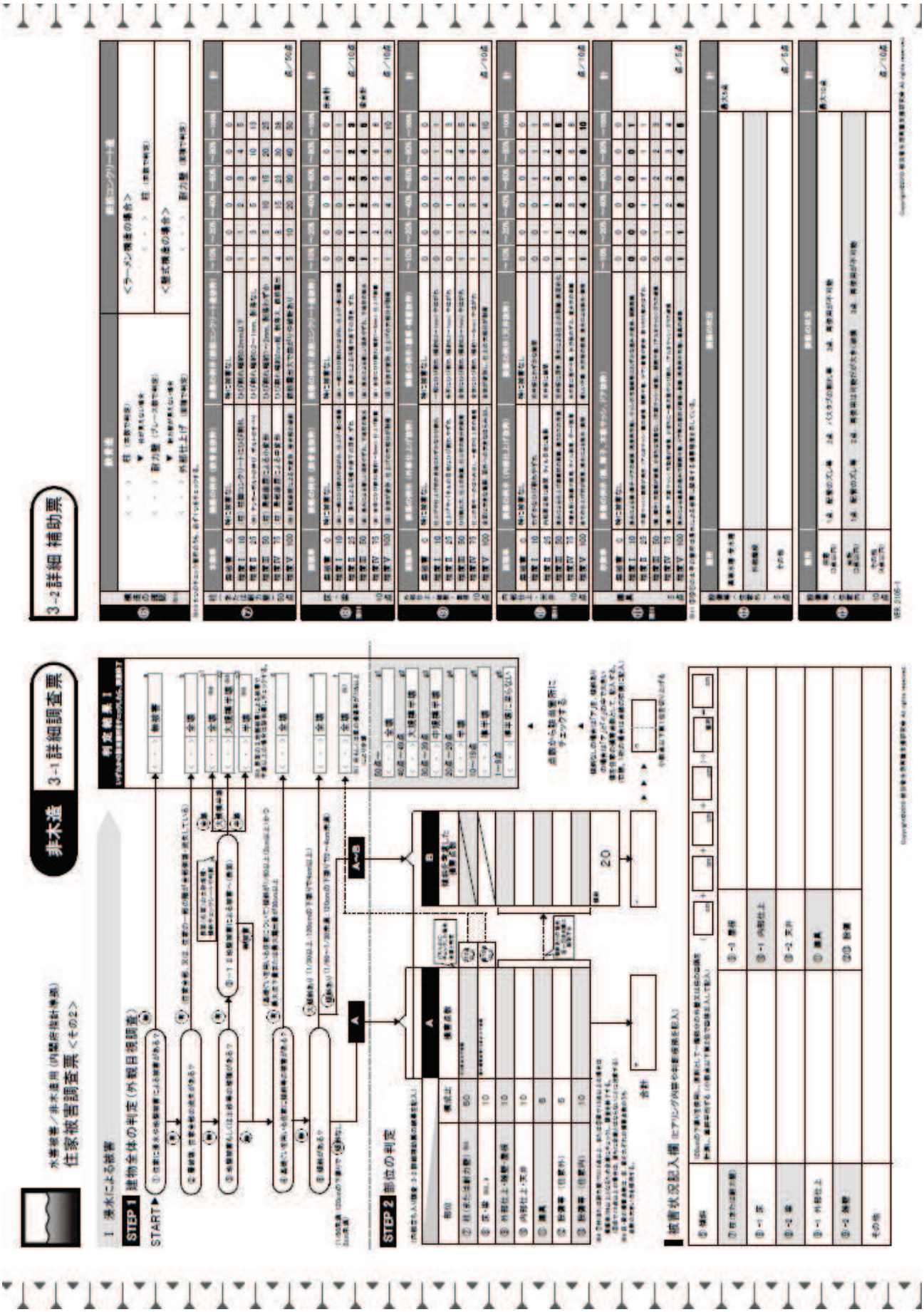
非木造
3-1 詳細調査票
3-2 詳細 補助票
水害被害／非木造用（内閣府推計準拠）
住家被害調査票 <その2>
1 浸水による被害
STEP 1 建物全体の判定（外観目視調査）
START
STEP 2 部位の判定
被害状況記入欄

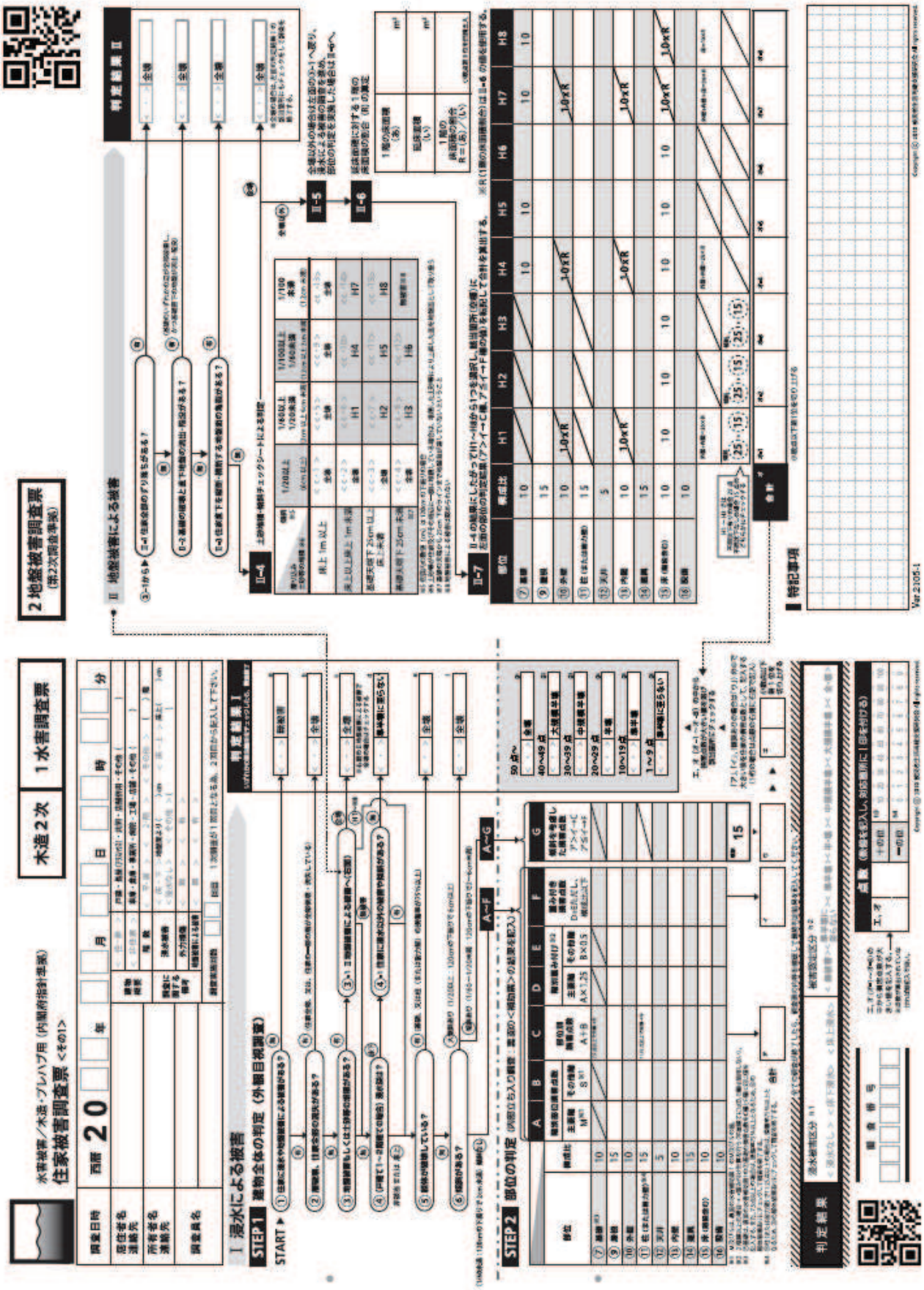
水害被害／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）
住家被害調査票 <その1>
木造２次
１水害調査票
２地盤被害調査票
（第2次調査準拠）
Ⅰ 浸水による被害
STEP1 建物全体の判定（外観目視調査）
STEP2 部位の判定
Ⅱ 地盤被害による被害
判定結果Ⅰ
判定結果Ⅱ
特記事項
判定結果

水害被害／木造・プレハブ用（内閣府指針平成）

住家被害調査票 <その2>

木造２次 | **3-1 水害補助票1**

⑦ 基礎	外力等	外周基礎長さ（ア） m	損傷基礎長さ（イ） m	損傷点数 (イ)÷(ア)×100 点	計 点
	汚泥	汚泥なし	床下に汚泥が堆積：1点		

※8 7.5点以上の場合は損傷率70%以上となるため、次の基礎破壊をリストチェックして調査を終了する。

		主要階	その他階	計
⑧ 割増率	屋根	(1)	(2)	1.0
	床	(3)	(4)	1.0

※10 基礎が破壊率100%の場合に、床が破壊率は0%の場合に適用する。

主要階 ※11

		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
⑨ 屋根 15点		破壊率	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(1) M
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点
⑩ 外壁 10点		破壊率	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(3) M
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点
⑪ 柱（または耐力壁） 15点		本数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		破壊率	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(3) M
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点
⑫ 天井 5点		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		破壊率	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(3) M
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	点／5点
⑬ 内部 10点		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		破壊率	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(3) M
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
		程度Ⅳ	1	2	5	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点
⑭ 建具 15点		枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		破壊率	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(3) M
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点
⑮ 床（畳敷き） 10点		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		破壊率	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(3) M
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点

その他階 ※11

		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
⑨ 屋根 15点		破壊率	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(2) S
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点
⑩ 外壁 10点		破壊率	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(4) S
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点
⑪ 柱（または耐力壁） 15点		本数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		破壊率	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(4) S
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点
⑫ 天井 5点		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		破壊率	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	計×(4) S
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	点／5点
⑬ 内部 10点		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		破壊率	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(4) S
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点
⑭ 建具 15点		枚数率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		破壊率	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	計×(4) S
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	点／15点
⑮ 床（畳敷き） 10点		面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		破壊率	0	0	0	0	0	0	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	計×(4) S
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	点／10点

※11 太字の数字は過去による経験に基づく損傷程度を示している。

			階	損傷の状況		階	損傷の状況	点	計
⑯ 畳 10点	四畳（3枚以内）	主要階 その他階		1点、配管のズレ等 2点、パネタブの割れ等 3点、再使用が不可能	その他（3枚以内を水洗い、ペンタッチ等 4枚以内）	主要階			主要階 M 点
	台所（3枚以内）	主要階 その他階		1点、配管のズレ等 2点、再使用は可能だが大きく破損 3点、再使用が不可能		その他階			その他階 S 点

Copyright (C) 2018 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved

3-2 水害補助票2

被害状況記入欄（ヒアリング内容や判断根拠を記入）

⑥ 傾斜	120cmの下図りを使用し、測定として一箇所分の外壁又は柱の傾斜を計測し、平均する（小数点以下第2位で四捨五入して記入）	⑬ 内壁	
⑦ 基礎		⑭ 建具	
⑨ 屋根		⑮ 床（畳敷き）	
⑩ 外壁		⑯ 畳	
⑪ 柱（または耐力壁）		その他	
⑫ 天井			

柱と建具の比率算定シート（損傷程度別の柱本数や建具枚数を下表に「正」の字で記入して、本数率や枚数率を算定する）

柱 損傷程度	主要階 柱の本数 (ア)	主要階 本数率 (ア)/(イ)×100%	その他階 柱の本数 (ウ)	その他階 本数率 (ウ)/(エ)×100%
破壊率				
程度Ⅰ				
程度Ⅱ				
程度Ⅲ				
程度Ⅳ				
程度Ⅴ				
合計	(イ)		(エ)	

この数値を元にして、⑪へ記入する

建具 損傷程度	主要階 建具の枚数 (オ)	主要階 枚数率 (オ)/(カ)×100%	その他階 建具の枚数 (キ)	その他階 枚数率 (キ)/(ク)×100%
破壊率				
程度Ⅰ				
程度Ⅱ				
程度Ⅲ				
程度Ⅳ				
程度Ⅴ				
合計	(カ)		(ク)	

この数値を元にして、⑭へ記入する

図面等記入欄

Ver.2105-1

Copyright (C) 2018 被災者生活再建支援研究会 All rights reserved

資料

水害被害／非木造用（内閣府推計手法）

住家被害調査票 <その1>

非木造(再) 1 全体概要

調査日時	西暦 20 □□ 年 □□ 月 □□ 日 □□ 時 □□ 分			
居住者名 連絡先		建物概要	< 住・兼 >	戸建・長屋(戸)(以)・共同・店舗併用・その他（　　）
			< 非住家 >	倉庫・農業・事業所・病院・工場・店舗・その他（　　）
所有者名 連絡先			階数	< 平・高 > < 2・階 > < その他 > （　　）階
調査員名		調査に関する備考	浸水被害	< 床・下 > 地盤面より（　　）cm < 床・上 > 床上（　　）cm < 浸水なし > < その他 >（　　）
			外力指標	< 風 > < 雨 >
			地盤被害による被害	< 無 > < 有 >
		調査実施回数		□□ 回目
物件所在地	※集合住宅の場合は、住所等は不明でも建物名・アパート名・部屋番号を必ず記入する			

地図

すべての調査が終了したら、調査票の内容を確認して機械判定結果を記入してください。

判定結果

浸水被害区分 ※1	< 浸水なし > < 床下浸水 > < 床上浸水 >
被害認定区分 ※2	< 全壊 > < 半壊に至らない > < 準半壊 > < 半壊 > < 中規模半壊 > < 大規模半壊 > < 全壊 >

調査番号 □□□□□□□

Ⅰ, Ⅱ(Ⅱ-1～Ⅱ-4)の中から選択点数が大きい値を記入する。※点数が無いものでいい場合は空白とする。

点数（数値を記入し、対応箇所に 1 印を付ける）

Ⅰ		十の位	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100
		一の位	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

Copyright © 2019 株式会社日本総合研究所 All rights reserved

2 地盤被害調査票

（第2次調査手法）

Ⅱ 地盤被害による被害

Ⅱ-1 土砂堆積・傾斜チェックシートによる判定

傾斜 ※1 ／ 盛り込み・土砂等の堆積 ※2	1/20以上 (5cm以上)	1/60以上 1/20未満 (2cm 以上 5cm 未満)	1/100以上 1/60未満 (1.2cm 以上 2cm 未満)	1/100 未満 (1.2cm 未満)
床上 1m 以上	<c-1> 全壊	<c-5> 全壊	<c-9> 全壊	<c-13> 全壊
床上以上床上 1m 未満	<c-2> 全壊	<c-6> H1	<c-10> H4	<c-14> H7
基礎天端下 25cm 以上床上未満	<c-3> 全壊	<c-7> H2	<c-11> H5	<c-15> H8
基礎天端下 25cm 未満 ※3	<c-4> 全壊	<c-8> H3	<c-12> H6	無被害※4

※1 括弧内の数値（cm）は 120cm の下盛りの場合
※2 土砂等の仕表及びその周辺に一様に堆積している場合は、堆積した土砂等により上昇した面を地盤面として取り扱う
※3 基礎の天端から 25cm 下のラインまで地盤面が達していないということ
基礎の天端が把握できない場合等は、埋込量 20cm 未満を目安とする
※4 地盤被害による被害は認められない

Ⅱ-2 裏面③-1へ戻り、土砂堆積・傾斜チェックシートでの判定結果を記入する。（全壊の場合は調査を終了する）浸水による被害の調査を進め、部位の判定を実施した場合はⅡ-3へ。

Ⅱ-3 延床面積に対する1階の床面積の割合（R）の算定

1階の床面積（あ）	m²
1棟の延床面積（い）	m²

1階の床面積の割合 R＝（あ）／（い）　（小数点第1位を切り捨て）

Ⅱ-4 Ⅱ-1の結果にしたがってH1～H8から1つを選択し該当箇所（全棟）に裏面の部位の判定結果（A棟の値）を転記して合計を算出する。

※R（1階の床面積割合）は Ⅱ-3 の値を使用する。

部位	構成比	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
①柱または耐力壁（H4,H5,H7,H8に該当し、①柱または耐力壁の損傷度が3/5以上の場合はチェック）	50								
②床・梁	10				10	10	10	10×R	10×R
③外部仕上・開口部・屋根	10	10×R			10×R			10×R	
④内部仕上・天井	10	10×R			10×R			10×R	
⑤設備	5								
⑥設備等（住家外）	5								
⑦設備等（住家内）	10								
※※ H4、H5、H7、H8に該当し、①柱または耐力壁の損傷が3/5以上の場合、傾き込みによる沈下を含む土砂堆積量が15%以上になるため、全壊と判定する。		外壁の傾＝20×R			外壁の傾＝20×R			外壁の傾＝20×R	外壁＝20×R
H1～H8では、不同沈下の有無を確認し、どちらかにチェックする		地盤 不同沈下（あり）35 / 不同沈下（なし）25	地盤 不同沈下（あり）35 / 不同沈下（なし）25	地盤 不同沈下（あり）35 / 不同沈下（なし）25	基礎 10	基礎 10		基礎 10	基礎 10
合計 Σ		Σ=	Σ=	Σ=	Σ=	Σ=	Σ=	Σ=	Σ=

（小数点以下第1位を切り上げる）

特記事項

Ver.2105.1

Copyright © 2019 株式会社日本総合研究所 All rights reserved

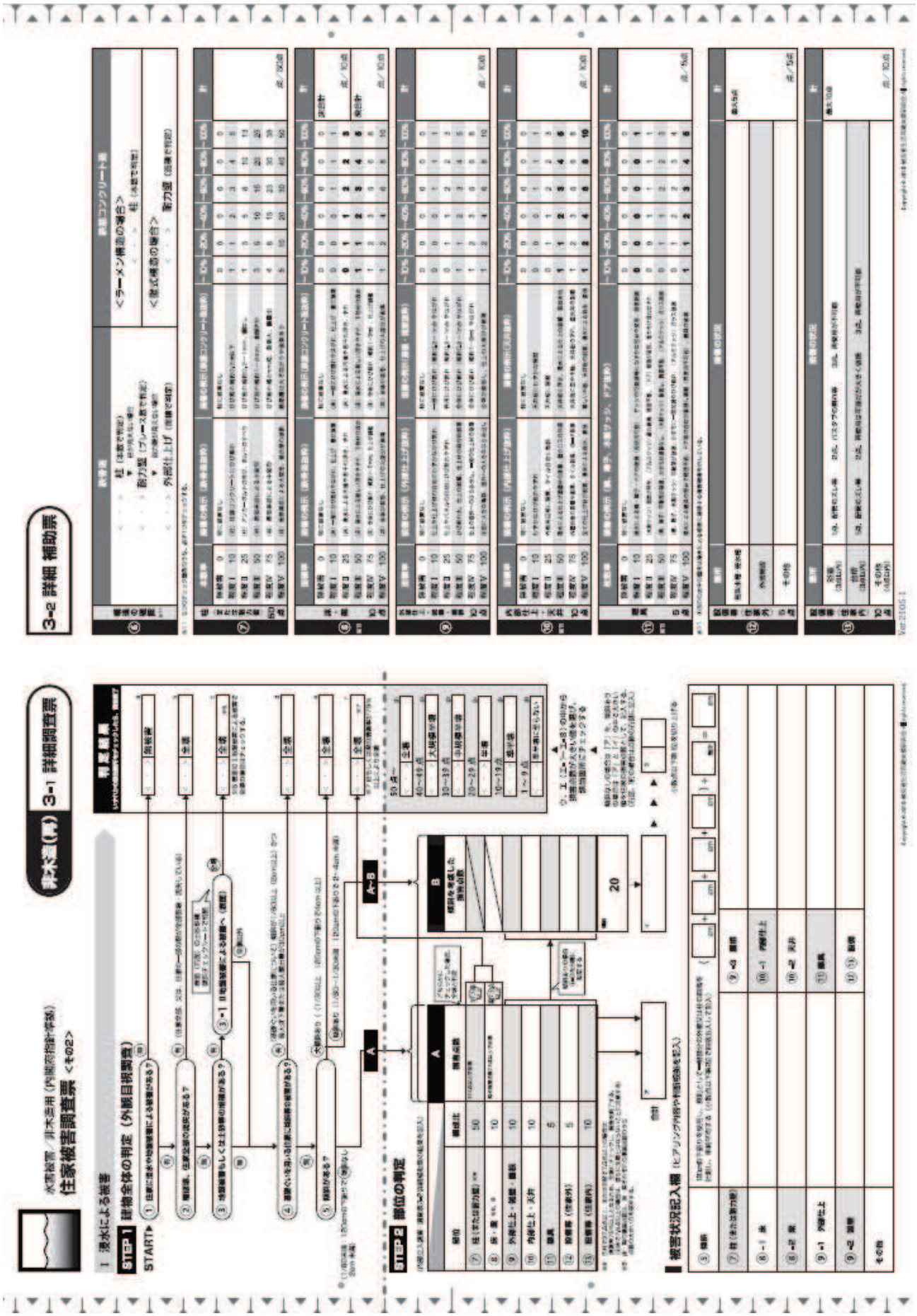
3-1 詳細調査票
3-2 詳細 補助票
住家被害調査票 <その2>
STEP 1 詳細全体の判定（外観目視調査）
START
STEP 2 部位の判定
被害状況記入欄

風害被害／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その1>

木造 | **1 全体概要**

調査日時	令和 20□□年□□月□□日□□時□□分		
居住者名 連絡先		建物概要	住宅：戸建・長屋（テラスハウス）・共同・店舗併用・その他（　）
			非住宅：倉庫・車庫・事務所・病院・工場・店舗・その他（　）
所有者名 連絡先			階数：平屋（　）・2階（　）・その他（　）（　）階
		調査に関する事項	浸水による被害：（　）（　）
調査員名			
		調査実施回数	□□回目
物件所在地	仮設住宅の場合は、住所等は不明でも建物名・アパート名・部屋番号を必ず記入する		

Copyright© NTTインフラネット株式会社All Rights Reserved.

すべての調査が終了したら、調査票の内容を確認して最終判定結果を記入してください。

判定結果　点数に応じた判定結果を記入する *

（無被害）（軽微に修復可）（半壊）（一部・全壊）（中規模半壊）（大規模半壊）（全・半壊）

調査番号 □□□□□□□

※点数が重点されていない場合は無記入で構い

点数（数値を記入し、対応箇所に｜印を付ける）										
十の位	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
一の位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

Copyright©2019 東京都立産業技術研究センター All rights reserved.

2 図面等

図面等記入欄

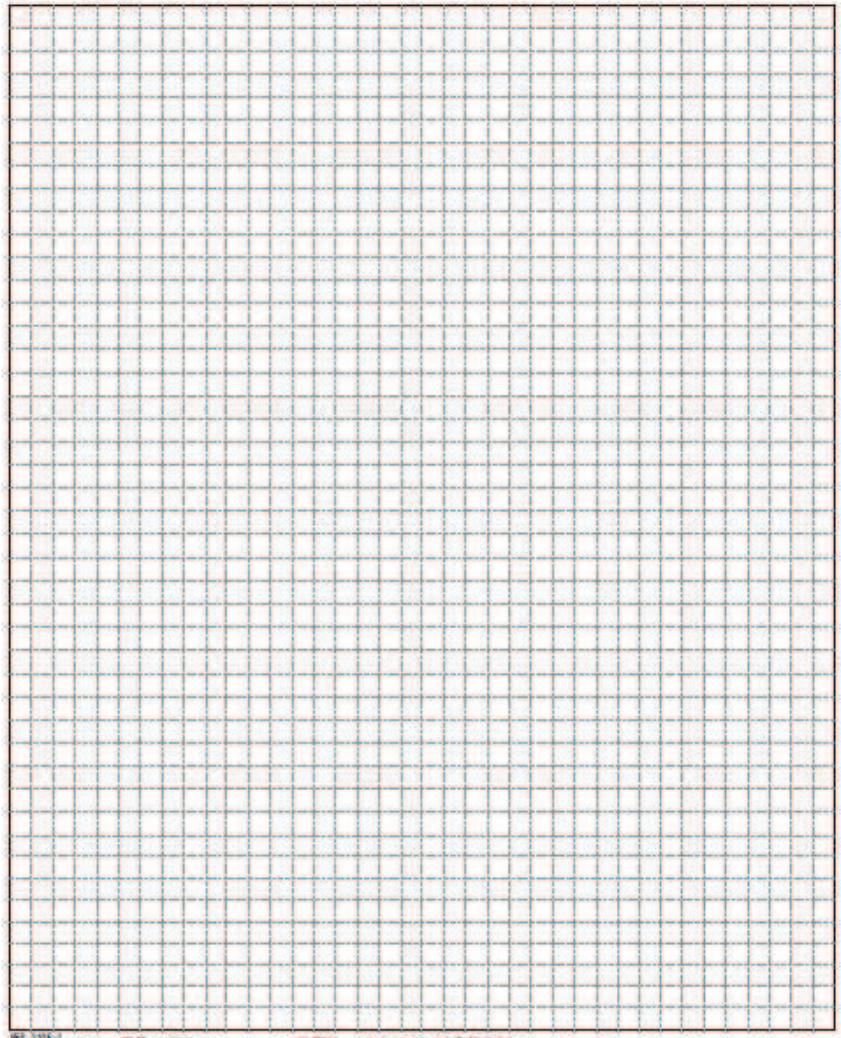

WK 2106-1

メッシュ番号：533　　災害ID：132070006　R3真坂テスト

地図中心住所：東京都昭島市田中町1-17-1

Copyright©2019 東京都立産業技術研究センター All rights reserved.

3-2 詳細補助票

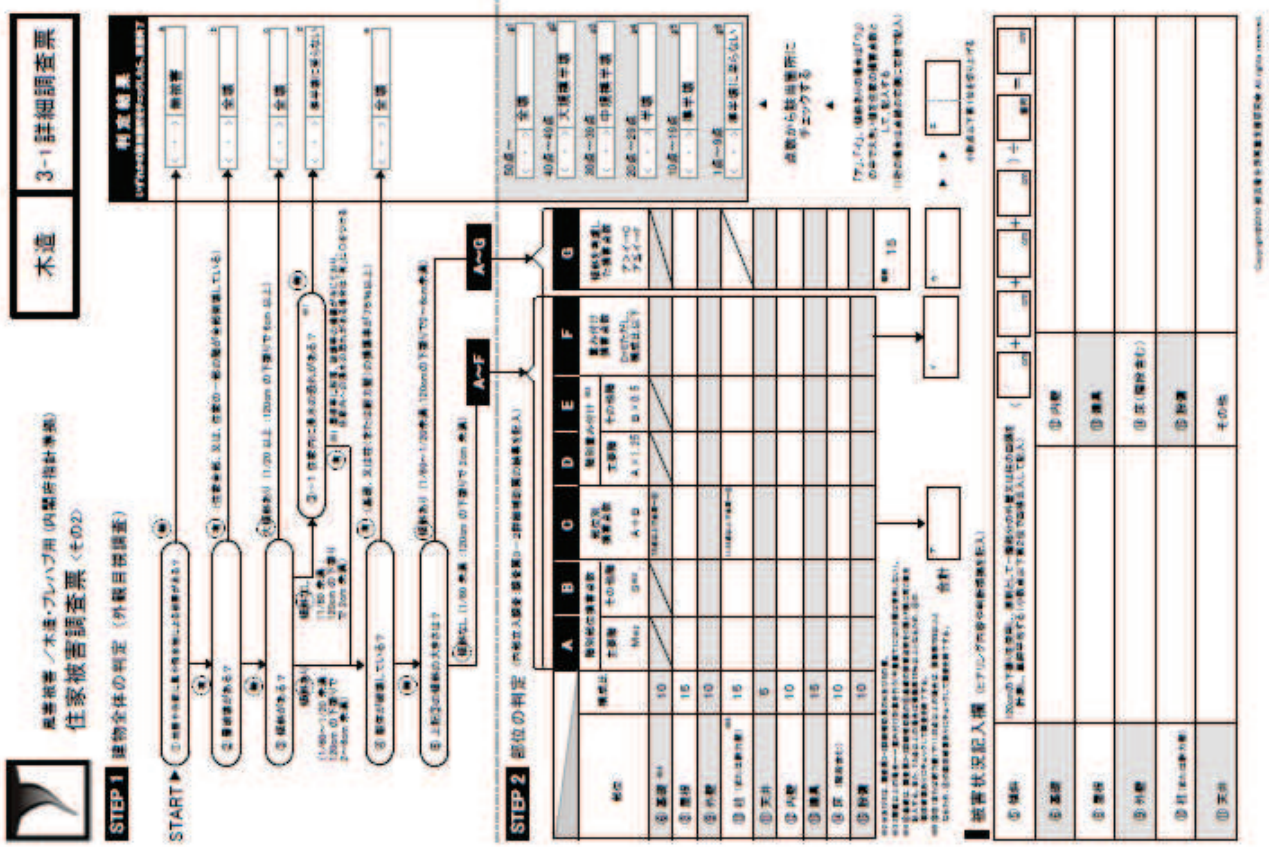
木造
3-1 詳細調査票
住家被害調査票（その2）
STEP 1
START
STEP 2

風害被害 ／非木造用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その1>

非木造 1 全体概要

調査日時	所要 20□□年□□月□□日□□時□□分		
居住者名 連絡先		建物概要	（住宅）戸建・長屋（マンション）・共同・店舗併用・その他（　）
			（非住宅）倉庫・倉庫・事業所・病院・工場・店舗・その他（　）
			階数 （平屋）（2階）（その他）（　）階
所有者名 連絡先		調査に関する事項	浸水による被害 （有）（無）
調査員名			
		調査実施回数 □□回目	
物件所在地	※集合住宅の場合は、住所等は不明でも建物名・アパート名・部屋番号を必ず記入する		

Copyright© NTTインフラネット株式会社All Rights Reserved.

判定結果

点数に応じた判定結果を記入する ※

（無被害）（部分的に被害）（半壊）（半・倒）（中規模半壊）（大規模半壊）（全・潰）

調査番号 □□□□□□□

最下の被害点数 1の値を記入する。 小数点が表記されていない試験数値入で良い

点数（数値を記入し、判応箇所に｜印を付ける）											
十		小の位	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
		一の位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

Copyright©2013 東京都木造住宅耐震診断研究会 All rights reserved.

2 図面等

図面等記入欄

VER 2105-1

メッシュ番号：533　　災害ID：132070006 R3真板テスト

地図中心住所：東京都昭島市田中町1-17-1

Copyright©2013 東京都木造住宅耐震診断研究会 All rights reserved.

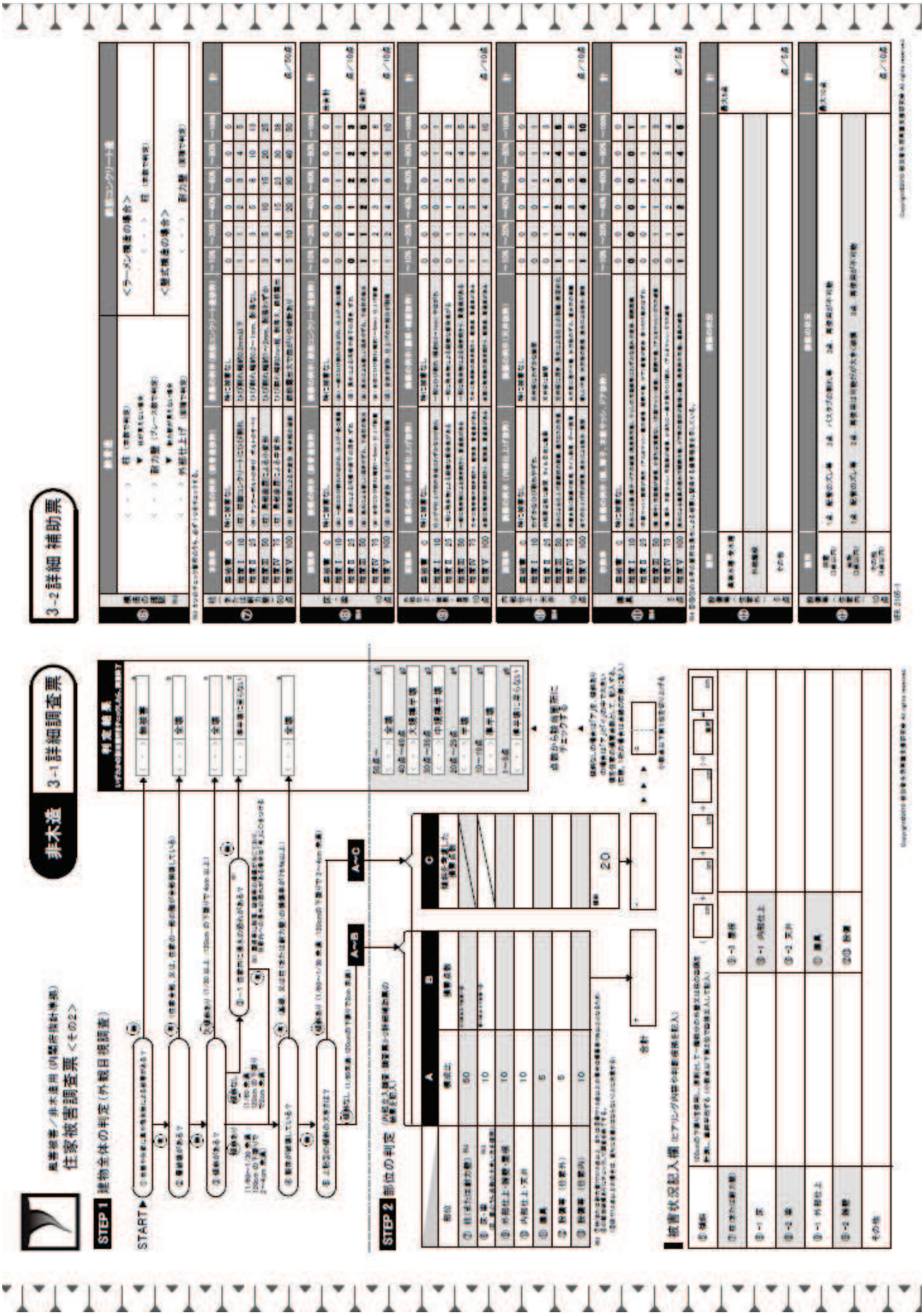
3-2詳細補助票
非木造
3-1詳細調査票
住家被害調査票 <その2>
STEP 1 建物全体の判定（外観目視調査）
START
STEP 2 部位の判定
A~B
A~C
合計
被害状況記入欄

風害被害／木造・プレハブ用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その1>

木造（再） | **1 全体概要**

調査日時	西暦 20 □□ 年 □□ 月 □□ 日 □□ 時 □□ 分			
居住者名 連絡先		建物概要	< 住・非 >	戸建・長屋（分譲的）・共同・店舗併用・その他（　　）
			< 非住家 >	車庫・倉庫・事業所・病院・工場・公舎・その他（　　）
所有者名 連絡先			階数	< 平屋 > < 2階 > < その他 >（　　）階
		調査に関する備考	浸水による報告	< 無 > < 有 >
調査員名				
		調査実施回数	□□ 回目	

物件所在地	※集合住宅の場合は、住所等は不明でも建物名・アパート名・部屋番号を必ず記入する

特記事項

今までの調査が終了したら、調査票の内容を確認して最終判定結果を記入してください。

判定結果　点数に応じた判定結果を記入する ※1

< 無被害 >　半半壊に変わらない　< 準半壊 >　< 半・壊 >　< 中規模半壊 >　< 大規模半壊 >　< 全・壊 >

調査番号 □□□□□□□□

最後の最終点数 上の値を記入する。点数が無かれていない ないれば記入不要。

点数（数値を記入し、対応箇所に1印を付ける）			
上		十の位	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100
		一の位	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

Copyright © 一般社団法人 [illegible] All rights reserved.

2 図面等

図面等記入欄

Ver.2105-1

Copyright © 一般社団法人 [illegible] All rights reserved.

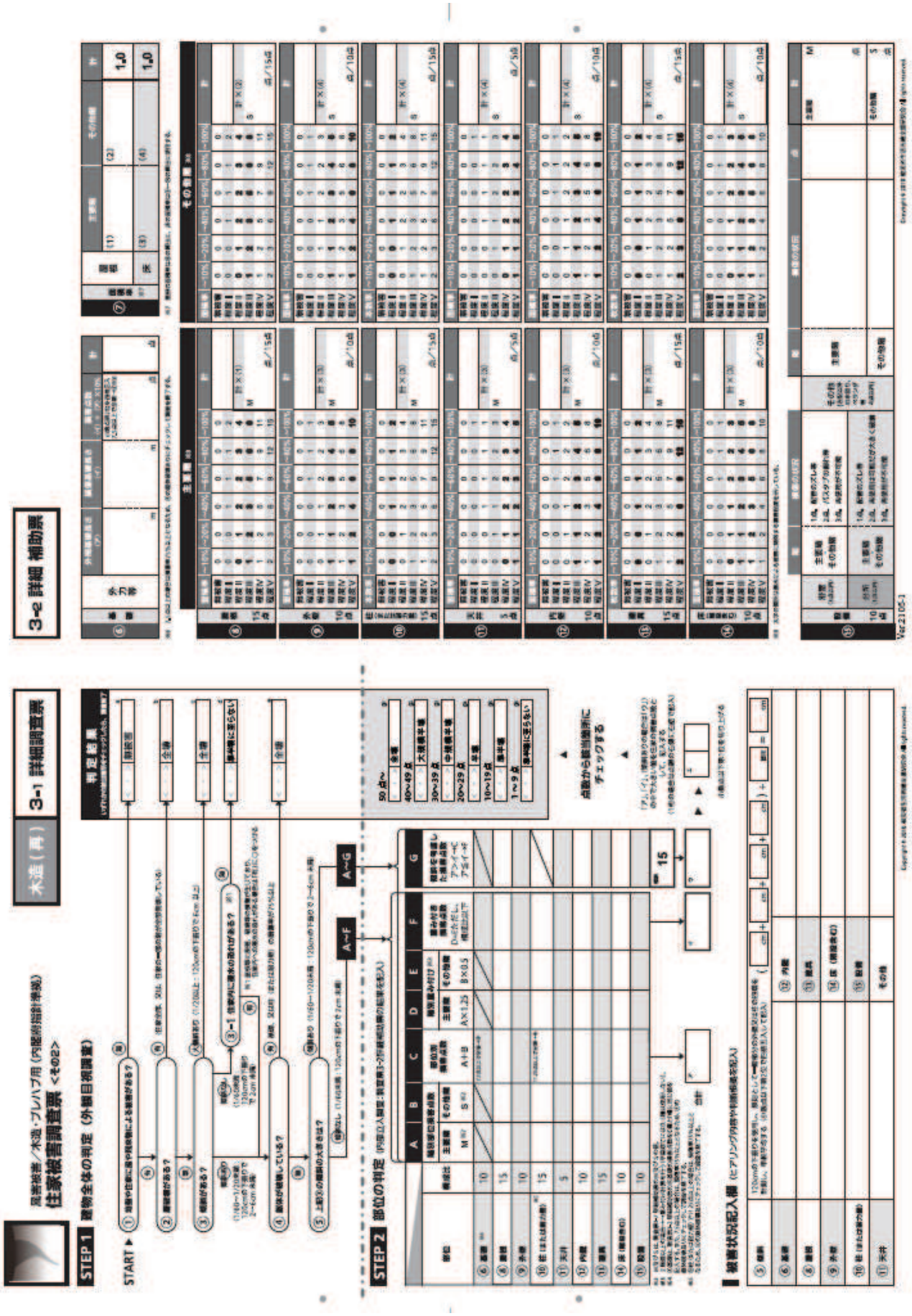
3-2 詳細 補助票
木造（再）
3-1 詳細調査票
住家被害調査票 <その2>
STEP 1
STEP 2
START
判定結果
部位の判定
被害状況記入欄

資料

風害被害／非木造用（内閣府指針準拠）

住家被害調査票 <その1>

非木造（再） 1 全体概要

調査日時	西暦 20 □□年 □□月 □□日 □□時 □□分			
居住者名 連絡先		建物概要	< 住・家 >	戸建・長屋（プハウス）・共同・店舗併用・その他（　）
			< 非住家 >	倉庫・農家・事務所・病院・工場・店舗・その他（　）
所有者名 連絡先			階数	< 平屋 > < 2階 > < その他 > （　）階
調査員名		調査に関する備考	浸水による被害	< 無 > < 有 >
			調査実施回数	□□回目

物件所在地	※集合住宅の場合は、住所等は不明でも建物名・アパート名・部屋番号を必ず記入する

特記事項

判定結果	※全ての調査が終了したら、調査票の内容を確認して最終的な結果を記入してください。 点数に応じた判定結果を記入する ※1 < 無被害 > < 半半壊に至らない > < 準半壊 > < 半・壊 > < 中規模半壊 > < 大規模半壊 > < 全・壊 >

調査番号 □□□□□□□

裏面の被害点数上の値を記入する。
※点数が書かれていない（ないれば記入できない。

点数（数値を記入し、対応箇所に1印を付ける）											
上		十の位	※3	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
		一の位	※4	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

Copyright © 2018 地区被害区分調査支援研究会 All rights reserved.

2 図面等

図面等記入欄

Ver.2105-1

Copyright © 2018 地区被害区分調査支援研究会 All rights reserved.

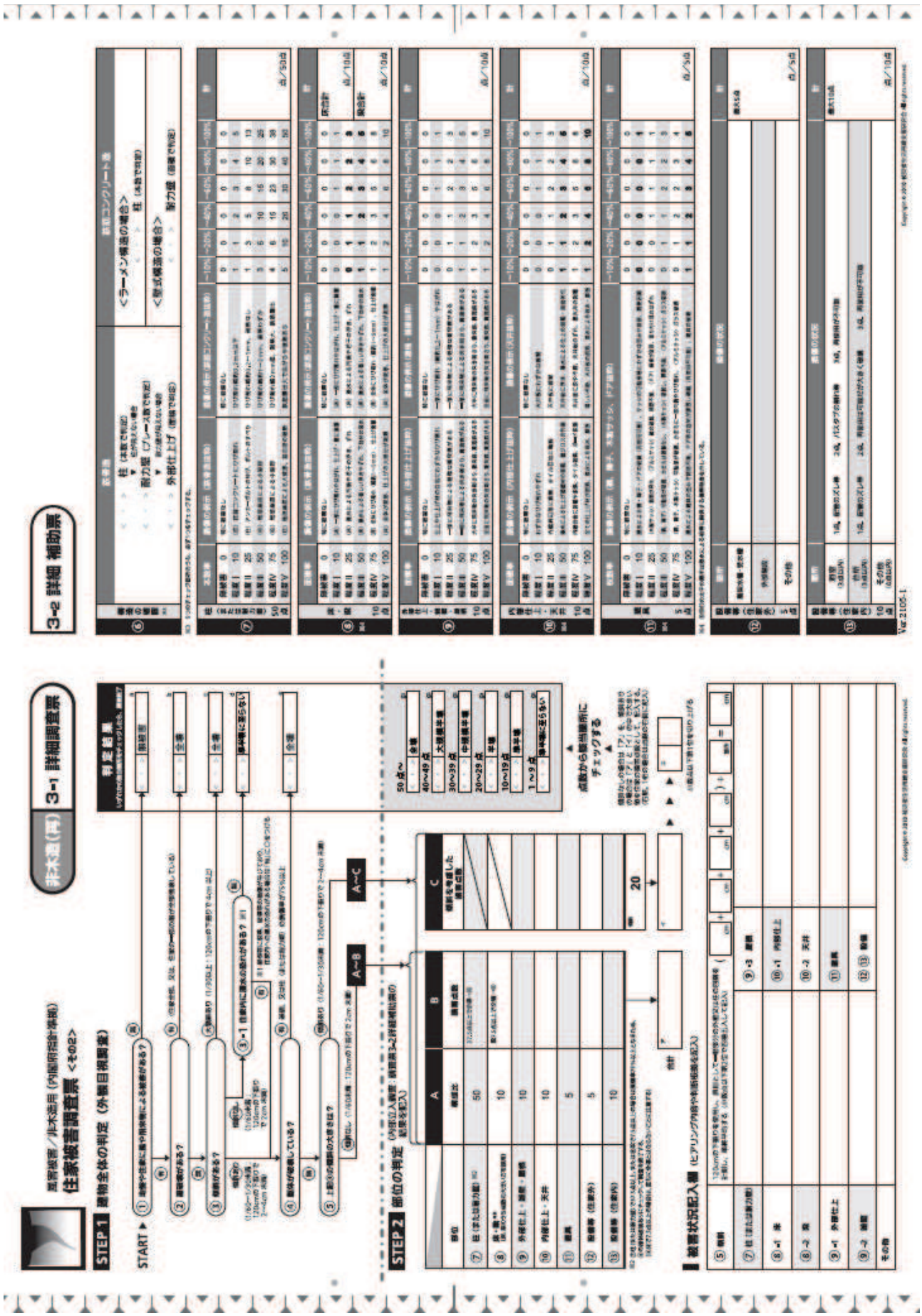
3-2 詳細 補助票
3-1 詳細調査票
非木造(再)
住家被害調査票 <その2>
STEP 1 建物全体の判定（外観目視調査）
STEP 2 部位の判定
被害状況記入欄

資料　72　激甚災害指定基準

激甚法適用条項と適用措置	指定基準
第２章（第３条）（第４条３．）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	Ａ　公共施第２章（第３条）設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5%
	Ｂ　公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% ------の県が１以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5% ------の県が１以上
第５条　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	Ａ　農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
	Ｂ　農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% ------の県が１以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額＞10 億円　------の県が１以上
第６　条　農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	(1) 第５条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第８条の措置が適用される場合
	ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が５千万円以下の場合は除く。
第８条　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	Ａ　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
	Ｂ　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3%　------の県が１以上
	ただし、ＡＢとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。
第 11　条の２　森林災害復旧事業に対する補助	Ａ　林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5%
	Ｂ　林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% ------の県が１以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1% ------の県が１以上
	ただし、ＡＢとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第 12 条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 第 13　条 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 第 15 条 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	Ａ　中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2%
	Ｂ　中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ 一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ……の県が１以上 ただし、火災の場合又は第 12 条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。

第 22 条 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数≧4,000 戸
	B (1) 被災地全域滅失戸数≧2,000 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≧200 戸又は住宅戸数の 1 割以上 ------の市町村が 1 以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数≧1,200 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≧400 戸又は住宅戸数の 2 割以上 ……の市町村が 1 以上
	ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。
第 7 条 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第 9 条 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	
第 10 条 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	
第 11 条 共同利用小型漁船の建造費の補助	
第 14 条 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第 20 条 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第 21 条 水防資材費の補助の特例	
第 23 条 産業労働者住宅建設資金の融通の特例	
第 25 条 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

資料　73　局地激甚災害指定基準

激甚法適用条項と適用措置	指定基準
第２章(第３条)（第４条)公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市町村の標準税収入×50%（査定事業費が１千万円未満のものを除く。） ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額が概ね１億円未満である場合を除く。
第５条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 第６条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が１千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額が概ね５千万円未満である場合を除く。
第 11 条の２森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額＞ 当該市町村に係る生産林業所得推定額×1.5 (樹木に係るもの)（木材生産部門） （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね 0.05%未満のものを除く。） かつ (1)　大火による災害にあっては、要復旧見込面積＞300ha 又は (2)　その他の災害にあっては、 要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%
第 12 条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 第 13 条 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 第 15 条 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10%（被害額が１千万円のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額が概ね５千万円未満である場合を除く。
第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第２章（第３条及び第４条）又は第５条の措置が適用される場合。

資料　74　激甚災害法に定める事業及び都関係局

適用条項	事　業　名	都関係局名	備　考
第３条	1　公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2　公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3　公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4　公営住宅施設災害復旧事業	都市整備局	
	5　生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	
	6　児童福祉施設災害復旧事業		
	7　老人福祉施設災害復旧事業		
	8　身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業		
	9　障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、又は障害福祉サービス事業の用に供する施設の災害復旧事業		
	10　婦人保護施設災害復旧事業		
第３条 及び 第 19 条	11　感染症予防事業	福祉保健局	
	12　感染症指定医療機関災害復旧事業		
第３条 及び 第９条	13　堆積土砂排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局 都市整備局 総務局	河川、道路、公園、緑地、運河、溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設（貯木場等） 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外
第３条 及び 第 10 条	14　湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第５条	15　農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
	16　農林水産業共同利用施設災害復旧事業		
第７条	17　開拓者等の施設の災害復旧事業		

適用条項	事　　業　　名	都関係局名	備　　考
第８条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置	産業労働局	
第 11 条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第 12 条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第 13 条	21 小規模企業者等設備同遠敷資金助成法による貸付金の償還期間の特例		
第 14 条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第 16 条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第 17 条	25 私立学校施設の災害復旧事業	生活文化局	
第 20 条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉保健局	
第 21 条	27 水防資材費の補助の特例	建設局	
第 22 条	28 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	都市整備局	
第 24 条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	建　設　局 教　育　庁 産業労働局 財　務　局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

資料　75　危機管理個別マニュアル（概要版）

危機の名称		所管部課		統括者	作成者	作成年月日

Ⅰ　計画内容

項　　目	具　体　的　内　容	
1　平常時の危機管理		
目標設定		
予防対策		
2　緊急時の対応		
緊急連絡体制		
庁内関係部課への連絡		
関係機関への連絡		
緊急対策		対応責任者
情報の伝達		
3　緊急対応時の留意事項		
初動時		
応援要請		
広報		
避難		

Ⅱ　庁内関係部課一覧

名　　称	職　名	電　話	携　帯

Ⅲ　関係機関一覧

名　　称	担 当 者	電　話	住　所

Ⅳ　夜間・休日緊急連絡網

Ⅴ　職員配備体制

レベル1	レベル2		レベル3・4					

資料　76　東京都震災対策条例　（平成12年12月22日　条例第202号）

東京都震災対策条例を公布する。

東京都震災対策条例

東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号）の全部を改正する。

目　　次

前　　文
第１章　総　　則
　第１節　目的（第１条）
　第２節　知事の責務（第２条－第７条）
　第３節　都民の責務（第８条）
　第４節　事業者の責務（第９条－第11条）
第２章　予防対策
　第１節　震災に関する研究、公表等（第12条）
　第２節　防災都市づくりの推進（第13条）
　第３節　都市施設及び建築物等の安全の確保（第14条－第23条）
　第４節　火災の防止等（第24条－第31条）
　第５節　防災広報及び防災教育（第32条・第33条）
　第６節　防災組織（第34条－第37条）
　第７節　地域における相互支援ネットワークづくり（第38条）
　第８節　ボランティアへの支援（第39条）
　第９節　要援護者に対する施策（第40条）
　第10節　防災訓練（第41条・第42条）
　第11節　都民等の意見（第43条）
第３章　応急対策
　第１節　応急体制等の整備（第44条－第46条）
　第２節　避難（第47条－第51条）
　第３節　救出及び救助の活動拠点等の確保（第52条）
　第４節　帰宅困難者対策（第53条・第54条）
第４章　復興対策
　第１節　震災復興の推進（第55条・第56条）
　第２節　地域協働復興（第57条・第58条）
第５章　委任（第59条）
附　　則

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らしめたところである。

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の視点から地震に強いまちづくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し、震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

第１章　総　　則

第１節　目的

第１条　この条例は、地震による災害（以下「震災」という。）に関する予防、応急及び復興に係る対策（以下「震災対策」という。）に関し、都民、事業者及び東京都（以下「都」という。）の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

第２節　知事の責務

（基本的責務）

第２条　知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

２　前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業（以下「震災対策事業」という。）の計画（以下「震災対策事業計画」という。）を策定し、その推進を図らなければならない。

３　震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア（以下「都民等」という。）、並びに第34条から第36条までの防災組織並びに第58条第１項の復興市民組織の意見を聴くよう努めなければならない。

（都民及び事業者に対する指導等）

第３条　知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び事業者の協力を求めるとともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

（ボランティアに対する支援）

第４条　知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなけ

ればならない。

（都民等への助成）

第５条　知事は、都民等が行う震災対策活動の対し、必要な助成を行うことができる。

（区市町村との連絡調整及び助成）

第６条　知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）との連絡調整並びに区市町村が実施する震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。

２　知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。

（協力要請）

第７条　知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

第３節　都民の責務

第８条　都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

２　都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

(1)　建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保

(2)　家具の転倒防止

(3)　出火の防止

(4)　初期消火に必要な用具の準備

(5)　飲料水及び食糧の確保

(6)　避難の経路、場所及び方法についての確認

３　都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第57条の地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

４　都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

第４節　事業者の責務

（基本的責務）

第９条　事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第57条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

２　事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等の事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

３　事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

（事業所防災計画の作成）

第10条　事業所は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

（事業所防災計画の届出）

第11条　都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業所は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

第２章　予防対策

第１節　震災に関する研究、公表等

第12条　知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

２　都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。

３　知事は、第１項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

４　知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第２節　防災都市づくりの推進

第13条　知事は、防災都市づくり（震災を予防し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第１項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。）等について耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をいう。以下この条において同じ。）を推進するため、防災都市づくりに関する計画を策定しなければならない。

２　前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　防災都市づくりに関する施策の指針

(2)　地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定

(3)　重点整備地域（防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。）等の指定

３　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第１項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第３節　都市施設及び建築物等の安全の確保

（都市施設等の耐震性等の確保）

第14条　知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

（一般建築物の耐震性等の確保）

第15条　知事は、一般建築物（次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

（特殊建築物等の耐震性等の確保）

第16条　知事は、特殊建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。）その他知事が必要と認める建築物及び地下街（消防法（昭和23年法律第186号）に規定する地

下街をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助言し、若しくは勧告することができる。

（重要建築物の耐震性等の強化）

第17条　知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

(1)　震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物

(2)　震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物

（公共施設等の安全の確保）

第18条　知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋りょう、港湾その他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、それらの安全の確保に努めなければならない。

２　前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。

（都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保）

第19条　都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

２　知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を収容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。

（危険物の落下防止）

第20条　知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

（宅地造成地の安全の確保）

第21条　知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

（宅地造成地の検査）

第22条　知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。

（地盤沈下の防止）

第23条　知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の定めるところにより、地下用水について揚水の抑制に努めなければならない。

第４節　火災の防止等

（火災の防止）

第24条　知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。

（初期消火）

第25条　都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。

（火気使用器具の規制）

第26条　知事は、地震時に出火の危険性の高い設備及び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）の定めるところにより、必要な規制を行わなければならない。

（消防水利の確保及び消防力の強化）

第27条　知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

２　知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

（建築物の不燃化）

第28条　知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。

２　消防法第９条の３の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。

（延焼遮断帯の整備）

第29条　知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯（火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。）の整備に努めなければならない。

（危険物取扱施設の安全の確保）

第30条　知事は、消防法第２条第７項の危険物、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第２条の高圧ガスその他これらに類する危険物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

（有害物取扱施設の安全の確保）

第31条　知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

第５節　防災広報及び防災教育

（防災広報）

第32条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する広報活動を積極的に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めければならない。

（防災教育）

第33条　都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第36条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第６節　防災組織

（防災市民組織）

第34条　知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力を行い、そ

の充実が図られるよう努めなければならない。

（施設の防災組織）

第35条　事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

（業種別の防災組織）

第36条　危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取り扱う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければならない。

（防災リーダーの育成）

第37条　知事は、第34条の防災市民組織及び第35条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災リーダー（これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。）の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第７節　地域における相互支援ネットワークづくり

第38条　知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区市町村が行う地域相互支援ネットワーク（当該区市町村の区域で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。）の育成の促進に必要な施設を講ずるよう努めなければならない。

第８節　ボランティアへの支援

第39条　知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

２　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。

第９節　要援護者に対する施策

第40条　知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、外国人等震災時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第10節　防災訓練

（防災訓練の実施）

第41条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。

２　前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は障害を受けたときの補償については、東京都規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。

（防災組織の訓練）

第42条　第34条から第36条までの防災組織の責任者は、震災の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

２　前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

３　知事は、第１項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。

第11節　都民等の意見

第43条　都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものに

ついて知事に意見を述べることができる。

２　都民は、第47条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べることができる。

３　知事は、前２項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第３章　応急対策

第１節　応急体制等の整備

（災害応急体制の整備）

第44条　知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

２　知事は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。

（情報連絡体制の整備等）

第45条　知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する方法を講じなければならない。

（他団体への協力要請の方法）

第46条　知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共団体等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

第２節　避難

（避難場所の指定）

第47条　知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

２　知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

（避難道路の指定）

第48条　知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

（避難場所及び避難道路周辺の不燃化）

第49条　知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

（避難誘導方法の確立）

第50条　知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

（車両による避難の禁止）

第51条　都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第８号の車両（以下「車両」という。）を使用してはならない。

２　震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

第３節　救出及び救助の活動拠点等の確保

第52条　知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑

に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

２　知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

３　前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければならない。

４　知事は、震災時に、災害救助法（昭和22年法律第118号）第９条第１項又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条第１項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を説明し、協力を求めるものとする。

第４節　帰宅困難者対策

（帰宅困難者の事前準備）

第53条　事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

（帰宅困難者対策の実施）

第54条　知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を行うよう努めなければならない。

第４章　復興対策

第１節　震災復興の推進

（震災復興体制の確立）

第55条　知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例（平成10年東京都条例第77号）に基づく体制をとるものとする。

（震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進）

第56条　知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から、速やかに震災復興計画を策定しなければならない。

２　知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。

３　知事は、第１項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。

４　知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。

第２節　地域協働復興

（地域協働復興に対する理解の促進等）

第57条　知事は、地域協働復興(震災後において、都民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めること

をいう。以下同じ。)に対する都民等の理解を深めるよう努めるとともに、都民の自発的な意思に配慮して、地域協働復興に関する活動を促進しなければならない。

（復興市民組織）

第58条　知事は、区市町村が行う復興市民組織(地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう。以下同じ。)の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

２　知事は、地域協働復興に関する活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

第５章　委任

第59条　この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成 13 年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 54 号)第３条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日＝平成 25 年 10 月１日)

資料　77　東京都震災対策条例施行規則（平成13年3月30日　規則第52号）

東京都震災対策条例施行規則を公布する。

東京都震災対策条例施行規則

東京都震災予防条例施行規則（昭和47年東京都規則第85号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（事業所防災計画に規定すべき事項）

第２条　条例第10条の規定に基づき事業者が作成する事業所防災計画に規定すべき事項は、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画その他の防災上必要な事項とし、消防総監が別に定める。

（事業所防災計画を届け出なければならない施設）

第３条　条例第11条に規定する知事が指定する施設は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条に規定する指定公共機関、指定地方公共機関その他これらに準ずる機関が管理する施設のうちから、消防総監が別に定める。

（事業所防災計画の届出）

第４条　条例11条の規定による届出をしようとする事業者は、消防総監が別に定める様式による届出書を、所轄の消防署長を経由して消防総監に提出しなければならない。

２　前項の届出書の提出部数は、正副各一部とする。

３　前２項に定めるもののほか、届出に関し必要な事項は、消防総監が定める。

（地域危険度の測定）

第５条　知事は、条例第12条第１項に規定する地震に関する地域の危険度の調査及び研究に係る測定については、概ね５年ごとに実施しなければならない。

（強震計を設置する工作物）

第６条　条例第12条第２項の規定により強震計を設置する工作物は、次に掲げるものとする。

(1)　公立学校

(2)　公営共同住宅

(3)　庁舎及び公会堂

(4)　橋及び鉄道

(5)　ダム、堤防及び水門

(6)　岸壁及びさん橋

(7)　その他防災対策上特に重要な工作物

２　前項の工作物に強震計を設置するときは、地盤の性質、工作物の構造及び用途並びに強震計の地域的分布を考慮しなければならない。

（特殊建築物等の指定）

第７条　条例第16条の規定により知事が指定する特殊建築物及び地下街は、東京都建築基準法施行細則（昭和25年東京都規則第194号）第10条の表の（い）欄各項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が、同表の（ろ）欄の当該各項に掲げる規模又は階のものとする。

（重要建築物の種類）

第８条　条例第17条第１号のその他の官公庁建築物は、次に掲げるものとする。

(1)　消防署、警察署、都の本庁舎、地域防災センター及び防災通信施設

(2)　建設事務所、東京港建設事務所、東京港管理事務所及び空港管理事務所

(3)　治水事務所

(4)　都立葬儀所

(5)　保健所、浄水場、給水所及び下水処理場

(6)　防災備蓄倉庫及び中央卸売市場

(7)　災害対策住宅及び職務住宅

２　条例第17条第２号のその他これらに準ずる建築物は、次に掲げるものとする。

(1)　東京都養護老人ホーム条例（平成11年東京都条例第136号）に規定する養護老人ホーム及び東京都立ナーシングホーム条例（平成11年東京都条例第135号）に規定するナーシングホーム

(2)　都立の障害者児施設

（落下危険物の安定性の基準）

第９条　条例第20条に規定する落下危険物の落下を防止するための防災上安全な基準は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条の定めによる。

（宅地造成地の安全性の基準）

第10条　条例第21条に規定する宅地造成地の地震に対する防災上安全な基準は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第２章に定める工事の技術的基準とする。

（有害物取扱施設の安全性の基準）

第11条　条例第31条に規定する有害物を取り扱う施設の防災上安全な基準は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第13条に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める基準とする。

（防災訓練の範囲）

第12条　条例第41条第１項に規定する防災訓練は、次に掲げるものとする。

(1)　東京都が主催するもの

(2)　警視庁又は警察署が主催するもの

(3)　東京消防庁又は東京消防庁所管の消防署が主催するもの

（災害補償の実施）

第13条　知事は、条例第41条第２項の規定に基づき、前条の防災訓練に参加した者が、当該防災訓練上の事故（以下単に「事故」という。）により、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、その者に係る災害補償として、次条から第17条まで及び第19条から第22条までに定めるところにより災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、支給する。

（災害補償の種類）

第14条　前条の規定により知事が支給する災害補償の種類は、次に掲げるものとする。

(1)　入院療養補償

(2)　通院療養補償

(3)　休業補償

(4)　後遺障害一時金

(5)　死亡一時金

（災害補償の金額）

第15条　入院療養補償、通院療養補償及び休業補償は、事故により負傷した者が、別表第１の上欄に掲げる区分に応じて、同表中欄に掲げる災害補償の要件に該当する場合に、同表下欄に掲げる方法により計算して得た金額を支給する。ただし、同一の事故により入院療養補償及び通院療養補償を併せて行う場合には、31万５千円を限度とする。

（後遺障害一時金）

第16条　後遺障害一時金は、第12条の防災訓練に参加した者が、事故により障害の状態になった場合で、当該障害が固定した日から起算して180日以内で、かつ、事故発生の日から起算して１年６箇月以内において、別表第２に定める後遺障害があるときに、当該後遺障害の程度に対応する等級ごとに定める金額を支給する。ただし、当該後遺障害が同表に定める後遺障害の２以上に該当する場合の等級は、重い後遺障害に対応する等級による。

２　事故発生の日から起算して１年６箇月を経過してもなお治療を要する場合で、かつ、別表第２に定める後遺障害があるため、知事が補償を行う必要があると認めたときは、同項の規定を準用する。

３　前２項の規定にかかわらず、障害のある者が、事故を原因として同一部位について障害の程度を加重することとなった場合には、これらの規定の例により算出した金額から従前の障害に対応するこれらの規定の例により算出した金額を差し引いた金額を支給する。

（死亡一時金）

第17条　死亡一時金は、第12条の防災訓練に参加した者が、事故を原因として、事故発生の日から起算して180日を経過する日までに死亡した場合に、その者の遺族（特別区の消防団員等の公務災害補償の関する条例（昭和41年東京都条例第84号）第11条の規定において、「遺族補償金」を「死亡一時金」と、「消防団員等」を「死亡した者」と読み替えて準用する遺族とする。以下同じ。）に対し支給し、その額は、700万円とする。

（訓練会場までの往復経路上の事故に対する災害補償）

第18条　知事は、第12条に規定する防災訓練に参加するため防災訓練会場までの往復経路（合理的な経路及び方法によるものに限る。）上において、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、前３条の規定を準用する。ただし、支給する金額は、これらの規定に従って算出した金額の２分の１を限度として知事が定めるものとする。

（災害補償金計算の特例）

第19条　正当な理由なくその治療を怠ったため、障害の程度を加重することとなった場合は、その影響がなかったものとして、前４条の規定を適用する。

２　事故等（事故及び前条に規定する場合をいう。以下同じ。）の発生時に既に有していた疾病又は事故等後その障害の原因となった事故等と関係なく生じた障害若しくは疾病の影響により、当該障害の程度を加重することとなったときは、それらの影響がなかったものとして、前４条の規定を適用する。

３　知事は、災害補償の原因となった事故等の発生についた本人に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じてその災害補償の金額を減額することができる。

（防災訓練に係る災害補償の認定）

第20条　第12条に規定する防災訓練の主催者（以下「主催者」という。）は、その主催した防災訓練において事故等が発生した場合は、事故等の発生の日から７日以内に知事に報告しなければならない。

２　知事は、前項の報告を受けた場合は、その内容を審査した結果、災害補償の対象になると決定した

ときは、主催者を経由して、その補償を受けるべき者又は遺族に対し、速やかに災害補償の認定の通知をしなければならない。

（災害補償の請求及び決定）

第21条　災害補償を受けようとする者は、前条第２項の災害補償の認定の通知を受けた後、次の各号の区分に応じてそれぞれ当該各号に定めるときに、知事に速やかに補償の請求を行わなければならない。

(1)　入院療養補償、通院療養補償及び休業補償　当該療養又は休業が終了したとき。ただし、その療養又は休業が１月を超えるときは、１月ごとに、当該月を経過したとき。

(2)　後遺障害一時金　当該後遺障害が固定したとき。

(3)　死亡一時金　災害認定の通知を受けたとき又は、事故等の発生の日から起算して180日を経過する日までに死亡した場合の当該死亡したとき。

２　知事は、前項の規定による補償の請求を受けたときは、速やかに災害補償金額を決定し、その旨を請求者に対して通知しなければならない。

（災害補償に係る事項の委任）

第22条　第13条から前条までに定めるもののほか、防災訓練に参加した者に対する災害補償に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

（避難場所の指定基準）

第23条　条例第47条第１項に規定する避難場所は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

(1)　周辺の市街地構成の状況から大震火災時のふく射熱に対して安全な面積を有する場所であること。

(2)　避難場所の内部において震災時に避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。

（避難道路の指定基準）

第24条　条例第48条に規定する避難道路は、避難場所と当該避難場所に避難しなければならない人の居住地との距離が長く、又は火災による延焼の危険性が著しく、自由に避難することが困難な地域について指定するものとする。

２　前項に規定する避難道路は、幅員15メートル以上のものとする。

（避難場所又は道路の指定等の告示）

第25条　知事は、条例47条の避難場所又は条例第48条の避難道路を指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。

（土地及び家屋の利用計画）

第26条　条例第52条第２項に規定する土地及び家屋の利用計画には、次に掲げる事項のための利用方法を定めるものとする。

(1)　救出及び救助活動

(2)　災害時におけるヘリコプター緊急離着陸

(3)　ボランティアの活動

(4)　生活物資の集積及び輸送

(5)　公営住宅等の建設

(6)　庁舎の建設

(7)　その他知事が必要と認める事項

(活動拠点の指定等の告示)

第27条　知事は、条例第52条第４項に規定する救出及び救助の活動拠点を指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。

附　則

1　この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事及び区市町村が行う防災訓練に参加した都民が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けた場合で、施行日において現に補償の決定を受けていない都民に対する補償については、この規則による改正後の東京都震災対策条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第13条から第22条までの規定を適用する。

3　この規則の施行の際現に特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の例により補償を受けている者又は補償の決定を受けている者に対する補償については、改正後の規則第13条から第22条までの規定にかかわらず、同条例の例による。

附　則（平成 20 年規則第 107 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表は省略

資料　78　東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年 3 月 30 日　条例第 17 号）

東京都帰宅困難者対策条例を公布する。

東京都帰宅困難者対策条例

目次

第１章 総則（第１条―第６条）
第２章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進（第７条―第９条）
第３章 安否確認及び情報提供（第 10 条・第 11 条）
第４章 一時滞在施設の確保（第 12 条）
第５章 帰宅支援（第 13 条）
第６章 雑則（第 14 条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

（知事の責務）

第２条　知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

２　知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

３　知事は、前２項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

（都民の責務）

第３条　都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

２　都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるととも

に、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

２　事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。

３　事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。

４　事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 10 条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

（帰宅困難者対策実施状況の報告）

第５条　知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第５章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

（事業者等に対する支援）

第６条　知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第２章　一斉帰宅抑制に係る施策の推進

（従業者の一斉帰宅抑制）

第７条　事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

２　事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

（公共交通事業者等による利用者の保護）

第８条　鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

２　百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

３　前２項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前２項の規定に準じて、施設利用者

の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（学校等における生徒等の安全確保）

第９条　学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下この条において「法」という。）第１条に規定する学校をいう。）、専修学校（法第 124 条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（法第 134 条に規定する各種学校をいう。）並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第３章　安否確認及び情報提供

（安否確認及び情報提供のための体制整備）

第 10 条　知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

（安否確認手段の周知等）

第 11 条　知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

２　事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第４章　一時滞在施設の確保

（一時滞在施設の確保等）

第 12 条　知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

２　知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

３　知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第５章　帰宅支援

（帰宅支援）

第 13 条　知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第６章　雑則

（委任）

第 14 条　この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成 25 年４月１日から施行する。

資料　79　昭島市災害対策本部条例（昭和 38 年７月５日条例第 13 号）

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき、昭島市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（本部の組織）

第２条　本部に本部長室及び部を置く。

２　部に部長を置く。

３　本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

（職務）

第３条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

３　部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

４　災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

５　各部の部員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、昭和 38 年７月１日から施行する。

附　則（平成 24 年３月１日条例第１号）

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年 12 月７日条例第 24 号）

この条例は，公布の日から施行する。

資料　80　昭島市防災会議条例（昭和 38 年７月５日条例第 12 号）

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第１項の規定により設置する昭島市防災会議（以下「防災会議」という。）につき同条第６項の規定に基づく所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 昭島市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、市長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは，あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1)　市の職員のうちから市長が指名する者

(2)　昭島警察署の警察官のうちから市長が委嘱する者

(3)　昭島市教育委員会の教育長

(4)　昭島市消防団の団長

(5)　東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者

(6)　指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

(7)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

６　前項の委員の総数は、40 人以内とする。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

２　専門委員は、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命又は委嘱する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会議の公開）

第５条　防災会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成 10 年昭島市条例第２号）第９条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、防災会議の議決により非公開とすることができる。

（議事等）

第６条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附　則

この条例は、昭和 38 年７月１日から施行する。

附　則（昭和 41 年３月 24 日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 12 年３月 29 日条例第５号）

この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則（平成 13 年３月８日条例第３号）

（施行期日）

１　この条例は、平成 13 年４月１日から施行する。（後略）

附　則（平成 24 年 12 月 20 日条例第 27 号）

この条例は、平成 25 年１月１日から施行する。

資料　81　昭島市防災会議運営規程（昭和 38 年 11 月 1 日訓令第 13 号）

改正　昭和 46 年６月 30 日訓令第 12 号　昭和 51 年８月 26 日訓令第７号
昭和 57 年４月８日訓令第５号

（趣旨）

第１条　この規程は、昭島市防災会議条例（昭和 38 年昭島市条例第 12 号）第５条の規定に基づき、昭島市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第２条　会議は、必要に応じ会長が招集する。

２　委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

３　会議を招集するときは、会議の日時，場所及び議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

４　前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

（議事手続）

第３条　会議の議事は、会長が主宰する。

２　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

３　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

（委任）

第４条　会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

２　会長は、委任を受けた事務を処理したときは、次の会議に報告しなければならない。

（専門委員）

第５条　専門委員は、調査の結果を報告するため、会議に出席することができる。

（事務局）

第６条　会議の事務局は、防災担当課におく。

（書記）

第７条　会議に関する事務を処理させるため、書記若干名をおく。

２　書記は、市職員のうちから市長が命ずる。

附　則

この規程は、昭和 38 年 10 月１日から施行する。

附　則（昭和 46 年６月 30 日訓令第 12 号）

この訓令は、昭和 46 年４月１日から適用する。

附　則（昭和 57 年４月８日訓令第５号抄）

１　この訓令は、昭和 57 年４月８日から施行する。

資料　82　急傾斜地崩壊危険箇所

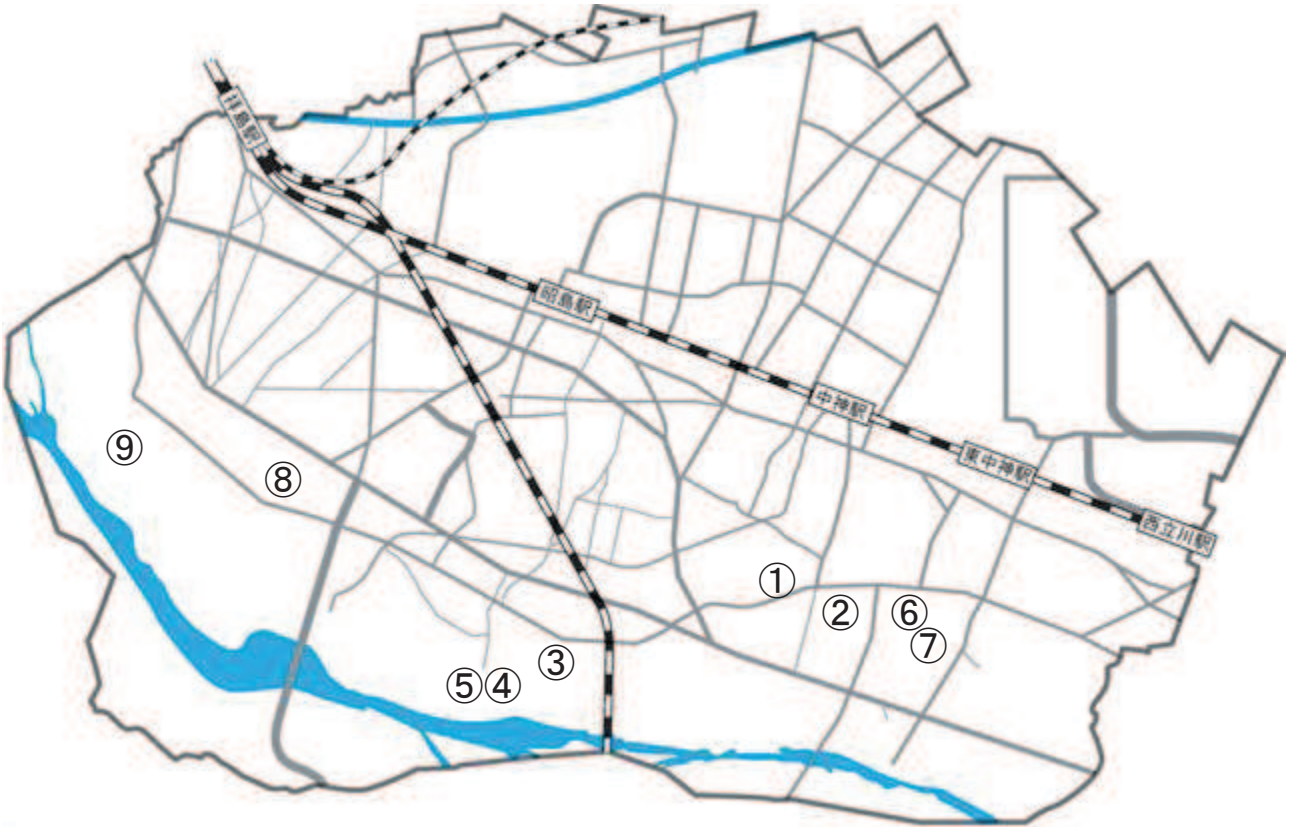

番号	住　　所
①	中神町一丁目４番
②	中神町二丁目３番
③	大神町四丁目３番
④	大神町四丁目４番
⑤	大神町四丁目 15 番
⑥	福島町二丁目 10 番
⑦	福島町二丁目 13 番
⑧	拝島町一丁目 12 番
⑨	拝島町五丁目８番

資料　83　土砂災害警戒区域

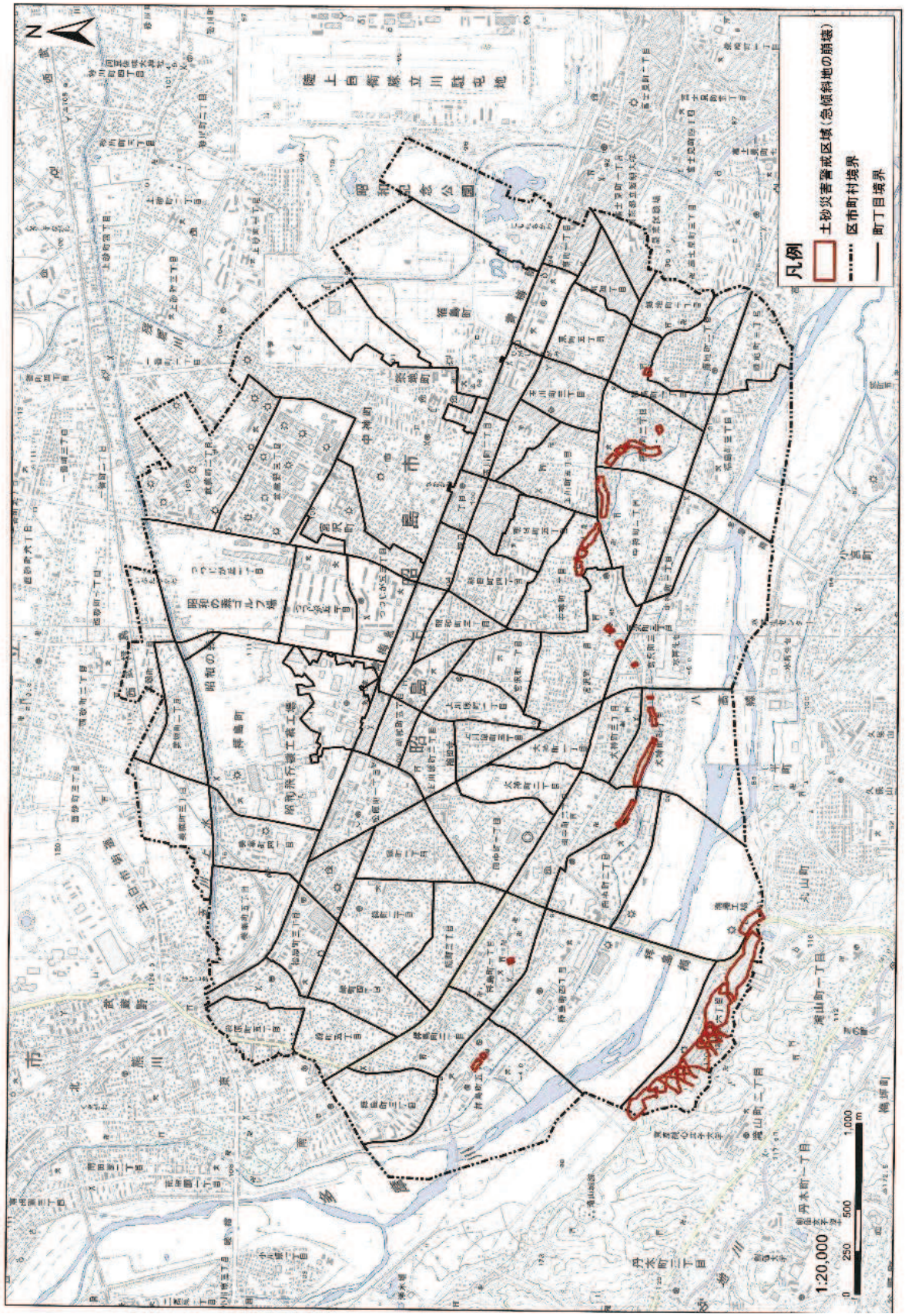

拝島町一丁目	宮沢町二丁目
拝島町五丁目	宮沢町三丁目
拝島町六丁目	中神町一丁目
田中町二丁目	中神町二丁目
田中町三丁目	福島町一丁目
田中町四丁目	福島町二丁目
大神町四丁目	郷地町二丁目

資料　84　多摩川洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用一覧

施設名称	所在地	区域内	
		洪水浸水想定	土砂災害警戒
社会福祉法人昭島ひまわりの家	拝島町 2-5-17	○	
脳を育てる運動療育センターピースマイル昭島福島町教室	福島町 3-13-7 フローラルコート μ201 号室	○	
エクラシア宮沢	宮沢町 2-39-34	○	
だんらんの家あきしま郷地	郷地町 2-21-2	○	
デイリゾートわくわく昭島店	郷地町 2-34-7	○	
認知症対応型共同生活介護いーまーる昭島	大神町 4-5-11	○	
和み苑デイサービス拝島	拝島町 1-11-11	○	
デイサービス「いでしたの虹」	拝島町 2-5-16	○	
昭島市立福島学童クラブ	郷地町 2-6-2	○	
株式会社わくわくわくわく宝船保育園昭島	郷地町 2-34-7	○	
昭島市立大神学童クラブ	大神町 4-18-14	○	
昭島市立田中学童クラブ	田中町 3-5-17	○	
社会福祉法人ゆりかご会昭島ゆりかご第二保育園	田中町 3-5-20	○	
昭島市立拝島第一学童クラブ	拝島町 1-14-14		○
社会福祉法人昭島愛育会昭栄保育園	拝島町 3-17-11	○	
社会福祉法人多摩育成会福島保育園	福島町 1-18-8	○	
昭島市立共成小学校	郷地町 2-6-1	○	
昭島市立成隣小学校	大神町 4-4-1	○	○
昭島市立田中小学校	田中町 3-4-1	○	
昭島市立多摩辺中学校	拝島町 4-6-30	○	
東京都立拝島高等学校	拝島町 4-13-1	○	
学校法人啓明学園	拝島町 5-11-15	○	
昭島市立玉川小学校	福島町 2-8-1		○
昭島市立福島中学校	福島町 3-20-1	○	

資料 85 警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報等）
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保（必ず発令されるものではない）
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（従来の避難勧告のタイミングで発令）
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報（下段：土砂災害の危険度分布）	高潮に関する情報
	水位情報がある場合（下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1）	水位情報がない場合（下段：洪水警報の危険度分布）	内水氾濫に関する情報		
5相当	氾濫発生情報 危険度分布：黒（氾濫している可能性）	大雨特別警報（浸水害）※2		大雨特別警報（土砂災害）	高潮氾濫発生情報※3
4相当	氾濫危険情報 危険度分布：紫（氾濫危険水位超過相当）	危険度分布：うす紫（非常に危険）※4	内水氾濫危険情報（水位周知下水道において発表される情報）	土砂災害警戒情報 危険度分布：うす紫（非常に危険）※4	高潮特別警報※5 高潮警報※5
3相当	氾濫警戒情報 危険度分布：赤（避難判断水位超過相当）	洪水警報 危険度分布：赤（警戒）		大雨警報（土砂災害） 危険度分布：赤（警戒）	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2相当	氾濫注意情報 危険度分布：黄（氾濫注意水位超過）	危険度分布：黄（注意）		危険度分布：黄（注意）	
1相当					

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1）HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル3～5相当の危険度を表示。
※2）水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。
※3）水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動していては安全に立退き避難ができないおそれがある。
※4）大雨警報（土砂災害）・洪水警報の危険度分布については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。
※5）高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
注）本資料では、気象庁が提供する大雨警報（土砂災害）の危険度分布と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

資料　86　災害時の避難場所相互利用に関する協定（立川市）

（趣　旨）

第1条　　この協定は、立川市（以下「甲」という。）と昭島市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、市民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（避難所を含む。以下同じ。）を相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条　　甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

（相互利用する避難場所の範囲）

第3条　　甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することができる。

（被災者への救援等）

第4条　　避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救援活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第5条　　避難場所における相手方市民への救援活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることができる。

（情報の交換）

第6条　　甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換するものとする。

（その他）

第7条　　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第8条　　この協定は、平成１２年　３月　１日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１２年　３月　１日

立川市錦町三丁目２番２６号
甲　立川市
代表者　立川市長　　青　木　　久

昭島市田中町一丁目１７番１号
乙　昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穣　一

資料　87　災害時における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定（ハピネス昭和の森）

昭島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ファミリー（以下「乙」という。）は、災害時等における二次（福祉）避難所（以下「二次避難所」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲と乙が協力し、乙が運営する施設（特別養護老人ホーム ハピネス昭和の森）の一部に二次避難所を開設し、運営することについて必要な事項を定めることにより、災害時等における要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第８条第２項第15号の要配慮者をいう。以下同じ。）に対する支援の充実、強化を図ること目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害時等」とは、昭島市内において地震、風水害等の災害若しくはこれに準ずる緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある場合をいう。

２　この協定において、「二次避難所」とは、要配慮者のうち、自宅や通常の避難所（一時避難所）での生活が困難な者を一時的に受け入れる施設をいう。

（受け入れ対象者）

第３条　乙が運営する施設の一部を、二次避難所として開設する場合における受け入れ対象者は、乙の専門性を活かすため、当該施設に入所できる条件を満たす者に限定し、現に当該施設（関連施設を含む。）を利用したことのある者を特に優先するものとする。

２　受け入れ対象者については、災害時等に迅速に二次避難所を開設し、円滑な運営に資するため、平常時から甲乙協議するものとする。

（二次避難所の開設）

第４条　甲は、災害時等において、乙が運営する施設の一部に二次避難所を開設する必要があると認めるときは、二次避難所の開設を乙に要請（口頭による場合を含む。）するものとする。

２　前項の要請があった場合、乙は、職員の参集状況及び施設の被害状況等に応じて、速やかに二次避難所として防災拠点型地域交流スペースに30名の要配慮者を受け入れるための体制を整え、甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとし、防災拠点型地域交流スペース以外にも二次避難所として提供できるスペースがある場合には、当該スペースの範囲、受け入れ可能な要配慮者の種別及び受け入れ可能人数等も併せて甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとする。

３　甲は、前項の通知に基づき二次避難所を開設する。なお、二次避難所の開設準備は、原則として乙が行うものとする。

（受け入れ対象者の移送）

第５条　受け入れ対象者の二次避難所への移送は、原則として甲若しくは当該受け入れ者の親族等支援者が行うものとする。ただし、移送が困難な時は、乙は、甲からの要請により移送の協力に努めるものとする。

（二次避難所の管理運営）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、二次避難所の運営に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、二次避難所の運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設の使用料については、無償とする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用延長することができる。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第 10 条　甲は、避難所として開設した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

２　甲は、避難所として開設した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

（住民への周知）

第 11 条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民へ周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（必要な物品の調達及び保管）

第 12 条　二次避難所の開設管理運営に必要な資機材については、平常時から甲と乙で協議するものとし、乙が提供可能なものを除き、甲が用意する。

２　甲は、二次避難所の開設管理運営に必要な資機材を保管するため、乙の施設内備蓄倉庫を無償にて使用することが出来る。

（合同訓練の協力）

第 13 条　乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（有効期間）

第 14 条　この協定書の有効期間は、締結の日から平成 28 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第 15 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成２７年　６月　１日

甲　　昭島市田中町一丁目１７番１号
昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穣　一

乙　　青森県三戸郡五戸町字姥堤３４番１
社会福祉法人ファミリー
代表者　理事長　　奥　田　修　三

資料　88　災害時における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定（ニューフジホーム）

昭島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会（以下「乙」という。）は、災害時等における二次（福祉）避難所（以下「二次避難所」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲と乙が協力し、乙が運営する施設（特別養護老人ホーム ニューフジホーム）の一部に二次避難所を開設し、運営することについて必要な事項を定めることにより、災害時等における要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第８条第２項第15号の要配慮者をいう。以下同じ。）に対する支援の充実、強化を図ること目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害時等」とは、昭島市内において地震、風水害等の災害若しくはこれに準ずる緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある場合をいう。

２　この協定において、「二次避難所」とは、要配慮者のうち、自宅や通常の避難所（一時避難所）での生活が困難な者を一時的に受け入れる施設をいう。

（受け入れ対象者）

第３条　乙が運営する施設の一部を、二次避難所として開設する場合における受け入れ対象者は、乙の専門性を活かすため、当該施設に入所できる条件を満たす者に限定し、現に当該施設（関連施設を含む。）を利用したことのある者を特に優先するものとする。

２　受け入れ対象者については、災害時等に迅速に二次避難所を開設し、円滑な運営に資するため、平常時から甲乙協議するものとする。

（二次避難所の開設）

第４条　甲は、災害時等において、乙が運営する施設の一部に二次避難所を開設する必要があると認めるときは、二次避難所の開設を乙に要請（口頭による場合を含む。）するものとする。

２　前項の要請があった場合、乙は、職員の参集状況及び施設の被害状況等に応じて、速やかに二次避難所として提供できる施設の範囲及び受け入れ可能人数等を甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとする。

３　甲は、前項の通知に基づき二次避難所を開設する。なお、二次避難所の開設準備は、原則として乙が行うものとする。

（受け入れ対象者の移送）

第５条　受け入れ対象者の二次避難所への移送は、原則として甲若しくは当該受け入れ者の親族等支援者が行うものとする。ただし、移送が困難な時は、乙は、甲からの要請により移送の協力に努めるものとする。

（二次避難所の管理運営）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、二次避難所の運営に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、二次避難所の運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設の使用料については、無償とする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用延長することができる。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第 10 条　甲は、避難所として開設した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

２　甲は、避難所として開設した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

（合同訓練の協力）

第 11 条　乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定書の有効期間は、締結の日から平成 28 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第 13 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成２７年　６月　１日

甲　　昭島市田中町一丁目１７番１号
昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穣　一

乙　　東京都新宿区原町三丁目８番地
社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
代表者　理事長　　牧　野　洋　一

資料　89　災害時における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定（フジホーム）

昭島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会（以下「乙」という。）は、災害時等における二次（福祉）避難所（以下「二次避難所」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲と乙が協力し、乙が運営する施設（特別養護老人ホーム フジホーム）の一部に二次避難所を開設し、運営することについて必要な事項を定めることにより、災害時等における要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第８条第２項第15号の要配慮者をいう。以下同じ。）に対する支援の充実、強化を図ること目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害時等」とは、昭島市内において地震、風水害等の災害若しくはこれに準ずる緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある場合をいう。

２　この協定において、「二次避難所」とは、要配慮者のうち、自宅や通常の避難所（一時避難所）での生活が困難な者を一時的に受け入れる施設をいう。

（受け入れ対象者）

第３条　乙が運営する施設の一部を、二次避難所として開設する場合における受け入れ対象者は、乙の専門性を活かすため、当該施設に入所できる条件を満たす者に限定し、現に当該施設（関連施設を含む。）を利用したことのある者を特に優先するものとする。

２　受け入れ対象者については、災害時等に迅速に二次避難所を開設し、円滑な運営に資するため、平常時から甲乙協議するものとする。

（二次避難所の開設）

第４条　甲は、災害時等において、乙が運営する施設の一部に二次避難所を開設する必要があると認めるときは、二次避難所の開設を乙に要請（口頭による場合を含む。）するものとする。

２　前項の要請があった場合、乙は、職員の参集状況及び施設の被害状況等に応じて、速やかに二次避難所として提供できる施設の範囲及び受け入れ可能人数等を甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとする。

３　甲は、前項の通知に基づき二次避難所を開設する。なお、二次避難所の開設準備は、原則として乙が行うものとする。

（受け入れ対象者の移送）

第５条　受け入れ対象者の二次避難所への移送は、原則として甲若しくは当該受け入れ者の親族等支援者が行うものとする。ただし、移送が困難な時は、乙は、甲からの要請により移送の協力に努めるものとする。

（二次避難所の管理運営）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、二次避難所の運営に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、二次避難所の運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設の使用料については、

無償とする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用延長することができる。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第 10 条　甲は、避難所として開設した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

２　甲は、避難所として開設した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

（合同訓練の協力）

第 11 条　乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定書の有効期間は、締結の日から平成 28 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第 13 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成２７年　６月　１日

甲　　昭島市田中町一丁目１７番１号
昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穣　一

乙　　東京都新宿区原町三丁目８番地
社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
代表者　理事長　　牧　野　洋　一

資料　90　災害時における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定（愛全園）

昭島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人同胞互助会（以下「乙」という。）は、災害時等における二次（福祉）避難所（以下「二次避難所」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲と乙が協力し、乙が運営する施設（特別養護老人ホーム 愛全園）の一部に二次避難所を開設し、運営することについて必要な事項を定めることにより、災害時等における要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第８条第２項第15号の要配慮者をいう。以下同じ。）に対する支援の充実、強化を図ること目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害時等」とは、昭島市内において地震、風水害等の災害若しくはこれに準ずる緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある場合をいう。

２　この協定において、「二次避難所」とは、要配慮者のうち、自宅や通常の避難所（一時避難所）での生活が困難な者を一時的に受け入れる施設をいう。

（受け入れ対象者）

第３条　乙が運営する施設の一部を、二次避難所として開設する場合における受け入れ対象者は、乙の専門性を活かすため、当該施設に入所できる条件を満たす者に限定し、現に当該施設（関連施設を含む。）を利用したことのある者を特に優先するものとする。

２　受け入れ対象者については、災害時等に迅速に二次避難所を開設し、円滑な運営に資するため、平常時から甲乙協議するものとする。

（二次避難所の開設）

第４条　甲は、災害時等において、乙が運営する施設の一部に二次避難所を開設する必要があると認めるときは、二次避難所の開設を乙に要請（口頭による場合を含む。）するものとする。

２　前項の要請があった場合、乙は、職員の参集状況及び施設の被害状況等に応じて、速やかに二次避難所として提供できる施設の範囲及び受け入れ可能人数等を甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとする。

３　甲は、前項の通知に基づき二次避難所を開設する。なお、二次避難所の開設準備は、原則として乙が行うものとする。

（受け入れ対象者の移送）

第５条　受け入れ対象者の二次避難所への移送は、原則として甲若しくは当該受け入れ者の親族等支援者が行うものとする。ただし、移送が困難な時は、乙は、甲からの要請により移送の協力に努めるものとする。

（二次避難所の管理運営）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、二次避難所の運営に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、二次避難所の運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設の使用料については、

無償とする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用延長することができる。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第 10 条　甲は、避難所として開設した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

２　甲は、避難所として開設した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

（合同訓練の協力）

第 11 条　乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定書の有効期間は、締結の日から平成 28 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第 13 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成２７年　６月　１日

甲　　昭島市田中町一丁目１７番１号
昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穣　一

乙　　昭島市田中町二丁目２５番３号
社会福祉法人同胞互助会
代表者　理事長　　蓮　村　幸　兌

資料　91　災害時における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定（もくせいの苑）

昭島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ゆりかご会（以下「乙」という。）は、災害時等における二次（福祉）避難所（以下「二次避難所」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲と乙が協力し、乙が運営する施設（特別養護老人ホーム もくせいの苑）の一部に二次避難所を開設し、運営することについて必要な事項を定めることにより、災害時等における要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第８条第２項第15号の要配慮者をいう。以下同じ。）に対する支援の充実、強化を図ること目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害時等」とは、昭島市内において地震、風水害等の災害若しくはこれに準ずる緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある場合をいう。

２　この協定において、「二次避難所」とは、要配慮者のうち、自宅や通常の避難所（一時避難所）での生活が困難な者を一時的に受け入れる施設をいう。

（受け入れ対象者）

第３条　乙が運営する施設の一部を、二次避難所として開設する場合における受け入れ対象者は、乙の専門性を活かすため、当該施設に入所できる条件を満たす者に限定し、現に当該施設（関連施設を含む。）を利用したことのある者を特に優先するものとする。

２　受け入れ対象者については、災害時等に迅速に二次避難所を開設し、円滑な運営に資するため、平常時から甲乙協議するものとする。

（二次避難所の開設）

第４条　甲は、災害時等において、乙が運営する施設の一部に二次避難所を開設する必要があると認めるときは、二次避難所の開設を乙に要請（口頭による場合を含む。）するものとする。

２　前項の要請があった場合、乙は、職員の参集状況及び施設の被害状況等に応じて、速やかに二次避難所として提供できる施設の範囲及び受け入れ可能人数等を甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとする。

３　甲は、前項の通知に基づき二次避難所を開設する。なお、二次避難所の開設準備は、原則として乙が行うものとする。

（受け入れ対象者の移送）

第５条　受け入れ対象者の二次避難所への移送は、原則として甲若しくは当該受け入れ者の親族等支援者が行うものとする。ただし、移送が困難な時は、乙は、甲からの要請により移送の協力に努めるものとする。

（二次避難所の管理運営）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、二次避難所の運営に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、二次避難所の運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設の使用料については、無償とする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用延長することができる。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第 10 条　甲は、避難所として開設した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

２　甲は、避難所として開設した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

（合同訓練の協力）

第 11 条　乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定書の有効期間は、締結の日から平成 28 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第 13 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成２７年　６月　１日

甲　　昭島市田中町一丁目１７番１号
昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穣　一

乙　　昭島市松原町二丁目９番２号
社会福祉法人ゆりかご会
代表者　理事長　　尾　西　幸　子

資料　92　災害時等における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定
（社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会）

昭島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会（以下「乙」という。）は、災害時等における二次（福祉）避難所（以下「二次避難所」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲と乙が協力し、乙が運営する施設の一部（昭島市中神町1260番地、昭和郷高齢者複合施設内の防災拠点型地域交流スペース）に二次避難所を開設し、運営することについて必要な事項を定めることにより、災害時等における要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第８条第２項第15号の要配慮者をいう。以下同じ。）に対する支援の充実、強化を図ること目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害時等」とは、昭島市内において地震、風水害等の災害若しくはこれに準ずる緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある場合をいう。

２　この協定において、「二次避難所」とは、要配慮者のうち、自宅や通常の避難所（一次避難所）での生活が困難な者を一時的に受け入れる施設をいう。

（受け入れ対象者）

第３条　乙が運営する施設の一部を、二次避難所として開設する場合における受け入れ対象者は、乙の専門性を活かすため、当該施設に入所できる条件を満たす者に限定し、現に当該施設（関連施設を含む。）を利用したことのある者を特に優先するものとする。

２　受け入れ対象者については、災害時等に迅速に二次避難所を開設し、円滑な運営に資するため、平常時から甲乙協議するものとする。

（二次避難所の開設）

第４条　甲は、災害時等において、乙が運営する施設の一部に二次避難所を開設する必要があると認めるときは、二次避難所の開設を乙に要請（口頭による場合を含む。）するものとする。

２　前項の要請があった場合、乙は、職員の参集状況及び施設の被害状況等に応じて、速やかに二次避難所として防災拠点型地域交流スペースに10名の要配慮者を受け入れるための体制を整え、甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとし、防災拠点型地域交流スペース以外にも二次避難所として提供できるスペースがある場合には、当該スペースの範囲、受け入れ可能な要配慮者の種別及び受け入れ可能人数等も併せて甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとする。

３　甲は、前項の通知に基づき二次避難所を開設する。なお、二次避難所の開設準備は、原則として乙が行うものとする。

（受け入れ対象者の移送）

第５条　受け入れ対象者の二次避難所への移送は、原則として甲若しくは当該受け入れ者の親族等支援者が行うものとする。ただし、移送が困難な時は、乙は、甲からの要請により移送の協力に努めるものとする。

（二次避難所の管理運営）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、二次避難所の運営に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、二次避難所の運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設の使用料については、無償とする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、当該期間を延長することができる。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第 10 条　甲は、避難所として開設した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

２　甲は、避難所として開設した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

（住民への周知）

第 11 条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民へ周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（必要な物品の調達及び保管）

第 12 条　二次避難所の開設管理運営に必要な資機材については、平常時から甲と乙で協議するものとし、乙が提供可能なものを除き、甲が用意する。

２　甲は、二次避難所の開設管理運営に必要な資機材を保管するため、乙の施設内備蓄倉庫を無償にて使用することができる。

（合同訓練の協力）

第 13 条　乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（有効期間）

第 14 条　この協定書の有効期間は、締結の日から平成 30 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第 15 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成２９年　９月　１日

甲　　昭島市田中町一丁目１７番１号
昭島市
代表者　昭島市長　　臼　井　伸　介

乙　　東京都新宿区原町三丁目８番地
社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
代表者　理事長　　飯　山　幸　雄

資料　93　災害時等における二次（福祉）避難所の開設及び運営に関する協定（児童発達プラザホエール）

昭島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あすはの会（以下「乙」という。）は、災害時等における二次（福祉）避難所（以下「二次避難所」という。）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲と乙が協力し、乙が運営する施設（児童発達プラザ　ホエール）の一部に二次避難所を開設し、運営することについて必要な事項を定めることにより、災害時等における要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第８条第２項第15号の要配慮者をいう。以下同じ。）に対する支援の充実、強化を図ること目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、「災害時等」とは、昭島市内において地震、風水害等の災害若しくはこれに準ずる緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある場合をいう。

２　この協定において、「二次避難所」とは、要配慮者のうち、在宅や通常の避難所（一時避難所）での生活が困難な者を一時的に受け入れる施設をいう。

（受入対象者）

第３条　受入対象者は、乙の専門性をいかすため、当該施設を利用できる条件を満たす者とその家族に限定する。

（二次避難所の開設）

第４条　甲は、災害時等において、乙が運営する施設の一部に二次避難所を開設する必要があると認めるときは、二次避難所の開設を乙に要請（口頭による場合を含む。）するものとする。

２　前項の要請があった場合、乙は、職員の参集状況及び施設の被害状況等に応じて、速やかに二次避難所として避難スペースに要配慮者及びその家族、合計30人を受け入れるための体制を整え、甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとし、避難スペース以外にも二次避難所として提供できるスペースがある場合には、当該スペースの範囲、受入れ可能な要配慮者の種別及び受入れ可能人数等も併せて甲に通知（口頭による場合を含む。）するものとする。

３　甲は、前項の通知に基づき二次避難所を開設する。なお、二次避難所の開設準備は、原則として乙が行うものとする。

（受入対象者の移送）

第５条　受入対象者の二次避難所への移送は、原則として甲又は当該受入対象者の親族等支援者が行うものとする。ただし、移送が困難なときは、乙は、甲からの要請により移送の協力に努めるものとする。

（二次避難所の管理運営）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、二次避難所の運営に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、二次避難所の運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設の使用料については、

無償とする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、使用を延長することができる。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第 10 条　甲は、避難所として開設した施設を閉鎖する際、乙に対し、その旨を文書で通知するものとする。

２　甲は、避難所として開設した施設をできるだけ原状に復し、乙に引き渡すものとする。

（住民への周知）

第 11 条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民へ周知するよう必要な措置を講じるものとする。

（必要な物品の調達及び保管）

第 12 条　二次避難所の開設、管理及び運営に必要な資機材については、平常時から甲と乙で協議するものとし、乙が提供可能なものを除き、甲が用意する。

２　甲は、二次避難所の開設、管理及び運営に必要な資機材を保管するため、乙の施設内備蓄倉庫を無償にて使用することができる。

（合同訓練の協力）

第 13 条　乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（有効期間）

第 14 条　この協定書の有効期間は、締結の日から令和３年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第 15 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

令和　２年　４月　１日

甲　　昭島市田中町一丁目１７番１号
　　昭島市
　　代表者　昭島市長　　臼　井　伸　介

乙　　東京都福生市熊川 1600 番地２
　　社会福祉法人　あすはの会
　　代表者　理事長　　米　山　岳　廣

資料　94　災害時における帰宅困難者一時滞在施設の開設等に関する協定
（社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会）

昭島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会・同援はいじま保育園（以下「乙」という。）は、帰宅困難者一時滞在施設の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、災害における交通機関の停止により、徒歩で容易に帰宅することが困難となる者（以下「帰宅困難者」という。）が、甲の区域内に発生した場合において、甲と乙が相互に協力し帰宅困難者の支援を行うため、乙の管理する施設の一部を、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下「一時滞在施設」という。）として開設及び運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（一時滞在施設の開設）

第２条　甲は、帰宅困難者の支援を行うため、一時滞在施設として開設する必要があるときは、乙に対しその旨を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、職員の参集状況、施設の被害状況、施設利用者への対応状況等に応じて、一時滞在施設として開設することのできる範囲、協力できる職員数等について、甲に対し速やかに回答するものとする。

３　甲は、前項の回答に基づき、乙と協力して一時滞在施設を開設するものとする。

（一時滞在施設の運営）

第３条　一時滞在施設の運営は、甲の責任において行うものとする。

２　甲は、一時滞在施設の運営に当たり、乙の在園児の安全を確保するとともに、その保育に支障をきたさないよう適切な措置を講じるものとする。

３　乙は、一時滞在施設の運営に協力するものとする。

（一時滞在施設の開設期間）

第４条　一時滞在施設の開設期間は、原則として災害等が発生した日から３日以内とする。ただし、甲乙協議の上、開設期間を延長することができる。

（一時滞在施設の閉鎖）

第５条　甲は、一時滞在施設を閉鎖する際、乙に対しその旨を文書で通知するものとする。

２　甲は、一時滞在施設を閉鎖したときは、直ちに原状に回復し、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第６条　この協定に基づく業務に要した費用は、甲が負担する。

２　前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。ただし、施設の使用料については、無償とする。

（訓練、研修等）

第７条　乙は、甲が行う訓練に協力し、参加するよう努めるものとする。

２　乙は、定期的に乙の職員に対し、一時滞在施設の開設及び運営が円滑に進むよう研修等を行うものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の期間は、協定締結の日から平成31年３月31日までとする。ただし、期間満了日の３箇月前までに甲又は乙いずれからも何ら申出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

上記協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々１通を保有する。

平成３０年　８月１０日

東京都昭島市田中町一丁目17番１号
甲　昭島市
代表者　昭島市長　　臼　井　伸　介

東京都新宿区原町三丁目８番地
乙　社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
代表者　理 事 長　　飯　山　幸　雄

資料　95　大規模災害時における避難所等としての施設利用に関する協定（矯正研修所・東日本成人矯正医療センター・東日本少年矯正医療・教育センター・東京西法務少年支援センター）

昭島市（以下「甲」という。），矯正研修所（以下「乙」という。），東日本成人矯正医療センター（以下「丙」という。），東日本少年矯正医療・教育センター（以下「丁」という。）及び東京西法務少年支援センター（以下「戊」という。）は，昭島市において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１項に規定する災害をいう。）が発生し，又は発生するおそれがある場合に甲が行う災害対策（以下「災害対策」という。）及び帰宅困難者（東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）第１条に規定する帰宅困難者をいう。次条において同じ。）の安全確保（以下「帰宅困難者対策」という。）への乙，丙，丁及び戊の協力に関し，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，甲の災害対策のための避難所（福祉避難所（災害時等における高齢者，障害者，乳幼児及びその他の特に配慮を要する者のうち，自宅や通常の避難所（一次避難所）での生活が困難な者を一時的に受け入れる二次避難所をいう。）を含む。），物資集積場所，支援車両等の駐車場及び帰宅困難者対策のための一時滞在施設（以下「避難所等」という。）の確保が必要な場合において，甲に丙を管理庁とする敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所等として使用させること，その他災害対策及び帰宅困難者対策に対する乙，丙，丁及び戊の協力に関し，必要な事項を定めるものとする。

（範囲）

第２条　甲が使用を申請することのできる施設等の範囲は，次のとおりとする。

（１）　矯正研修所の施設等

ア　体育館

イ　グランド

ウ　中庭

エ　研修寮

（２）　東日本成人矯正医療センターの施設等

ア　鍛錬場

イ　待機所

ウ　職員宿舎集会所

エ　ひろば

（３）　東日本少年矯正医療・教育センターの施設等

ア　体育館

イ　家庭寮

（４）　東京西法務少年支援センターの施設等

ア　外来相談室

イ　外来事務室

（使用の申請）

第３条　甲は，災害対策及び帰宅困難者対策を行うのにあたり，昭島市地域防災計画に定める施設等だけでは，災害対策及び帰宅困難者対策の業務に支障が生じると判断した場合，避難所等として使用するため，丙に対し，前条に掲げる施設等のうち必要な範囲において，使用を申請することができる。

２　前項の規定による申請は，国有財産使用許可申請書（別記第１号様式）の提出により行うものとする。ただし，緊急を要する場合であって，当該申請書を提出するいとまがないときは，口頭，電話等により要請することができるものとし，追って速やかに当該申請書を提出するものとする。

（使用許可等）

第４条　丙は，甲からの前条の使用申請に基づき，施設等の使用が必要と認めるときは，乙，丙，丁及び戊の運営並びに政府の業務継続計画の実施に支障がない範囲において，国有財産使用許可書（別記第２号様式）を甲に交付して施設等の使用を許可するものとする。

２　甲は，前項の規定による使用許可（以下「使用許可」という。）を受けたときは，許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

３　使用許可は，国有財産法（昭和23年法律第73号）第19条において準用する同法第22条第１項第３号の規定に基づき，無償とする。

４　乙，丙，丁及び戊は，前条の申請が行われたときは，可能な範囲で甲の災害対策及び帰宅困難者対策に協力するものとする。

（使用許可の取消し又は変更）

第５条　丙は，使用許可に係る施設等について，乙，丙，丁若しくは戊が行う事業又は政府の業務継続計画の実施の用に供する必要が生じたときは，その許可を取り消し、又は変更することができるものとする。

２　前項の規定による取消し又は変更により，甲に損害が生じても，乙，丙，丁及び戊は，当該損害に対する補償は行わないものとする。

（使用時の注意事項）

第６条　甲は，第３条の規定により申請した施設等を使用する者に対し，申請した施設等以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り，指導を行うものとする。

（使用期間）

第７条　施設等の使用期間は，昭島市内の被害状況等を考慮した上で，甲，乙，丙，丁及び戊の間における協議により定めるものとする。

２　甲は，乙，丙，丁及び戊が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（毀損の報告）

第８条　甲は，避難所等として使用することによって，設備，施設等を毀損した場合は，丙に対し，速やかに届け出るものとする。

（返還）

第９条　甲は，丙から使用を許可された施設等の使用を終了する場合は，書面により，丙に通知するものとする。

２　甲は，施設等の使用を終了するときは，使用した施設等を原状に復し，乙，丙，丁及び戊の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（費用負担及び物資の調達）

第10条　避難所等の運営経費は，原則として甲が負担することとし，必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

（管理者責任）

第11条　乙，丙，丁及び戊は，施設等に地域住民等が避難した際に発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。余震等その他の二次的災害により，第２条に掲げる施設等に損壊等が生じ，受入れ地域住民等の生命及び財産等に損害が生じた場合も，同様とする。

（有効期限）

第12条　この協定の有効期間は，協定締結の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。

２　前項の規定にかかわらず，期間満了の日の１箇月前までに甲，乙丙，丁及び戊のいずれからも協定解除又は変更する旨の文書による通知がないときは，有効期間は更に１年間更新されるものとし，以後同様とする。

（情報の交換）

第13条　甲，乙，丙，丁及び戊は，この協定に定める事項を円滑に推進するため，平素から情報交換を行い，緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第14条　甲，乙，丙，丁及び戊は，あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し，災害が発生したときは，速やかに相互に連絡を取るものとする。

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは，甲，乙，丙，丁及び戊の間で協議の上，これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書５通を作成し，甲，乙，丙，丁及び戊は記名押印の上，各自その１通を保有する。

令和３年８月５日

東京都昭島市田中町一丁目17番１号
甲　昭島市
昭　島　市　長　臼　井　伸　介

東京都昭島市もくせいの杜二丁目１番20号
乙　矯正研修所
所　　長　嶋　﨑　公　弘

東京都昭島市もくせいの杜二丁目１番９号
丙　東日本成人矯正医療センター
センター長　奥　村　雄　介

東京都昭島市もくせいの杜二丁目１番３号
丁　東日本少年矯正医療・教育センター
センター長　宮　嶋　芳　弘

東京都昭島市もくせいの杜二丁目１番１号
戊　東京西法務少年支援センター
センター長　小　松　洋　輔

資料　96　災害時等における避難所及び一時避難場所の運営に関する協定
（ＴＲＣ･野村不動産パートナーズ共同事業体）

昭島市（以下「甲」という。）及びＴＲＣ・野村不動産パートナーズ共同事業体（以下「乙」という。）は、甲の市域内において、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等において、甲の申請に基づき、甲が避難所及び一時避難場所（以下「避難所等」という。）として乙が管理する敷地及び施設（以下「施設等」という。）を運営する際の必要な事項を定めることを目的とする。

（範囲）

第２条　避難所として使用する施設等の範囲は､アキシマエンシス(昭島市つつじが丘三丁目３番 15 号)のうち次に掲げるとおりとする。

（１）　体育館

（２）　会議室及び理科・家庭科室

（３）　前２号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める施設

２　一時避難場所として使用する施設等の範囲は、アキシマエンシスの駐車場等のオープンスペースとする。

（避難所の開設の通知）

第３条　甲は、災害時等において避難所を開設するときは、乙に対し速やかに開設日時、前条第１項に掲げるもののうち使用する施設等について通知するものとする。

２　前項の規定による通知は、避難所開設通知書（様式第１号）により行うものとする。

３　前項の規定にかかわらず、特に緊急を要するときは、口頭、電話等により第１項の規定による通知をすることができる。この場合において、甲は、避難所開設後速やかに避難所開設通知書を交付するものとする。

（避難所の開設前の対応等）

第４条　前条第１項の規定による通知前に、災害から身を守るため市民が施設等に避難したときは、乙は、甲にその旨を通報するものとする。

２　甲は、乙から通報を受けて避難所を開設する場合は、速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（避難所等として使用できる施設の周知）

第５条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所等として使用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の管理運営）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　甲は、アキシマエンシスにおいて避難所を運営するに当たっての甲の組織体制について乙に事前に通知するものとする。

３　乙は、乙の定める災害時における組織体制を甲に事前に通知するものとする。

４　乙は、避難所の管理運営について甲に協力するものとする。

（避難所運営委員会）

第７条　避難所の存する地域内の住民が主体的かつ円滑に避難所の開設及び運営を行うため、地域住民、施設管理者、甲から派遣される避難所担当職員等で構成される避難所運営委員会が設置される場合には、乙は、施設管理者として避難所運営委員会の構成員となるものとする。

２　乙は、原則として、乙の業務を優先とし、乙の業務に支障がない範囲で避難所運営委員会の活動に参加するものとする。

（費用負担）

第８条　甲が行う避難所の管理運営にかかる費用は、原則として甲が負担するものとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

２　乙が避難所の管理運営について協力したことにより要した金額等については、第３条第１項における避難所開設日時時点を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

（災害補償）

第９条　甲の要請に基づき、乙が災害時等において行う業務等に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じた場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、甲はその損害を補償するものとする。ただし、当該事故について、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者の行為に起因する事故により損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

（避難所の閉鎖）

第10条　乙の事業再開が見込まれる場合、甲は、乙及び避難所運営委員会と、避難スペースの縮小又は他の避難所への避難者を移送するなどの協議を行い、可能な限り早期閉鎖に努めるものとする。

２　甲は、避難所を閉鎖する場合は、乙に避難所閉鎖通知書（様式第２号）を通知するとともに、使用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（連絡責任者）

第11条　この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置く。また、平常時から相互の連絡体制及び施設の状況等についての情報交換を行い、避難所開設時に備えるものとする。

（避難所開設・運営訓練等）

第12条　甲が実施する避難所開設・運営訓練等について、乙は、乙の業務に支障のない範囲で、甲に協力するものとする。

（協定の有効期間）

第13条　この協定の有効期間は、協定締結の日から同日の属する年度の末日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１月前までに甲又は乙から協定を解除し、又は変更する旨の文書による通知がないときは、有効期間は、１年間更新されるものとし、以後同様とする。

（協議）

第14条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し生じた疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。
令和　３年　２月　１５日

甲　所在地　東京都昭島市田中町一丁目１７番１号
名　称　昭島市
代表者　昭島市長　臼　井　伸　介

乙　所在地　東京都文京区大塚三丁目１番１号
名　称　ＴＲＣ・野村不動産パートナーズ共同事業体
代表者　株式会社　図書館流通センター
代表取締役　細　川　博　史

資料　97　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（酒井薬品株式会社）

昭島市（以下「甲」という。）と酒井薬品株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害が発生した場合において、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（１）　医療救護活動に必要となる医薬品等

（２）　その他、甲が指定するもの

（医薬品等の引き取り）

第５条　医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第６条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第７条　甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。この場合において、医薬品等の価格は、災害発生の直前における価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（実効性の担保）

第８条　本協定に基づく業務の実効性を担保するため、甲乙間の連絡体制、想定される要請事項、措置可能な事項その他の必要な事項について、甲と乙で定期的に協議するものとし、必要に応じて通信試験、訓練等を実施するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定書の有効期間は、締結の日から平成 29 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のう

え決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成２８年　５月　１日

甲　　昭島市田中町一丁目 17 番１号
昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穣　一

乙　　東京都福生市武蔵野台二丁目 34 番４号
酒井薬品株式会社　福生営業所
代表者　　所長　　浅　河　英　樹

資料　98　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（東邦薬品株式会社）

昭島市（以下「甲」という。）と東邦薬品株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害が発生した場合において、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（１）　医療救護活動に必要となる医薬品等

（２）　その他、甲が指定するもの

（医薬品等の引き取り）

第５条　医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第６条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第７条　甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。この場合において、医薬品等の価格は、災害発生の直前における価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（実効性の担保）

第８条　本協定に基づく業務の実効性を担保するため、甲乙間の連絡体制、想定される要請事項、措置可能な事項その他の必要な事項について、甲と乙で定期的に協議するものとし、必要に応じて通信試験、訓練等を実施するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定書の有効期間は、締結の日から平成 29 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のう

え決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成２８年　５月１３日

甲　　昭島市田中町一丁目 17 番１号
昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穰　一

乙　　東京都羽村市五ノ神三丁目 10 番 4 号
東邦薬品株式会社　羽村営業所
代表者　　所長　　近　藤　康　弘

資料　99　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（株式会社メディセオ）

昭島市（以下「甲」という。）と株式会社メディセオ（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害が発生した場合において、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（１）　医療救護活動に必要となる医薬品等

（２）　その他、甲が指定するもの

（医薬品等の引き取り）

第５条　医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第６条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第７条　甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。この場合において、医薬品等の価格は、災害発生の直前における価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（実効性の担保）

第８条　本協定に基づく業務の実効性を担保するため、甲乙間の連絡体制、想定される要請事項、措置可能な事項その他の必要な事項について、甲と乙で定期的に協議するものとし、必要に応じて通信試験、訓練等を実施するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定書の有効期間は、締結の日から平成 29 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のう

え決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成２８年　５月１３日

甲　　昭島市田中町一丁目 17 番１号
昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穰　一

乙　　東京都中央区八重洲二丁目 7 番 15 号
株式会社メディセオ
代表者　取締役副社長東京支社長
嶋　路　博　昭

資料　100　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（株式会社スズケン）

昭島市（以下「甲」という。）と株式会社スズケン（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害が発生した場合において、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（１）　医療救護活動に必要となる医薬品等

（２）　その他、甲が指定するもの

（医薬品等の引き取り）

第５条　医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第６条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第７条　甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。この場合において、医薬品等の価格は、災害発生の直前における価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（実効性の担保）

第８条　本協定に基づく業務の実効性を担保するため、甲乙間の連絡体制、想定される要請事項、措置可能な事項その他の必要な事項について、甲と乙で定期的に協議するものとし、必要に応じて通信試験、訓練等を実施するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定書の有効期間は、締結の日から平成 29 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のう

え決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成２８年　５月２０日

甲　　昭島市田中町一丁目 17 番１号
昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穰　一

乙　　東京都福生市本町 43 番地
株式会社スズケン　福生支店
代表者　　支店長　　加　藤　昌　弘

資料　101　災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（アルフレッサ株式会社）

昭島市（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害が発生した場合において、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第３条　乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第４条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（１）　医療救護活動に必要となる医薬品等

（２）　その他、甲が指定するもの

（医薬品等の引き取り）

第５条　医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第６条　医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第７条　甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。この場合において、医薬品等の価格は、災害発生の直前における価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（実効性の担保）

第８条　本協定に基づく業務の実効性を担保するため、甲乙間の連絡体制、想定される要請事項、措置可能な事項その他の必要な事項について、甲と乙で定期的に協議するものとし、必要に応じて通信試験、訓練等を実施するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定書の有効期間は、締結の日から平成 29 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３箇月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、更に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のう

え決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成２８年　５月２４日

甲　　昭島市田中町一丁目 17 番１号
昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穣　一

乙　　東京都府中市西原町一丁目５番１号
アルフレッサ株式会社　国立支店
代表者　　支店長　　冨　永　卓　生

資料　102　災害時の医療救護活動についての協定（医療法人徳洲会東京西徳洲会病院）

昭島市を「甲」とし、医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班等の派遣）

第２条　甲は、昭島市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、医師、看護師及び補助事務員（以下これらを「医師等」という。）で構成する医療救護班又は医師（以下これらを「医療救護班等」という。）の派遣を乙に要請するものとする。

２　医療救護班の構成人員は、医師等各１名とし、補助事務員については、甲及び乙が協力して確保するものとする。

３　乙は、第１項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、速やかに、甲が指定する場所に医療救護班等を派遣するものとする。

４　前項の規定にかかわらず、乙が東京都災害拠点連携病院設置要綱（平成 25 年４月 25 日付 24 福保医救第 1415 号）の規定に基づく災害拠点連携病院の指定（以下「連携病院の指定」という。）を受けている場合は、同項の派遣は、連携病院の指定に基づく業務に支障のない範囲で実施するものとする。

（医療救護班等の活動場所）

第３条　医療救護班等は、甲が設置する緊急医療救護所、医療救護所、避難所又は後方医療施設（以下「医療救護所等」という。）において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班等の業務）

第４条　医療救護班等の業務は、次のとおりとする。

（１）　傷病者に対する応急処置

（２）　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（３）　転送困難な患者及び医療救護所等における軽易な患者に対する医療

（４）　死亡の確認

（５）　避難所における慢性疾患等の対応

（医療救護活動に関する指揮命令等）

第５条　乙が派遣する医療救護班等は、甲が公益社団法人昭島市医師会（以下「昭島市医師会」という。）の指名に基づき指定する災害医療コーディネーター（以下「医療コーディネーター」という。）の指揮命令に基づき、医療救護活動を実施する。

２　乙が派遣する医療救護班等は、甲と昭島市医師会が別に締結する災害時の医療救護活動についての協定に基づき、昭島市医師会が派遣する医療救護班に属し、その指揮命令系統により具体的な活動を行うものとする。

（医療救護活動に関する人員等の輸送）

第６条　この協定に基づく医療救護活動に関する人員及び資機材の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等及び給食・給水）

第７条　医療救護班等は、原則として甲が備蓄する医薬品等（関係機関等との連携・協力体制により甲が確保する医薬品等を含む。）を使用するものとする。

２　医療救護所等において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　第１項の医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）

第８条　医療救護所等において、災害拠点病院又は災害拠点連携病院での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、災害拠点病院又は災害拠点連携病院に対し、その受入れを要請することができる。

（医療費）

第９条　医療救護所、緊急医療救護所及び避難所における医療救護活動については、患者に対し費用負担は求めないものとする。

２　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（医療救護活動拠点）

第 10 条　甲は、急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換をするため、必要に応じ、医療救護活動拠点を設置する。

２　医療救護活動拠点においては、医療コーディネーターを中心として、医療支援に関する調整・情報交換を行うものとする。

（合同訓練）

第 11 条　乙は、甲から要請があった場合は、第５条第２項の活動の例により、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中に傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

２　前項の規定による医療救護に関し、乙が携行した医薬品等を使用した場合は、甲は、その実費を弁償するものとする。

（費用弁償等）

第 12 条　この協定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（１）　医療救護班等の派遣に要する経費

（２）　医療救護班等が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

（３）　医療救護班等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（地域災害医療連絡協議会への参加）

第 13 条　乙は、甲の要請があった場合は、甲が災害医療に係る関係機関をもって設置する、昭島市地域災害医療連絡協議会に参加するものとする。

（細目）

第 14 条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第 15 条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成３０年１２月２０日

昭島市田中町一丁目１７番１号
（甲）　昭　島　市
昭島市長　　臼　井　伸　介

昭島市松原町三丁目１番１号
（乙）　医療法人徳洲会東京西徳洲会病院
院　長　　渡　部　和　巨

資料　103　災害時の医療救護活動についての協定

（医療法人社団晨明会植ビルクリニック）

昭島市を「甲」とし、医療法人社団晨明会 植ビルクリニックを「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、昭島市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班等の派遣）

第２条　甲は、昭島市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、医師、看護師及び補助事務員（以下これらを「医師等」という。）で構成する医療救護班又は医師（以下これらを「医療救護班等」という。）の派遣を乙に要請するものとする。

２　医療救護班の構成人員は、医師等各１名とし、補助事務員については、甲及び乙が協力して確保するものとする。

３　乙は、第１項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、速やかに、甲が指定する場所に医療救護班等を派遣するものとする。

４　前項の規定にかかわらず、乙が東京都災害拠点連携病院設置要綱（平成 25 年４月 25 日付 24 福保医救第 1415 号）の規定に基づく災害拠点連携病院の指定（以下「連携病院の指定」という。）を受けている場合は、同項の派遣は、連携病院の指定に基づく業務に支障のない範囲で実施するものとする。

（医療救護班等の活動場所）

第３条　医療救護班等は、甲が設置する緊急医療救護所、医療救護所、避難所又は後方医療施設（以下「医療救護所等」という。）において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班等の業務）

第４条　医療救護班等の業務は、次のとおりとする。

（１）　傷病者に対する応急処置

（２）　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（３）　転送困難な患者及び医療救護所等における軽易な患者に対する医療

（４）　死亡の確認

（５）　避難所における慢性疾患等の対応

（医療救護活動に関する指揮命令等）

第５条　乙が派遣する医療救護班等は、甲が公益社団法人昭島市医師会（以下「昭島市医師会」という。）の指名に基づき指定する災害医療コーディネーター（以下「医療コーディネーター」という。）の指揮命令に基づき、医療救護活動を実施する。

２　乙が派遣する医療救護班等は、甲と昭島市医師会が別に締結する災害時の医療救護活動についての協定に基づき、昭島市医師会が派遣する医療救護班に属し、その指揮命令系統により具体的な活動を行うものとする。

（医療救護活動に関する人員等の輸送）

第６条　この協定に基づく医療救護活動に関する人員及び資機材の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等及び給食・給水）

第７条　医療救護班等は、原則として甲が備蓄する医薬品等（関係機関等との連携・協力体制により甲が確保する医薬品等を含む。）を使用するものとする。

２　医療救護所等において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　第１項の医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）

第８条　医療救護所等において、災害拠点病院又は災害拠点連携病院での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、災害拠点病院又は災害拠点連携病院に対し、その受入れを要請することができる。

（医療費）

第９条　医療救護所、緊急医療救護所及び避難所における医療救護活動については、患者に対し費用負担は求めないものとする。

２　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（医療救護活動拠点）

第 10 条　甲は、急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換をするため、必要に応じ、医療救護活動拠点を設置する。

２　医療救護活動拠点においては、医療コーディネーターを中心として、医療支援に関する調整・情報交換を行うものとする。

（合同訓練）

第 11 条　乙は、甲から要請があった場合は、第５条第２項の活動の例により、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中に傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

２　前項の規定による医療救護に関し、乙が携行した医薬品等を使用した場合は、甲は、その実費を弁償するものとする。

（費用弁償等）

第 12 条　この協定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（１）　医療救護班等の派遣に要する経費

（２）　医療救護班等が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

（３）　医療救護班等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（地域災害医療連絡協議会への参加）

第 13 条　乙は、甲の要請があった場合は、甲が災害医療に係る関係機関をもって設置する、昭島市地域災害医療連絡協議会に参加するものとする。

（細目）

第 14 条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第 15 条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。
平成３１年３月２９日

昭島市田中町一丁目１７番１号
（甲）　昭　島　市
昭島市長　　臼　井　伸　介

昭島市市郷地町二丁目 36 番 8 号
植ビル 101 号
（乙）　医療法人社団晨明会 植ビルクリニック
院　長　　鈴　木　達　夫

資料　104　災害時の応急救護活動における妊産婦及び乳児ケアに関する協定
（公益社団法人東京都助産師会北多摩第一分会）

昭島市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都助産師会北多摩第 1 分会（以下「乙」という。）は、災害時の応急救護活動における妊産婦及び乳児のケアに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、昭島市内で地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が行う応急救護活動における妊産婦及び乳児のケアに対する乙の支援及び協定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第２条　この協定の期間は、協定締結の日から平成 30 年３月 31 日までとする。ただし、この協定が満了する日の３箇月前までに甲及び乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、この協定の有効期間は１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（要請）

第３条　甲は、災害の応急救護活動において、妊産婦及び乳児に対してケアを実施する必要が生じた場合は、乙に対して乙の会員から構成される助産師会班の派遣を要請することができる。

２　乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに助産師会班を編成したうえで、甲の設置する医療救護所等に派遣し、次条に規定する支援及び協力を行うものとする。

（支援及び協力の内容）

第４条　乙は、災害時において、甲からの要請に基づき、次の各号に掲げる事項について支援及び協力をするものとする。

(1)　訪問の要請があった救護所等を巡回し、妊産婦及び乳児に対する心身両面のケアの支援を行うこと。

(2)　前号に掲げるもののほか、拠点救護所等における応急救護活動の支援を行うこと。

（従事者の災害補償）

第５条　甲の要請により、乙が行った支援及び協力に従事した乙の会員（乙への協力者を含む。）が、当該支援及び協力に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該支援及び協力に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（守秘義務）

第７条　乙は、第４条に規定する支援及び協力中に知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（訓練）

第８条　乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で甲が実施する訓練に参加するものとする。

（協議）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 29 年 10 月２日

（甲）昭島市田中町一丁目 17 番１号
昭島市
代表者　　昭島市長　　臼　井　伸　介

（乙）昭島市
公益社団法人東京都助産師会北多摩第地区一分会
代表者　　分会長　　大 久 保　　富 士 子

資料　105　災害時における生活必需品等の供給に関する協定（株式会社カインズ）

昭島市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、昭島市内において地震、風水害等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う生活必需品等（以下「物資」という。）の応急供給活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時に甲のみでは十分な対応ができない場合において乙に対し、物資の供給を要請することができるものとする。

（要請の方法）

第３条　甲が乙に対して前条の規定による要請をするときは、納入日時、納入場所、要請品目、要請数量その他必要な事項を明らかにした緊急物資供給要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、時間的余裕がないときは口頭等で要請し、その後速やかに緊急物資供給要請書を提出するものとする。

２　乙は、甲からの要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（協力の実施）

第４条　乙又は乙が指定する者は、甲から要請を受けた物資を、指定納入場所に納入するものとする。ただし、乙又は乙が指定する者による輸送が困難なときは、乙の保管場所にて引き渡すものとする。

（供給物資の範囲）

第５条　甲が乙に供給を要請することのできる物資は、次に掲げるもののうち、乙が現に保有し、かつ、優先して供給が可能なものとする。

（１）　日用品等の生活必需品

（２）　災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（物資の価格）

第６条　甲の要請に基づき乙が供給した物資の価格は、災害が発生する直前の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（物資代金の請求と支払）

第７条　乙は、供給活動が終了したときは、速やかにその旨を書面により甲に報告し、併せて乙が提供した物資の代金及び運搬に要した費用を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求に基づき内容を確認し、速やかに物資供給の代金を支払うものとする。

（供給活動における補償）

第８条　甲の要請に基づき供給活動を行った乙の従事者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害を受けた場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受け

たときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（情報交換）

第９条　防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡担当者を連絡責任者届（第２号様式）により相互に報告するものとし、期間の途中において内容の変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第10条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　　東京都昭島市田中町一丁目17番１号
　　昭島市
　　代表者　昭島市長　北　川　穣　一

乙　　埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目２番１号
　　株式会社カインズ
　　代表取締役　土　屋　裕　雅

資料　106　災害時における生活必需品等の供給に関する協定（株式会社マミーマート）

昭島市（以下「甲」という。）と株式会社マミーマート（以下「乙」という。）とは、甲の市域内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する生活必需品（以下「物資」という。）の供給及びその他の支援を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要請等）

第１条　甲は、災害時等において、物資の供給が必要である場合に、乙に対し物資の供給を要請することができる。

２　甲は、災害時等において、乙の管理する施設の使用が必要である場合に、乙に対し施設の使用を要請するものとする。

３　乙は、甲から前二項の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障がない範囲内において、可能な限り必要な措置を講じるものとする。

（供給物資の範囲及び内容）

第２条　本協定に基づく、乙が甲に供給する物資の種類は、次のとおりとする。

（１）　食料品

（２）　日用品

（３）　その他甲が指定するもの

（供給の実施及び完了）

第３条　乙は、甲から要請を受けた物資を、指定された場所に納入するものとする。

２　乙は、物資を甲に引き渡すものとし、当該引渡しをもって、物資の供給の完了とする。

（費用負担）

第４条　甲は、乙の供給した物資の代金を負担するものとする。物資の価格は、災害が発生する直前の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（請求及び支払）

第５条　乙は､物資の供給が完了したときは､前条の価格による物資の代金を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、請求日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

（災害補償）

第６条　甲の要請に基づき、乙が行う物資を供給する業務等に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じた場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、甲はその損害を補償するものとする。ただし、当該事故について、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者の行為に起因する事故により損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

（連絡調整等）

第７条　甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者及び連絡先を別に定めるとともに、平時より連絡調整を行うものとする。

２　乙は、甲が主催する防災訓練の参加に努めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、30 年４月１日から 31 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日の３箇月前までに甲乙いずれかからも申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとし、以後もこの例による。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成３０年　３月２６日

東京都昭島市田中町一丁目17番１号

甲　昭　島　市

昭島市長　臼　井　伸　介

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目44番１号

乙　株式会社マミーマート

代表取締役社長　岩　崎　　裕　文

資料　107　平時における物資保管及び災害時等における物資輸送に関する協定（江崎グリコ株式会社・グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社）

昭島市（以下「甲」という。）と江崎グリコ株式会社（以下「乙」という。）とグリコマニュファクチャリングジャパン株式会社東京工場（以下「丙」という。）とは、被災者生活の安定を図るため、平時における物資の保管、また、甲の市域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲の指定する物資の避難所への配送に関し、次のとおり協定を締結する。

（甲の指定する物資の範囲及び内容）

第１条　本協定に基づく、甲の指定する物資は、乙が製造し甲が第三者を通じて購入した粉ミルク及び液体ミルク（以下「物資」という。）とする。

（協力要請）

第２条　甲は、必要であると判断したときは、乙及び丙に対し、次に掲げる事項について協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（１）　災害時等における丙の倉庫施設から甲の指定する避難所への甲の指定する物資の配送

（２）　前号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が必要と認める事項

２　協力要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できるものとし、その後、速やかに文書の提出をするものとする。

３　乙及び丙は、第１項の協力要請を受けた場合は、乙及び丙の業務に支障がない範囲内において、当該要請に基づく活動（以下「協力活動」という。）を行うように努めるものとする。

４　甲は、丙による物資の保管状況等を確認するために必要であるときは、丙へ通知の上、丙の立会いを得て、第１項第１号の規定により、用いられる丙の倉庫において調査を実施することができるものとする。

５　甲は、災害時等における物資輸送が円滑に行われるよう、輸送ルートの被災状況等に係る情報の提供、運搬車両の円滑な運行に関する支援、輸送のための燃料確保、その他必要な支援に努めるものとする。

（物資の保管）

第３条　丙は、物資を丙の施設において適切に保管するものとする。

２　丙の施設の所在は次のとおりとする。

東京都昭島市武蔵野二丁目14番１号

（費用の負担）

第４条　第２条第１項第１号に基づく活動を実施した場合において、当該活動に要した費

用は、無償とする。ただし、本協定に基づき甲が指定する物資の廃棄に要する費用は、甲の負担とする。

２　第２条第１項第２号に基づく活動を実施した場合において、当該活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

３　前項の規定により、甲が負担する費用は、災害時等における物資輸送に係る合理的な範囲内で、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

（費用の請求等）

第５条　乙及び丙は、災害等が収束した時点で、前条第２項の規定により費用を算出し、甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求があった日から30日以内に甲が負担する費用を支払うものとする。

（災害補償）

第６条　甲の要請に基づき、乙及び丙が災害時等において行う物資を配送する業務等に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じた場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、甲はその損害を補償するものとする。ただし、当該事故について、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者の行為に起因する事故により損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

（連絡調整等）

第７条　甲、乙及び丙は、この協定及び防災に関しての情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責任者及び連絡先を別に定めるとともに、平時より連絡調整を行うものとする。

２　甲は、甲が主催する防災訓練に乙及び丙の参加を要請することができる。この場合において、乙及び丙は当該防災訓練に、乙及び丙の業務に支障がない範囲内において、参加に努めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに甲乙丙いずれからも申出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協力活動中の告知）

第９条　乙及び丙は、災害時等における協力活動に従事する場合は、使用する車両にその旨を表示させるように努めるものとする。

（機密の保持及び情報提供）

第10条　甲、乙及び丙は、協力活動上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。協力活動が終了し、又はこの協定が解除された後についても同様とする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

以上、上記協定締結の証として本書３通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和２年７月１５日

東京都昭島市田中町一丁目17番１号
甲　昭島市
代表者　　昭島市長　　臼井　伸介

東京都港区高輪四丁目10番18号
乙　江崎グリコ株式会社
セールス本部市場開発部事業開発ユニット
ユニット長　信吉　英典

東京都昭島市武蔵野二丁目14番１号
丙　グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社
東京工場
工場長　早田　繁喜

資料　108　災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定
（ヤマト運輸株式会社）

昭島市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社西東京主管支店（以下「乙」という。）とは、被災者生活の安定を図るため、甲の市域内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲の指定する物資の避難所への配送及び甲の指定する物資集配拠点の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、災害時等において必要であると判断したときは、乙に対し、次に掲げる事項の協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（１）　甲の管理する施設、甲の指定する物資集配拠点及び物資供給協力店舗から甲の指定する避難所への甲の指定する物資の配送

（２）　甲の管理する施設及び甲の指定する物資集配拠点での運営支援

（３）　甲の指定する物資の一時保管のための乙の倉庫施設の確保及び運営

（４）　甲の指定する物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供及び貸与

（５）　前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

２　協力要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できるものとし、その後、速やかに文書の提出をするものとする。

３　乙は、第１項の協力要請を受けた場合は、乙の業務に支障がない範囲内において、当該要請に基づく活動（以下「協力活動」という。）を行うように努めるものとする。

（活動報告）

第２条　乙は、協力活動を実施したときは、文書により次に掲げる事項を甲へ報告するとともに、活動内容の経過についても、適宜甲に報告するように努めるものとする。

（１）　従事日、走行距離

（２）　使用した車両、資機材等

（３）　活動に要した費用

（４）　その他必要な事項

（費用の負担）

第３条　協力活動を実施した場合において、当該活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の規定により、甲が負担する費用は、災害時等における物資輸送に係る合理的な範囲内で、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用の請求等）

第４条　乙は、災害等が収束した時点で、前条第２項の規定により費用を算出し、甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求があった日から３０日以内に甲が負担する費用を支払うものとする。

（連絡調整等）

第５条　甲及び乙は、この協定及び防災に関しての情報の共有化を図るため、この協定に関する連絡責

任者及び連絡先を別に定めるとともに、平時より連絡調整を行うものとする。

２　甲は、甲が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。この場合において、乙は当該防災訓練に、乙の業務に支障がない範囲内において、参加に努めるものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協力活動中の告知）

第７条　乙は、協力活動に従事する場合は、使用する車両にその旨を表示させるように努めるものとする。

（機密の保持及び情報提供）

第８条　甲及び乙は、協力活動上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。協力活動が終了し、又はこの協定が解除された後についても同様とする。

（燃料の供給支援）

第９条　甲は、乙が協力活動を実施するに当たり、燃料等の優先供給に配慮するものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

以上、上記協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成３０年　２月１９日

東京都昭島市田中町一丁目１７番１号
甲　昭島市
代表者　　昭島市長　　臼　井　伸　介

東京都昭島市拝島町四丁目１０番５号
乙　ヤマト運輸株式会社　西東京主管支店
代表者　　支店長　　暈　　浩　治

資料　109　災害時等における要配慮者等の移送協力等に関する協定

（武州交通興業株式会社）

昭島市（以下「甲」という。）と武州交通興業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における要配慮者等の移送協力及び車両の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲と乙が協力して、障害者、高齢者、傷病者等の要配慮者（以下「要配慮者等」という。）を避難所、二次避難所（福祉避難所）、社会福祉施設又は医療機関等の施設へ迅速かつ安全に移送するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時等において、要配慮者等を移送する必要があると判断したときは、乙に対して次に掲げる事項について、昭島市要配慮者等移送協力要請書（第１号様式）、昭島市車両提供協力要請書（第２号様式）により協力の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請し、その後速やかに当該要請書を送付するものとする。

（１）　乙が所有する心身障害者用自動車（以下「くじら号」という。）による要配慮者等の移送業務

（２）　乙が所有する車両及び車両運転手による要配慮者等の移送業務

（３）　その他要配慮者等の移送に必要な業務

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、くじら号の運行及び車両の提供等について、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用の負担）

第４条　第２条の規定により乙が行った移送業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する経費は、移送業務終了後、乙の提出する昭島市要配慮者等移送業務実績報告書（第３号様式）及び昭島市車両提供実績報告書（第４号様式）に基づき、昭島市心身障害者用自動車運行事業業務委託契約単価及び道路運送法（昭和26年法律第183号）に係る一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成26年３月26日国土交通省関東運輸局長公示）の運賃・料金の額（別表）を基礎とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用の請求）

第５条　移送協力に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに当該費用を支払うものとする。

（事故等）

第６条　乙は、第２条の規定による車両の運行に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（要配慮者等又は第三者に対する責任）

第７条　乙は、第２条の規定による車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、要配慮者等（利用者）又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第８条　甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する社員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）に定めるところにより、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故について、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（協定の有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年３月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の３箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもってこの協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に１年間延長するものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

以上、上記協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成３０年１１月　１日

甲　東京都昭島市田中町一丁目17番１号
昭島市

昭　島　市　長　　臼　井　伸　介

乙　東京都国分寺市西恋ヶ窪一丁目45番19号
武州交通興業株式会社

代表取締役社長　　馬　場　文　彦

※別表省略

資料　110　災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコム多摩）

昭島市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム多摩（以下「乙」という。）は、災害及び防災に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、昭島市内で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力し、市民に迅速かつ正確な災害情報を伝達するための放送等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害情報の提供及び要請）

第２条　甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、当該災害情報の放送を要請すること（以下「放送要請」という。）ができる。

（要請の手続）

第３条　甲は、放送要請を行う場合は、次に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム東京メディアセンターに送信するものとする。

（１）　放送要請の理由

（２）　放送要請をする放送の内容

（３）　希望する放送の日時

（４）　その他必要な事項

２　放送要請の連絡先は、別紙１のとおりとする。なお、別紙１の内容に変更が生じた場合には、乙は甲に速やかに書面により報告するものとする。

３　放送要請は、災害情報放送要請書（第１号様式）（以下「要請書」という。）により、電子メール又はファクシミリを用いて行う。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等にて要請し、その後速やかに、甲は、要請書を提出するものとする。

（災害情報の放送）

第４条　乙は、放送要請を受けたときは、甲から当該放送要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容及び時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

（情報の活用）

第５条　乙は、甲がインターネット、広報紙等で発信済みの情報（コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等）及び放送要請した情報について、自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

（協力体制の整備）

第６条　甲及び乙は、災害時における協力体制を整備するため、防災計画の状況、協力要請事項等について情報の交換を行う。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、平成２８年８月２２日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

（その他）

第９条　本協定の成立に伴い、災害発生時等の防災情報放送業務等に関する協定書（平成 26 年２月 20 日締結）は、廃止する。

本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれが記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２８年８月２２日

東京都昭島市田中町一丁目 17 番１号
甲　昭島市
代表者　　昭島市長　　北　川　穣　一

東京都立川市栄町六丁目１番地の１
立飛ビル６号館別館
乙　株式会社ジェイコム多摩
代表者　　代表取締役　　谷　津　幸　利

資料　111　避難誘導標識設置事業に関する協定（特定非営利活動法人都市環境標識協会）

昭島市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人都市環境標識協会（以下「乙」という。）は、避難誘導標識（以下「標識」という。）の設置事業（以下「本事業」という）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に市民等を避難場所等へ迅速かつ円滑に誘導するための標識を、乙の活動による協賛者（本事業の趣旨に賛同し、乙との間で協賛契約を締結した者をいう。）の支援により設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（費用の負担）

第２条　この協定に基づく標識の製作、設置、保守、維持管理、更新等に関わる費用は、乙が負担するものとする。

（仕様）

第３条　標識の表示面は、甲の意見を採用したデザインとする。なお、標識の下部に協賛者の名称等を表示した協賛板（以下「協賛板」という。）を設置することができる。この場合において、協賛板の表示面は、公序良俗にふさわしいものとする。

（協賛者及び協賛板の内容承認）

第４条　乙は、本事業の協賛者及び協賛板の内容について、事前に甲と協議し、その承認を得なければならない。

（標識の設置場所）

第５条　標識の設置場所は、甲及び乙の協議に基づき関係行政機関の指導のもとに、甲が決定するものとする。

（申請の手続き）

第６条　設置場所の地下埋設物の調査及び図化、設置に関わる道路占用許可、道路使用許可、屋外広告物許可等の提出、申請書作成等の事務については、乙が行うものとする。

（事業の周知）

第７条　甲は、本事業の目的を広報紙等により周知するよう努めるものとする。

２　甲は、本事業への協賛活動の促進を図るため趣意書を発行し、民間企業等に対し協力の呼びかけを行うものとする。

（標識の管理）

第８条　標識の維持管理については、乙の責任で行うものとする。なお、甲又は乙が設置した標識

の破損、汚れ、錆び、倒壊等の不具合を確認した時は、甲及び乙が協議し、乙は速やかに対策を講じるものとする。

（標識の帰属）

第９条　標識の所有権は、設置が完了した時点をもって甲に帰属し、本協定の解除後も同様とする。

（損害賠償）

第10条　乙は、標識に関わる事故に備え施設賠償損害保険に加入するものとし、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（本協定の解除）

第11条　甲の催促にも関わらず、乙が本協定を履行しない場合又は乙が解散等何らかの事由により組織を有しなくなった場合において、甲は本協定を解除する。

２　乙は、この協定を解除したときは、協賛板を撤去するものとする。

（秘密の保持）

第12条　乙は、この協定の履行に際し知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならず、本協定の解除後も同様とする。

（協議）

第13条　本協定に定めのない事項又は協定の履行に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第14条　この協定の有効期間は、締結の日から平成29年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の３月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

この協定の締結の証として本協定書２通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成28年４月１日

昭島市田中町一丁目17番１号
甲　昭島市
代表者　昭島市長　　北　川　穣　一

東京都武蔵野市西久保一丁目38番５号
乙　特定非営利活動法人都市環境標識協会
代表理事　　小　関　長一郎

資料　112　災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定
（公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部）

昭島市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害が発生した場合において、甲の区域内に在住し、災害による家屋の倒壊、焼失等により自宅等において居住することが困難な者として甲が認めたもの（以下「被災者」という。）への住宅支援のため、甲が民間賃貸住宅の情報提供等の協力を乙に求めることに関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、被災者への住宅支援が必要と認めるときは、協定書に協力する乙の会員（以下「協力会員」という。）に対して、民間賃貸住宅の情報提供等の協力を要請すること（以下「要請」という。）ができるものとする。

２　要請は、原則として協力要請書（別記様式）によるものとする。

（協力業務）

第３条　甲からの要請があったときは、協力会員は、被災者に民間賃貸住宅に関する情報を提供するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うものとする。

２　乙は、協力会員による民間賃貸住宅の情報提供、媒介等が円滑に行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

（協力業務の実施等）

第４条　乙は、甲からの要請があったときは、可能な範囲で甲に協力するものとする。

２　乙は、平時においても、協力会員の理解と協力を得ながら体制の整備に努めるものとする。

（制度の周知）

第５条　甲は、乙と協力して被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

（連絡窓口）

第６条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては昭島市総務部防災課、乙においては公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部事務局とする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から２年間とする。

２　有効期間満了の３箇月前までに、甲及び乙で協議を行い、双方とも異議の申出がないときは、更に

２年間更新されたものとし、以後も同様とする。

（実施細目）

第８条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

上記協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々１通を保有する。

平成 28 年４月 15 日

昭島市田中町一丁目 17 番１号
（甲）　昭島市
代表者　昭島市長　北　川　穣　一

立川市曙町２丁目 32 番２号
（乙）　公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部
代表者　支部長　　永　井　　彰

資料　113　広告付避難場所等電柱看板掲出事業に関する協定
（東電タウンプランニング株式会社）

昭島市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社多摩総支社（以下「乙」という。）とは、昭島市内における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出事業（以下「本事業」という）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に市民等を避難場所等へ迅速かつ円滑に誘導するための広告付避難場所等電柱看板を掲出することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において､次の各号に掲げる用語の意義は､それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　広告付避難場所等電柱看板　乙の実施している広告事業のうち、乙が事業を営む電柱へ掲出する看板に、民間企業等の広告と併せて避難場所等の案内表示を記載するものをいう。

（２）　広告主　本事業に賛同する民間企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第３条　甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本事業の実現に必要な指導及び協力をするものとする。

（乙の業務）

第４条　乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

（１）　広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。

（２）　看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対しての対応を行うこと。

（３）　看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。

（４）　新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。

（５）　避難場所等の変更又は削除がある場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第５条　看板に記載する避難場所等の案内表示は、甲及び乙の協議のうえ決定するものとする。

（広告の範囲）

第６条　次の各号のいずれかに該当する広告は、掲出しない。

（１）　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

（２）　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

（３）　政治活動又は宗教活動に係るもの

（４）　社会問題、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

（５）　美観風致を害するおそれがあるもの

（６）　公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

（７）　その他、看板に掲載する広告として不適当であると甲が認めるもの

（経費等）

第７条　看板の掲出に当たり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項並びに協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から平成30年３月31日までとする。ただし、期間満了の日の３月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

甲と乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成28年７月１日

昭島市田中町一丁目17番１号
甲　昭島市
昭島市長　　北　川　穰　一

八王子市明神町三丁目１番地７号
乙　ＮＴＢ八王子ビル
東電タウンプランニング株式会社
多摩総支社長　　田　村　正　和

資料　114　災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定
（特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン）

昭島市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害が甲の区域内に発生したとき（以下「発災時」という。）に備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、発災時に備え、平常時から相互に協力して調査研究を行うとともに、発災時に実施する乙による支援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（調査研究等の実施）

第２条　甲及び乙は、平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体的な活動を行うものとする。

（支援活動の実施）

第３条　乙は、発災時に緊急に支援活動が必要であると認められるときは、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の３に規定する国土交通省令で定める者として、自主的な判断に基づき、次に掲げる支援活動（以下「支援活動」という。）を行うものとする。

（１）　無人航空機（ドローン）による被災状況の調査

（２）　無人航空機（ドローン）により撮影した情報の甲への提供

（３）　第１号に掲げる調査により把握した被災状況を反映した地図の作成

（４）　前号の定めにより作成した地図データの甲への提供及びインターネット上での公開

（５）　前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

２　甲は、乙が支援活動を遅滞なく行えるよう、平常時から可能な範囲で協力するものとする。

（連絡担当）

第４条　甲及び乙は、災害が発生したときに必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平常時から連絡担当を定めるものとする。

（経費の負担）

第５条　支援活動に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として乙の負担とする。

２　前項の規定にかかわらず、経費の負担について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　乙が実施する調査研究又は支援活動に従事する者が、当該調査研究又は支援活動により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償については、乙が負担する。

２　乙が調査研究又は支援活動中に第三者に損害を与えた場合には、乙がその損害の賠償に要する費用を負担する。

（協定の期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の３箇月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに１年間この協定は更新されたものとみなし、その後もまた同様とする。

（その他）

第８条　この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年　４月２５日

甲　東京都昭島市田中町一丁目17番１号
昭島市
昭 島 市 長　　臼　井　伸　介

乙　東京都調布市国領町三丁目４番41号
特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン
理　事　長　　古　橋　大　地

資料　115　行政告知放送の再送信に関する協定（株式会社ジェイコム多摩）

昭島市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム多摩（以下「乙」という。）とは、甲が防災行政用無線により市民向けに実施している行政告知放送（以下「行政告知放送」という。）を乙の設備を利用し再送信を行うことに関して次の条項により協定を締結する。

（再送信の合意）

第１条　甲及び乙は、乙の設備を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者（以下「サービス加入者」という。）に行政告知放送の再送信（以下「再送信」という。）を行うことに合意する。

２　乙は、甲が提供する行政告知放送の内容について、変更を加えないものとする。

３　乙は、サービス加入者に対して、無償で再送信を行うものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含めた乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。

（有効期間）

第２条　本協定の有効期間は、平成31年２月１日から平成31年３月31日までとする。ただし、甲乙双方から期間満了の１月前までに書面による申出がない場合は、有効期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（提供エリア）

第３条　再送信の提供エリアは、別紙１に規定する乙が運営するサービス提供エリアとする。

（費用）

第４条　再送信の情報提供の対価は、無償とする。

２　甲及び乙は、再送信を実施するに当たり、必要な設備の設置、改修等の費用に関して、各々の責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。ただし、甲が所有し、又は管理する施設内の乙の設備に係る電気料金等は甲が負担するものとする。

（免責事項）

第５条　乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天災地変その他乙の責めに帰することのできない事由により、再送信が実施できなかった場合は、なんら責任を負わないものとする。

２　再送信の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。

３　乙は、サービス加入者から再送信の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐものとする。

（設備の維持管理）

第６条　甲の設備及び乙の設備は、別紙２に規定する。

２　甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。

３　乙は、再送信のために甲の施設内にある乙の設備の点検が必要と判断した場合、甲と事前に相談の

うえ、甲の施設に立ち入り、点検を実施することができるものとする。この場合において、事後速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。

（守秘義務）

第７条　甲及び乙は、本協定に規定する業務の遂行に当たり知りえた相手方の事業上及び技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲及び乙が合意した事項に関しては、この限りでない。

（解除）

第８条　甲又は乙が、第２条の有効期間中に本協定を解除しようとする場合は、２月前までに相手方に書面にて通知することにより、本協定を将来に向かって解除することができる。

（権利義務）

第９条　甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

（協議事項）

第10条　本協定に定めのない事項については、誠意を持って甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

上記協定合意の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ各々１通を保有する。

平成３０年１２月１９日

甲　東京都昭島市田中町一丁目17番１号
昭島市
昭 島 市 長　　臼　井　伸　介

乙　東京都立川市栄町六丁目１番地の１
株式会社ジェイコム多摩
代表取締役　　栗　原　尚　孝

資料　116　災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書（有限会社原島組）

昭島市（以下「甲」という。）と有限会社原島組（以下「乙」という。）は、「し尿収集運搬業務委託仕様書」第７の規定に基づき、「昭島市地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、仮設トイレ等から発生するし尿の収集運搬（以下「し尿処理」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、災害が発生した場合において、昭島市内で大規模な災害が発生した場合に、昭島市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について必要事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第２条　甲は、災害時に避難施設等に設置した仮設トイレ等において、し尿収集が必要であると認めた場合、乙に対してし尿収集を要請することができる。

（要請手続き等）

第３条　甲は、前条の規定により乙に対してし尿収集を要請する場合は、書面により行う。ただし、緊急等やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により要請し、事後において速やかに書面を送付する。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、正当な理由のある場合を除き、所有する車両及び資機材を活用し、し尿収集を実施する。

(業務の実施)

第４条　甲は、乙に、地域防災計画に基づき作成するし尿処理計画において、乙は、甲の要請により災害現場等へ出動し、甲が指定する甲の現場責任者の指示に従い、業務に協力するものとする。

(業務の完了報告)

第５条　乙は、甲からの協力の要請に基づく応急復旧対策活動が完了したときは、速やかに活動要員及び活動内容等について甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第６条　甲の要請により、乙が実施した応急復旧対策活動に要した費用は、甲の負担とする。この場合において、当該費用は乙の平時における費用を基準として、甲・乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払)

第７条　乙は、応急復旧対策活動終了後、当該応急復旧対策活動における費用の明細書等を作成し、甲に請求するものとする。

２　甲は前項の規定による請求があったときは、内容を確認の上、速やかに乙に対して当該費用を支払う。

(対策協議)
第８条　甲及び乙は必要に応じて連携して、災害時を想定した避難施設等に設置した仮設トイレ等からのし尿処理の対策を協議しておくものとする。

(災害補償)
第９条　甲は、甲の要請に基づいて応急対策活動に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 84 条第 1 項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号)の例により、これを補償するものとする。

(連絡責任者)
第１０条　この協定の実施にあたって、甲及び乙は、連絡責任者を定めるものとする。

(協定の期間)
第１１条　この協定の期間は、令和２年３月１日から令和３年３月 31 日までとする。
ただし、同年３月 31 日までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に１年間延長するものとする。
２　前項ただし書の規定により延長された協定の期間は、当該期間が満了する日の２箇月前までに甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、更に１年間延長するものとし、以後同様とする。

(協議)
第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義の生じたとき、又この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が別途協議して定める。

この協定を証するため、甲と乙は本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通をそれぞれ保有する。

令和２年３月１日

甲　所在地　東京都昭島市田中町１－１７－１
名　称　昭島市
代表者　昭島市長　臼井　伸介

乙　所在地
名　称
代表者

資　117　防災情報サービスの提供に関する協定書（株式会社ジェイコム多摩）

東京都昭島市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム東京　多摩局（以下「乙」という。）とは、乙の提供する防災情報サービスに関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲の土砂災害警戒区域内に居住する者、甲の多摩川又は残堀川の浸水想定区域内に居住する者（以下「対象者」という。）が、防災行政無線の放送内容の聞き取りが困難な室内において、同放送内容を確認できるようにすることを目的とする。

（事業）

第２条　乙は、乙が昭島市内において専用端末（以下「ＥＡＴ」という。）を通じて提供している防災情報サービス（以下「防災情報サービス」という。）を、甲が補助を決定した対象者（以下「補助決定者」という。）に提供する。

（情報の提供）

第３条　甲は、本協定に基づいてＥＡＴの設置を希望する補助決定者の次に掲げる情報を乙に提示する。

（１）　氏名

（２）　電話番号

（３）　住所

２　補助決定者が居住する建物（以下「該当建物等」という。）が集合住宅等であった場合、集合住宅等オーナーの氏名等の情報は、乙において調査・確認を行うものとする。

３　甲は、乙のケーブルが未導入の集合住宅を該当建物等として選定しようとする場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の承諾を得るものとする。

４　甲は、第１項各号に規定する補助決定者の情報を乙に提供すること及び第５条第２項の現地調査によりＥＡＴの設置ができない場合があることについて、事前に補助決定者の同意を得るものとする。

（個人情報の取扱い）

第４条　乙は、本協定締結後において昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

２　乙は、前条により知り得た個人情報を第三者に漏らし、若しくは公表し、又は業務及び第５条第６項の案内以外の目的に使用してはならない。

３　乙は、前条の履行にあたり作成又は取得した記録簿、台帳等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（契約）

第５条　乙は、補助決定者と防災情報サービスに関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

２　乙は、補助決定者との契約に先立ち、補助決定者に防災情報サービスの内容を説明して了承を得て、現地調査によってＥＡＴの設置可否を確認したうえで、契約を締結するものとする。

３　乙は、補助決定者が防災情報サービス提供に適さないと合理的に判断する場合、契約締結を拒絶することがある。

４　乙は、前２項の規定により、契約の締結に至らなかった場合は、その旨を速やかに甲に通知する。

５　第２項又は第３項の規定により、乙と補助決定者とが契約締結に至らなかった場合においても、甲及び乙は相手方に対して責任を負わないものとする。

６　甲は、乙が補助決定者の同意を得た場合、乙が提供する防災情報サービス以外のサービスについて案内することをあらかじめ了承する。

（ＥＡＴの設置・撤去）

第６条　前条に基づき契約締結に至った場合、乙は、補助決定者と設置場所について協議の上、補助決定者が防災情報サービスを適切に活用することができる場所にＥＡＴを設置し、防災情報サービスを提供できる状態にする。

２　乙が前項の設置を完了した場合及び甲の求めがある場合、乙は、甲に対し、設置状況を報告する。

３　甲は、設置工事の内容又は補助決定者の都合等により、乙のＥＡＴ設置が速やかに実施できない場合又は実施できない場合があることを了承する。

４　乙は、補助決定者から防災情報サービスの解約希望を受けた場合、ＥＡＴを撤去し、その旨を甲に通知する。

（サービスの提供）

第７条　本契約に基づき設置したＥＡＴにおける防災行政無線の再送信は、甲乙間で平成30年12月19日に締結した「行政告知放送の再送信に関する協定書」に基づき実施するものとする。

（費用）

第８条　補助決定者のＥＡＴの設置、撤去及び防災情報サービスの提供にかかる費用は甲が全て補助するものとし、甲があらかじめ補助決定者の同意を得ることにより、各料金は乙が甲に代理で請求できるものとする。

２　各料金については甲及び乙協議の上、別途覚書を取り交わすこととする。

（防災情報サービスの免責事項）

第９条　乙は、甲に対し、天変地異その他乙の責に帰することができない事由により、防災情報サービスの提供が実施できなかった場合又はＥＡＴに不具合が生じた場合にあっては、一切の責任を負わないものとする。

（有効期間）

第10条　本協定書の有効期間は、協定締結の日から令和７年３月31日までとし、期間終了日の１箇月前に甲又は乙の反対の意思表示がないかぎり、１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（解除）

第11条　甲又は乙は、相手方が本協定に定める義務に違反した場合、なんらの催告を要することなく本協定を解除することができる。

２　甲又は乙は、前条に定める期間内においても、６箇月前に相手方に書面にて通知することにより、本協定書を将来に向かって解除することができる。

（協定終了後の措置）

第12条　協定が前条の定め又は期間満了等により終了した場合の対応及び費用負担は、甲及び乙協議の上決定する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第13条　甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本協定上の地位を第三者に継承すること、本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を譲渡し、引き受けさせることその他処分行為をしてはならない。

（合意管轄）

第14条　本協定書に関する甲乙間における一切の訴訟については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議事項）

第15条　本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、誠意をもって甲及び乙協議の上、定めるものとする。

本協定書合意の証として、本書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ各１通を保有する。

令和　２年　８月　７日

東京都昭島市田中町一丁目 17 番１号
甲　昭島市
代表者　昭島市長　臼井　伸介

東京都立川市栄町六丁目１番１号
立飛ビル６号館別館
乙　株式会社ジェイコム東京　多摩局
局長　栗原　尚孝

資料　118　大規模災害時における被害状況調査活動等に関する協定
（特定非営利活動法人 NPO 昭島バイクレスキュー隊）

昭島市（以下「甲」という。）と、特定非営利活動法人ＮＰＯ昭島バイクレスキュー隊（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、昭島市内において地震、風水害等の大規模災害が発生した場合において、バイクの特徴を活かした被害状況の調査、救援物資の輸送等に関する乙の支援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第２条　乙が行う支援協力は、次に掲げるとおりとする。

（１）　甲が要請する区域の被害調査及び報告

（２）　甲の要請に基づく医薬品等救援物資の輸送

（３）　前２号に定めるもののほか、甲から特に要請のあった事項で乙が対応できるもの

（支援協力の要請）

第３条　甲は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話等により乙に支援協力を要請する。

（１）　被害の種類及び状況

（２）　支援協力の内容、範囲

（３）　支援協力の場所及び経路

（４）　前３号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡体制）

第４条　乙は、甲からの支援協力の要請を受け入れる体制を整備し、その内容を明らかにして甲に報告するものとする。

（自主支援協力）

第５条　乙は、被害が甚大で甲の要請を待ついとまがないと判断した場合は、自らの判断により支援協力をすることができるものとする。

２　前項の規定により支援協力をした場合、乙は、口頭、電話等により昭島市災害対策本部に連絡するものとする。

（経費の負担）

第６条　支援協力に要した経費の負担については、災害発生の直前における物資の適正な取引価格等を基準に甲乙協議をして決定するものとする。

（損害賠償）

第７条　甲の要請に基づき、乙の支援協力に係る従事者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19条）の規定に準じて、これを補償するものとする。

（有効期限）

第８条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（情報交換及び訓練）

第９条　甲と乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報交換や、甲が行う合同訓練に参加し、相互連携に努めるものとする。

２　この協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡担当者を別途定めるものとする。なお、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３１年　３月２５日

甲　東京都昭島市田中町一丁目17番１号
昭島市
昭 島 市 長　　臼　井　伸　介

乙　東京都昭島市昭和町四丁目９番６号
特定非営利活動法人ＮＰＯ昭島バイクレスキュー隊
理　事　長　　藤　田　英　明

資料　119　災害時における電気自動車等貸与に関する協定

昭島市（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における電気自動車等の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の区域内（以下「市内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、市内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、電気自動車等貸与要請書（第１号様式）により電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な電気自動車等を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応じるものとする。

２　甲が要請する電気自動車等の貸与に当たり、当該要請に対して乙が提供できる車両台数が不足する場合、乙は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請するなどし、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（電気自動車等）

第４条　第２条の規定による要請を受け、乙が貸与する電気自動車等は、ＡＣ100Ｖ（1500W）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。

２　甲は、乙から貸与を受ける電気自動車等の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

（使用用途）

第５条　甲は、第１条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために電気自動車等を使用できるものとする。

（引渡し）

第６条　乙は、第２条の規定による要請を受け、電気自動車等を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

２　乙は、前項の規定により電気自動車等の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した電気自動車等の内容を記載した書面を提出するものとする。

３　乙は、第１項の規定により、電気自動車等の引渡しを行う際に、第10条第２項に規定する保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

（貸与期間）

第７条　電気自動車等の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、市内で大規模停電等の電力が不足する事態が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

（返却）

第８条　貸与期間が終了した場合、甲は、速やかに貸与を受けた電気自動車等を乙に対して返却するものとする。

２　甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（充電スタンドの使用許諾）

第９条　乙は、甲に対して、乙の管理する充電スタンドを、乙の指定する日時及び場所において優先的に使用することを許諾する。

（費用負担）

第10条　電気自動車等の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の電気自動車等の使用に係る燃料代、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

２　乙は、甲に貸与する電気自動車等に対し自賠責保険及び任意保険（以下これらを「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

３　甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、乙は甲に対して免責金額を請求するものとする。

４　甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

（故障対応）

第11条　貸与期間中に提供された電気自動車等が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

（賠償）

第12条　甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた電気自動車等に損害を与え、又は当該電気自動車等を滅失し、その賠償が乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は、乙に損害を賠償する。

（災害補償）

第13条　この協定による甲の要請に基づき、業務に従事する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じた場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、甲は、その損害を補償するものとする。ただし、当該事故について、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者の行為に起因する事故により損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

（連絡体制）

第14条　甲及び乙は、第２条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第２号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

（平常時の取組）

第15条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

２　前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

（締結期間及び更新等）

第16条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和３年３月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から１か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定を更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第17条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について生じた疑義については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和　３年　２月　１５日

甲　東京都昭島市田中町一丁目17番１号
昭島市
昭島市長　臼井　伸介

乙　東京都港区芝浦四丁目８番３号
トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役社長　片山　守

資料　120　災害時における昭島市とあきしま地域福祉ネットワークとの要介護高齢者の安否確認等に関する協定　（あきしま地域福祉ネットワーク）

昭島市（以下「甲」という。）とあきしま地域福祉ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における要介護高齢者の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、昭島市内（以下「市内」という。）で災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う市内の居宅介護サービス利用者の安否の確認、居宅介護サービスの提供等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この協定において、次の各号に揚げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　市内における震度５弱以上の地震をいう。

（２）　要介護高齢者　介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 19 条に規定する要介護認定もしくは要支援認定を受けている者又は介護保険法第 115 条の 45 第１項第１号に規定する居宅要支援被保険者等のうち、厚生労働省令が定める基準に該当する第１号被保険者をいう。

（協力）

第３条　乙は、災害が発生したときは、本協定の目的に賛同する乙に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が、当該事業者の業務に支障のない範囲で市内の居宅介護サービス利用者の安否の確認、居宅介護サービスの提供等を実施するため、甲に協力するものとする。

（安否の確認等）

第４条　乙は、災害が発生した時は、事業者に当該事業者の居宅介護サービスを利用する市内に住所を有する要介護高齢者（以下「利用者」という。）の安否を確認させるものとする。

２　乙は、事業者に前項に規定する安否の確認をさせたときは、当該事業者をして甲に安否確認の結果を報告させるものとする。

３　前項の規定による報告は、別記の事項を記載した書類を甲へ提出するものとする（電子メール又はファクシミリによる送信を含む。）。

（情報提供等）

第５条　甲は、前条第２項の規定により報告された内容を取りまとめ、事業者に対して安否確認結果等の情報提供を行うこととする。

この場合において、甲が情報提供する事業者は、利用者に居宅介護サービスを提供している又は提供する予定の事業者に限る。

２　乙は、前項の規定により甲から提供された情報をもとに事業者に在宅介護サービスを速やかに提供させるものとする。

（事業者一覧）

第６条　乙は、事業者の一覧を作成し、甲に提出するものとする。

２　乙は、前項の一覧に変更が生じたときは、速やかに、甲に届け出るものとする。

（費用負担）

第７条　乙は、事業者が甲に対して情報提供するまでに要した費用について甲へ請求することはできな

い。

（情報の交換）

第８条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じ情報の交換を行う。

（守秘義務等）

第９条　乙は、第４条に規定する安否確認等及び第５条に規定するサービス提供により知り得た個人情報を、甲及び事業者以外の者に漏らしてはならない。この協定の終了後についても、また同様とする。

２　乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に使用し、及び第三者（事業者を除く。）に提供してはならない。

３　乙は、事業者に対して、前２項の規定に準じた取扱いをさせなければならない。

（協議）

第 10 条　この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

（期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３箇月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

上記の協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成３０年　４月　１日

昭島市田中町一丁目 17 番１号
甲　昭島市
代表者　昭島市長　　臼　井　伸　介

東京都昭島市昭和町四丁目７番１号
乙　あきしま地域福祉ネットワーク
会長　　上　田　桂　子

資料　121　多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）、八王子市（以下「乙１」という。）、立川市（以下「乙２」という。）、武蔵野市（以下「乙３」という。）、三鷹市（以下「乙４」という。）、青梅市（以下「乙５」という。）、昭島市（以下「乙６」という。）、調布市（以下「乙７」という。）、町田市（以下「乙８」という。）、小金井市（以下「乙９」という。）、小平市（以下「乙 10」という。）、日野市（以下「乙 11」という。）、東村山市（以下「乙 12」という。）、国分寺市（以下「乙 13」という。）、国立市（以下「乙 14」という。）、福生市（以下「乙 15」という。）、狛江市（以下「乙 16」という。）、東大和市（以下「乙 17」という。）、清瀬市（以下「乙 18」という。）、東久留米市（以下「乙 19」という。）、武蔵村山市（以下「乙 20」という。）、多摩市（以下「乙 21」という。）、稲城市（以下「乙 22」という。）、羽村市（以下「乙 23」という。）、あきる野市（以下「乙 24」という。）、西東京市（以下「乙 25」という。）、瑞穂町（以下「乙 26」という。）、日の出町（以下「乙 27」という。）、檜原村（以下「乙 28」という。）、奥多摩町（以下「乙 29」という。）、府中市（以下「乙 30」という。）（以下「乙１」から「乙 30」までを総称して「乙」という。）、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）及び下水道メンテナンス協同組合（以下「丁」という。）は、地震等の災害により乙の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援に関して、以下のとおり、協定を締結する。

なお、この協定の締結をもって、平成 29 年 3 月 31 日付けで甲、乙 1 から乙 29 まで、丙及び丁で締結した「多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定」は廃止する。

（目的）

第１条　この協定は、丙及び丁の乙に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により被災した乙の管理する下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。

２　この協定は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の２に規定する災害時維持修繕協定であるとともに、「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「多摩ルール」という。）を補完するものである。

（対象）

第２条　この協定の対象となる下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）は、乙が管理する公共下水道管路施設とし、下水道管きょ（圧送管を含む。）、人孔（マンホールポンプを含む。）、公設ます及び取付管とする。

（支援要請）

第３条　乙は、丙及び丁に対し、災害により被災した協定下水道施設の復旧業務（以下「業務」という。）に対する支援を要請することができる。

２　丙及び丁は、乙の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙に協力する。

（業務の内容）

第４条　乙が丙に支援を要請する業務は、協定下水道施設における乙が行う業務の支援とし、多摩ルールにおける応援自治体の業務と同等とする。

２　乙が丁に支援を要請する業務は、協定下水道施設の巡視、点検、調査、清掃及び修繕とする。

３　その他、甲、乙、丙及び丁間で協議し必要とされる業務

（支援要請の方法）

第５条　乙は、丙及び丁に対し支援要請を行うに当たり、甲に対し、丙及び丁への支援要請を依頼する。

２　甲は、丙及び丁に対し支援活動体制の報告依頼を行い、丙及び丁は支援活動の可否を検討し、支援活動体制を速やかに甲に報告する。

３　甲は、丙及び丁の支援可能な支援人員等及び乙の被災状況等を勘案し、丙及び丁への支援要請に対する支援活動体制の調整結果を乙、丙及び丁に対して連絡する。

４　乙は、前項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡を受け、その範囲内で丙及び丁に対して支援要請を行う。

　なお、小規模な被害で緊急を要する場合等においては、乙は丁に対し直接支援要請を依頼することができる。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

５　要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難い場合は、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

６　本条の支援要請に関する窓口は、別に定める連絡窓口表による。

（支援体制）

第６条　丁は、乙の要請する業務を行うために、必要な人員、資器材等を確保し、可能な支援体制を整備しなければならない。

（報告）

第７条　丁は、あらかじめ前条の規定による支援体制の内容（支援協力の組合員名簿、提供可能な車両等の資器材及び人員）について毎年４月１日現在の体制を甲及び乙に報告するものとする。

２　丁は、前項の規定による支援体制に著しい変化があった場合又は甲及び乙の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲及び乙に報告するものとする。

３　丙及び丁は、乙の要請により業務が終了した場合は、速やかに甲及び乙に対し書面をもって報告を行うものとする。

（業務の指揮）

第８条　業務の指揮は、協定下水道施設の管理者が別途定める者（以下「指揮者」という。）が行うものとし、丙及び丁はその指揮に従うものとする。

（丙の業務の実施）

第９条　丙は、第４条の規定による支援に当たっては、第８条に規定する指揮者の指揮のもと、甲とも緊密に連絡を取りながら、円滑に、かつ、臨機応変に業務を実施する。

（丁の業務の実施）

第10条　丁は、第４条の規定による支援に当たっては、甲が調整した支援活動体制に基づき、丁の組合員を業務の遂行に必要な区域に出動させ、業務を実施させるものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合にはこの限りでない。

２　丁の組合員は、前項の規定による丁の指示があったときは、業務の遂行に必要な区域へ出動し、第８条に規定する指揮者の指揮のもと、業務を実施するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第11条　この協定に基づき丙及び丁が業務に要した費用は、乙がそれぞれの協定下水道施設の管理区分における業務に要した費用に応じて負担する。

２　前項の規定に基づき、乙が負担する費用は、丙及び丁の請求により、乙１から乙30までが個別に支

払うものとする。

３　乙は、丙及び丁からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

（業務に必要な情報の扱い）

第12条　乙は、支援要請を行うに当たり、丙及び丁から要請があった場合は、被災情報及び現地情報を可能な限り提供するとともに下水道台帳等を提供する。

なお、乙が被災等の理由により、下水道台帳等を提供できない場合は、乙の要請により甲が提供することができる。

２　丙及び丁は、この協定に基づく業務により知り得た個人情報をこの協定に定めた業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。

（損害の処理）

第13条　業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用機材等に損害が生じたときは、丙及び丁は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び当該乙に報告し、その措置については甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

（丁の組合員の災害補償）

第14条　丁の組合員が業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第15条　この協定の有効期間は協定の締結の日から平成31年３月31日までとする。ただし、期間満了の１月前までに甲、乙、丙又は丁から申し出のない場合は、更に１年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協定に違反した場合の措置）

第16条　甲、乙、丙又は丁がこの協定の定めに違反した場合においては、甲、乙１から乙30まで、丙及び丁は、協議の上、この協定を廃止することができる。

（その他）

第17条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙１から乙30まで、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書33通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成30年　10月　29日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都公営企業管理者　下水道局長　　小山　哲司

乙１　　東京都八王子市元本郷町三丁目24番１号
八王子市長　　石森　孝志

乙２　東京都立川市泉町 1156 番地の 9
立川市長　清水　庄平

乙３　東京都武蔵野市緑町二丁目 2 番 28 号
武蔵野市長　松下　玲子

乙４　東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号
三鷹市長　清原　慶子

乙５　東京都青梅市東青梅一丁目 11 番地の 1
青梅市長　浜中　啓一

乙６　東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭島市長　臼井　伸介

乙７　東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1
調布市長　長友　貴樹

乙８　東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号
町田市長　石阪　丈一

乙９　東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号
小金井市長　西岡　真一郎

乙 10　東京都小平市小川町二丁目 1333 番地
小平市長　小林　正則

乙 11　東京都日野市神明一丁目 12 番地の 1
日野市長　大坪　冬彦

乙 12　東京都東村山市本町一丁目 2 番地 3
東村山市長　渡部　尚

乙 13　東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市長　井澤　邦夫

乙 14　東京都国立市富士見台二丁目 47 番地の 1
国立市長　永見　理夫

乙 15　東京都福生市本町 5 番地
福生市長　加藤　育男

乙 16　東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市長　松原　俊雄

乙 17　東京都東大和市中央三丁目 930 番地
東大和市長　尾崎　保夫

乙 18　東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
清瀬市長　渋谷　金太郎

乙 19　東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号
東久留米市長　並木　克巳

乙 20　東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1
武蔵村山市長　藤野　勝

乙 21　東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1
多摩市下水道事業管理者　中村　元幸

乙 22　東京都稲城市東長沼 2111 番地
稲城市長　髙橋　勝浩

乙 23　東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1
羽村市長　並木　心

乙 24　東京都あきる野市二宮 350 番地
あきる野市長　澤井　敏和

乙 25　東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長　丸山　浩一

乙 26　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎 2335 番地
瑞穂町長　杉浦　裕之

乙 27　東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長　橋本　聖二

乙 28　　東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号
檜原村長　　坂本　義次

乙 29　　東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6
奥多摩町長　　河村　文夫

乙 30　　東京都府中市宮西町二丁目 24 番地
府中市長　　高野　律雄

丙　　東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人　東京都都市づくり公社
理事長　　大原　正行

丁　　東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
下水道メンテナンス協同組合
理事長　　小川　健一

資料　122　多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）及び多摩地域市町村（乙１から乙 30 まで。以下「乙」という。）と公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部（以下「丁」という。）は、乙が管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が災害により被災した場合（以下単に「災害時」という。）における丙及び丁の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、多摩地域における災害時の下水道施設の被害拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を図るため、乙に対する丙及び丁の技術支援協力に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　災害　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第２条第１号に規定するものであり、地震、豪雨、洪水その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいう。

二　災害査定　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第２条第２項に規定する災害復旧事業の実施にあたり、国庫負担の決定に係る国の査定をいう。

（対象）

第３条　この協定の対象となる下水道施設は、乙が管理する公共下水道施設であり、管路施設（マンホールポンプを含む）、ポンプ場及び処理場とする。

（技術支援協力の範囲）

第４条　丙の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、関係機関協議及び甲、丁との調整など乙が要請するもののうち、丙が対応可能な範囲とする。

２　丁の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、資料の作成など乙が要請するもののうち、丁を構成する会員が対応可能な範囲とする。

（支援要請）

第５条　乙が丙及び丁に対して支援要請をしようとするときは、甲が、乙の支援要請をとりまとめた上で、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。

２　丙は、前項の要請があった場合には、支援活動の可否を検討し、速やかに支援活動体制を書面により甲を通じて乙宛に通知する。

３　丁は、第１項の要請があった場合には、速やかに丁を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲を通じて乙宛に通知する。

４　乙は、丁から前項の通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を状況に応じ甲と連携して選定し、その結果を甲に書面により通知する。

５　乙は、第２項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡及び前項の選定結果に基づき、丙及び業務実施者に対して書面により支援要請を行う。

６　乙は、前項の業務実施者に対する要請を行った場合には、甲に書面により通知する。甲は、これを丙及び丁に連絡する。

（委託契約の締結）

第６条　乙は個別に、丙及び業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

２　前項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、乙と丙及び業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

第７条　丙及び業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

第８条　丙及び業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに乙へ書面により報告する。

２　乙は、前項の報告があったときは、速やかに甲へ書面により報告する。

（費用負担）

第９条　支援業務に係る費用は、支援を受ける乙の各々の負担とし、業務委託契約書の定めによるものとする。

２　丙及び業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙に請求するものとする。乙は、丙及び業務実施者の請求に応じて、費用を支払う。

（労災及び損害補償など）

第 10 条　支援業務実施中に労務災害が発生した場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。

２　支援業務実施中に、乙、丙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は丙及び業務実施者に損害が生じた場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。この場合において、乙はその状況を甲に報告するものとする。

３　業務実施者が行った支援業務において、委託契約の内容に適合しない箇所がある場合、業務委託契約書の定めによるものとする。

（連絡体制）

第 11 条　甲、乙、丙及び丁の連絡窓口は、次のとおりとする。

（１）甲　東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課

（２）乙　多摩地域 30 市町村の下水道事業担当部署

（３）丙　公益財団法人東京都都市づくり公社下水道部

（４）丁　公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部

２　連絡先に変更があった場合は、速やかに甲に連絡する。甲は変更後の連絡先を、乙、丙及び丁に伝えることとする。

（情報の保護）

第 12 条　この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、業務委託契約書の定めによるものとする。

（合同訓練）

第 13 条　甲、乙、丙及び丁は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

２　前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙、丙及び丁の協議により定める。

（協定の有効期間）

第 14 条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和３年３月 31 日

までとする。

２　甲、乙、丙及び丁から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに１年間その効力を継続するものとし、その後においても同様とする。

３　前２項にかかわらず、甲、乙、丙及び丁は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができるものとする。

（補則）

第 15 条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議して別途定める。

２　この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁による協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書３３通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和３年３月１９日

甲　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都公営企業管理者　下水道局長　和賀井　克夫

乙１　東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番１号
八王子市長　石森　孝志

乙２　東京都立川市泉町 1156 番地の９
立川市長　清水　庄平

乙３　東京都武蔵野市緑町二丁目２番 28 号
武蔵野市長　松下　玲子

乙４　東京都三鷹市野崎一丁目１番１号
三鷹市長　河村　孝

乙５　東京都青梅市東青梅一丁目 11 番地の１
青梅市長　浜中　啓一

乙６　東京都府中市宮西町二丁目 24 番地
府中市長　高野　律雄

乙７　東京都昭島市田中町一丁目 17 番１号
昭島市長　臼井　伸介

乙８　東京都調布市小島町二丁目 35 番地１
調布市長　長友　貴樹

乙９　東京都町田市森野二丁目２番 22 号
町田市長　石阪　丈一

乙 10　東京都小金井市本町六丁目６番３号
小金井市長　西岡　真一郎

乙 11　東京都小平市小川町二丁目 1333 番地
小平市長　小林　正則

乙 12　東京都日野市神明一丁目 12 番地の１
日野市長　大坪　冬彦

乙 13　東京都東村山市本町一丁目２番地３
東村山市長　渡部　尚

乙 14　東京都国分寺市戸倉一丁目６番地１
国分寺市長　井澤　邦夫

乙 15　東京都国立市富士見台二丁目 47 番地の１
国立市長　永見　理夫

乙 16　東京都福生市本町５番地
福生市長　加藤　育男

乙 17　東京都狛江市和泉本町一丁目１番５号
狛江市長　松原　俊雄

乙 18　東京都東大和市中央三丁目 930 番地
東大和市長　尾崎　保夫

乙 19　東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
清瀬市長　渋谷　金太郎

乙 20　東京都東久留米市本町三丁目３番１号
東久留米市長　並木　克巳

乙 21　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１
武蔵村山市長職務代理者
武蔵村山市総務部長　石川　浩喜

乙 22　東京都多摩市関戸六丁目 12 番地１
多摩市下水道事業管理者　森田　佳宏

乙 23　東京都稲城市東長沼 2111 番地
稲城市長　髙橋　勝浩

乙 24　東京都羽村市緑ヶ丘五丁目２番地１
羽村市長　並木　心

乙 25　東京都あきる野市二宮 350 番地
あきる野市長　村木　英幸

乙 26　東京都西東京市南町五丁目６番 13 号
西東京市長　池澤　隆史

乙 27　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎 2335 番地
瑞穂町長　杉浦　裕之

乙 28　東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長職務代理者
日の出町副町長　木﨑　孝二

乙 29　東京都西多摩郡檜原村 467 番地１号
檜原村長　坂本　義次

乙 30　東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地６
奥多摩町長　師岡　伸公

丙　東京都八王子市子安町四丁目７番１号
公益財団法人　東京都都市づくり公社
理事長　長谷川　明

丁　東京都荒川区西日暮里５丁目 26 番８号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
関東支部長　間山　一典

資料　123　昭島市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）
平成３１年２月策定　（令和３年８月改正）

第１章　基本的な考え方

１　背景と目的

近年、東日本大震災や平成28年熊本地震をはじめとする地震、集中豪雨や台風による風水害など、全国各地で大規模な災害が発生しています。このような災害時においては、特に高齢者や障害のある方など自力で避難することが困難な方（以下「避難行動要支援者」という。）が逃げ遅れたり、必要な情報が伝わらなかったりするなど、その対策が課題となっています。

大規模な災害の発生時において、行政機関等による救援体制が整うまでに時間を要することも想定されるため、地域住民などによる避難支援などの取組や助け合いは、必要不可欠なものとなります。近隣住民による日頃からの見守りや自治会、自主防災組織といった地域の力を活用し、地域における共助の支援体制を構築していく必要があります。

国では、東日本大震災を教訓として平成25年６月に災害対策基本法の一部が改正され、平成25年８月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年８月：内閣府（防災担当））」（以下「取組指針」という。）が示されました。取組指針では、区市町村は地域の実情に合わせ、要介護高齢者や障害のある方等の要配慮者に対する安否確認や避難支援（以下「避難支援等」という。）について、重点的・優先的に取り組むことが重要とされています。

また、令和元年に発生した台風第19号等の頻発する自然災害を踏まえ、令和３年５月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設されるとともに、国の取組指針も令和３年５月に改定されました。

昭島市では、災害対策基本法や国の取組指針等を踏まえ、災害対策基本法に即した「昭島市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」（以下「支援プラン」という。）を策定しています。

この支援プランは、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制をより確かなものとし、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市などの行政機関の取組である「公助」が連携し、相互に支え合いながら大規模災害時における地域の安全・安心体制を強化することを目的としています。

２　自助・共助・公助の必要性

大規模な災害が発生した場合、行政機関等による公的な支援には限界があります。避難行動要支援者も含めて、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分が守る「自助」、そのうえで近隣住民への声掛けや安否確認、さらに自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等の組織的な安否確認や避難支援等の「共助」が重要となります。

避難行動要支援者の避難支援に当たっては、「地域の人は地域で守る」を基本とし、行政機関等による支援活動の「公助」に併せて、地域の様々な人と人とのつながりにより平常時や災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが求められています。

3　計画の位置付け

避難支援プランは、平成25年に災害対策基本法が改正され、新たに避難行動要支援者名簿に関する規定がされたことに伴い、国の取組指針及び東京都の「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」を踏まえ、昭島市地域防災計画の下位計画として、避難支援に関する事項を具体化しています。

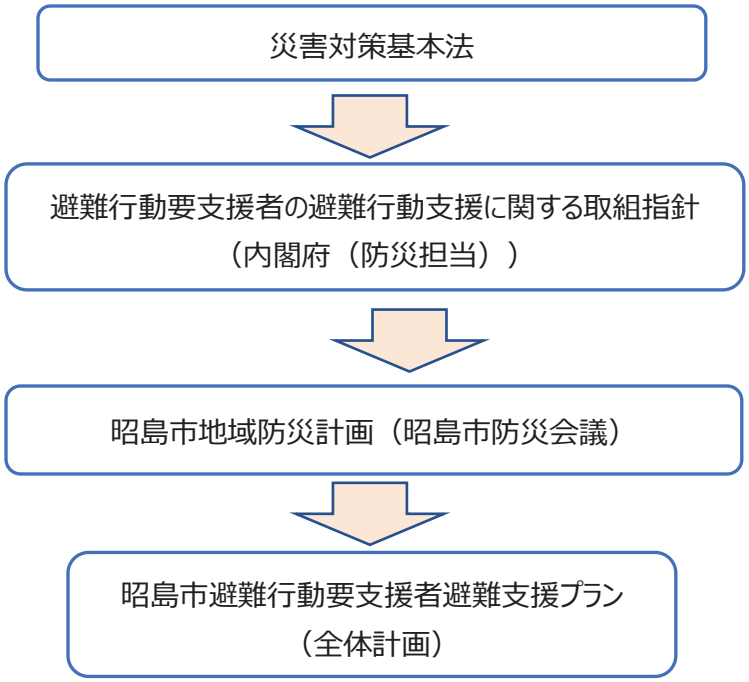

4　要配慮者・避難行動要支援者・避難支援等関係者の定義

災害対策基本法の一部改正（平成26年４月１日施行）に伴い、以下のとおり「要配慮者」、「避難行動要支援者」及び「避難支援等関係者」の定義を定めています。

用　語	内　　容
要配慮者	災害の発災前、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。 具体的には、高齢者、障害のある方、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定している。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
避難支援等関係者	消防機関、都道府県警察、児童委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

第２章　避難行動要支援者に対する支援

１　避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者とは、災害対策基本法第49条の10第１項により、「市に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」をいいます。

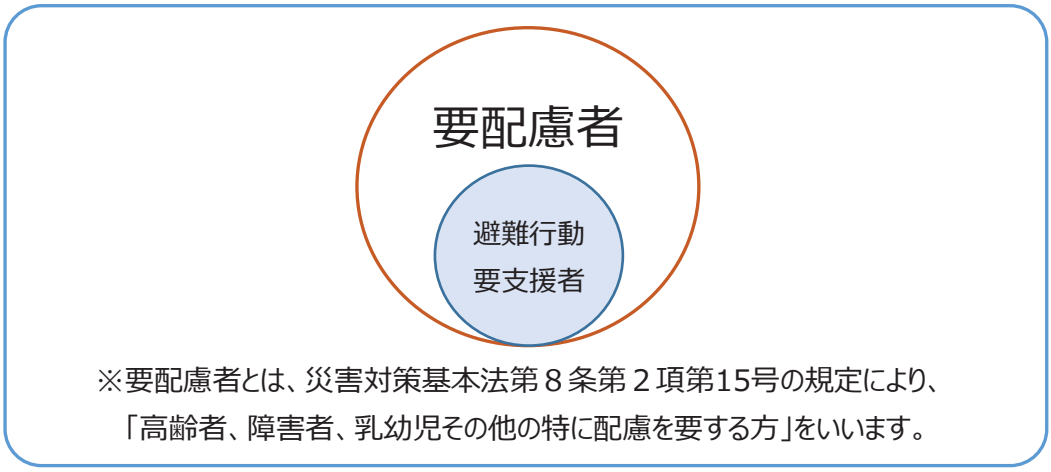

避難支援プランにおける避難行動要支援者名簿に登録する対象者の範囲は、在宅者のうち、表１の要件に該当する方とします。

【表１】

区　分	対　象　者
要介護者	要介護認定３～５を受けている方
障　害　者	身体障害者手帳１級、２級又は第１種身体障害者手帳を所持する方
	愛の手帳（療育手帳）１度又は２度を所持する方
	精神障害者保健福祉手帳１級又は２級を所持する方
	難病患者で障害者手帳を所持する方
そ　の　他	市長が、災害時において円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると認める方

※社会福祉施設等へ入所や医療機関等へ長期入院している方は、原則として対象としていません。

２　避難支援等関係者

（１）避難支援等関係者の範囲

災害発生時において、避難行動要支援者の安否確認や避難支援に携わる関係者を避難支援等関係者といいます。

避難行動要支援者名簿制度は、名簿自体を作成することにあるのではなく、作成した名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の生命と身体を災害から守ることにあります。

そのため、平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人等より同意を得られた場合は、災害対策基本法第49条の11第２項に基づき、表２の避難支援等関係者に対し、名簿を紙媒体で提供します。ただし、避難支援等の実施に必要な限度で提供する必要があるため、表２の⑤～⑧の避難支援等関係者に対しては、担当や管轄している地域に所在する避難行動

要支援者の情報を提供します。

【表２】

市が定める避難支援等関係者	名簿の提供範囲
①昭島消防署　　③昭島警察署 ②昭島市消防団　　④昭島市社会福祉協議会	市全域の名簿登録者の情報
⑤民生委員・児童委員 ⑥自治会 ⑦自主防災組織 ⑧昭島市関係機関（地域包括支援センターなど）	市全域の名簿登録者のうち、担当や管轄している地域に所在する避難行動要支援者のみの情報

（２）避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者名簿を活用した災害時における避難支援等は、あくまでも地域の助け合い（共助）による活動となります。

避難支援等関係者が避難支援等を行う場合は、避難支援等関係者本人及びその家族等の生命並びに身体の安全が確保された上で、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲での支援活動であることを念頭に置き、危険を冒してまでの無理な支援は避けることが基本となります。

市は、上記の基本を十分に踏まえ、避難支援の実施に関しては、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとします。

また、市は、避難行動要支援者に対し、避難支援等を適切に行ったとしても十分に支援することができない可能性があることや法的な責任や義務を負うものでないことを理解してもらうよう努めるものとします。

（３）避難支援等関係者の担当部署

避難支援等関係者との調整等を行う担当部署は、表３のとおりとします。

【表３】

担　当　業　務	担当部署
①避難支援等関係者との調整等に関する総合調整	保健福祉部福祉総務課
②昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署及び自主防災組織	総務部防災課
③自治会	市民部生活コミュニティ課
④民生委員・児童委員協議会及び昭島市社会福祉協議会	保健福祉部福祉総務課
⑤市長が必要と認める関係者及び団体	・平常時においては、通常業務における担当部署 ・災害時においては、地域防災計画に定める担当部署

第３章　避難行動要支援者情報の把握及び共有の方法

１　避難行動要支援者名簿の作成

（１）市での情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿の登録対象者を把握するため、市の関係各部署で把握している要介護認定者や障害者手帳所持者等の情報を集約します。

名簿に登録する個人情報や必要事項等については、災害対策基本法第49条の10第２項などにより、表４のとおりとします。

また、名簿は、災害時の状況を考慮し、紙媒体と昭島市避難行動要支援者システム（電子データ）の２通りの方法により管理します。

【表４】

名簿に記載する個人情報	①氏名（ふりがな） ②生年月日（年齢） ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先（緊急連絡先を含む） ⑥避難支援等を必要とする事由 ⑦その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（２）東京都に対する情報の取得

市で把握していない情報の取得が名簿作成のための必要があると認められるときは、災害対策基本法第49条の10第４項の規定に基づき、東京都に文書により情報の提供を求めるものとします。

（３）名簿の作成に関する担当部署

名簿の登録対象者及び登録事項の把握を担当する部署は、表５のとおりとします。

【表５】

担　当　業　務	担当部署
①名簿の作成及び更新に関する総合調整	保健福祉部福祉総務課
②高齢者、要介護認定者に係る名簿登録者の把握	保健福祉部介護福祉課
③障害者手帳所持者に係る名簿登録者の把握	保健福祉部障害福祉課
④市長が必要と認めた者の登録情報の管理	保健福祉部福祉総務課

２　名簿情報提供に関する意思確認

（１）同意の取得

災害時において、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を速やかに行うためには、避難行動要支援者本人にとって身近な避難支援等関係者が名簿情報を事前に把握しておくことが重要ですが、名簿情報を平常時より避難支援等関係者に提供するには、避難行動要支援者本人等の同意が必要になります。

そのため、市では、避難行動要支援者の登録対象者に対し、郵送等により事前に意思確認（同意の有無の確認）を行い、同意した方のみを抽出した名簿（表６）を別に作成し、避難支援等関係者に提供します。

【表６】

区分	内　容	活　用
名簿①	避難行動要支援者の要件を満たすすべての方を掲載した名簿	災害時や緊急時には、災害対策基本法第49条の11第３項に基づき、避難行動要支援者の同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に提供し、避難支援等に活用する。
名簿②	名簿①から平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意した方のみを抽出した名簿	平常時より避難支援等関係者に提供し、災害時の避難支援のほか、訓練時等にも活用する。

（２）同意の確認方法

① 避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供する場合は、災害対策基本法第49条の11第２項に基づき、避難行動要支援者の同意（以下「本人の同意」という。）を得るものとします。

② 本人の同意を確認する際は、文書により確認することを基本とします。

③ 文書による同意を得ることが困難な場合であって、口頭等により本人が実質的に同意していると判断できるときは、名簿にその旨を記載し、本人の同意があったものとして取り扱うものとします。

④ 認知症の症状や重度の障害があることにより、同意によって生じる結果について判断する能力を有しないと認められる避難行動要支援者に対しては、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿にその旨を記載し、本人の同意があったものとして取り扱うことができるものとします。

（３）郵送による同意の確認

① 本人の同意を確認する際は、郵送により確認することができるものとします。

② 郵送により本人の同意を確認する場合は、確認書面の返送期日を定め、その返送を本人等に求めるものとします。

③ 確認書面の返送期日は、発送の日から40日を経過する日以降とするものとします。

④ 本人等から避難行動要支援者名簿制度の詳しい内容の説明を求められたときは、制度を分かりやくす説明するなど、適切に対応するものとします。

⑤ 確認書面が返送期日までに返送されない場合は、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会の答申（表７）に基づき、同意があったものとみなすものとします。

【表７】昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会答申

答　申

諮問第61号　個人情報の外部提供について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、避難行動要支援者名簿に登録された個人情報を避難支援等関係者に対して事前に提供することについては、災害時の迅速な避難支援等を行うために有益かつ必要であるが、当該名簿に個人の障害等に関する極めて重要な情報を含んでいるため、次に掲げる条件を付したうえで了承する。

１　本人の同意を得ることを前提とし、事前の提供を拒否した者の情報は提供しないこと。

２　回答のない者については、避難行動要支援者であることに鑑み、所要の措置等を講じたうえで提供すること。

なお、個人情報の取扱いについては、十分に留意し、適正な運用に努めていただきたい。

（４）不同意の方への対応

不同意の方（意思確認で平常時の情報提供に同意しなかった方）については、名簿に不同意の旨を記載し市が管理します。不同意の方を含む名簿については、平常時は非開示情報として扱いますが、災害時や緊急時においては、必要に応じて避難支援等関係者に情報提供し、避難支援等への協力を求めるものとします。

なお、不同意の方に対しては、名簿作成の趣旨やその重要性などについて、ホームページなどを活用して周知・啓発を図るとともに、同意を得るための継続的な働きかけに努めます。

３　名簿の提供、管理

（１）名簿提供の目的

平常時より避難支援等関係者に提供する名簿は、災害時や緊急時など避難行動要支援者の生命や身体を守る必要がある際に、円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくことを目的として提供します。

（２）名簿の提供

市は、避難支援体制を整備するため、平常時から避難支援等関係者（地域）へ名簿情報を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、災害対策基本法第49条の11第２項の規定に基づき、表８の避難支援等関係者に対し、名簿を紙媒体で提供します。

【表８】

市が定める避難支援等関係者	名簿の提供範囲
①昭島消防署　　③昭島警察署 ②昭島市消防団　　④昭島市社会福祉協議会	【表６】名簿②の情報
⑤民生委員・児童委員 ⑥自治会 ⑦自主防災組織 ⑧昭島市関係機関（地域包括支援センターなど）	【表６】名簿②のうち、担当や管轄している地域に所在する避難行動要支援者のみの情報

（３）名簿の適正管理

避難支援等関係者へ名簿を提供する際、災害対策基本法第49条の12の規定により、情報漏えいを防止するために市が求める措置は表９のとおりとします。

また、市のみならず避難支援等関係者においても、昭島市個人情報保護条例及び昭島市情報セキュリティポリシー（平成16年６月１日策定）に則り、名簿情報を適正に管理するものとします。

【表９】

名簿情報の漏えい防止のために市が求める措置	避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために市が講ずる措置
①受領した名簿情報を避難支援等以外の目的のために使用することの禁止 ②名簿情報を取扱う者の限定 ③必要以上の名簿情報の複製の禁止 ④施錠可能な場所への名簿の保管 ⑤使用後等の名簿情報の廃棄・返却等	①避難支援等関係者に対しては、担当や管轄している地域内の避難行動要支援者の名簿情報のみを提供 ②避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明

４　名簿情報の更新

災害発生時や緊急時に迅速かつ適切な避難支援に役立てるため、市はデータによる名簿情報の更新を随時行うとともに、市及び避難支援等関係者が保有する紙媒体による名簿情報の更新を定期的（年１回）に行います。

また、避難行動要支援者の転入、転出や死亡、医療機関等への長期入院や社会福祉施設等への入所等が確認された場合は、名簿更新時に避難行動要支援者名簿への登録や登録の取消しを行います。

なお、平常時に避難支援等関係者へ名簿情報を提供する意思確認（本人の同意）については、変更の申し出がない限り継続されるものとします。

第４章　情報伝達体制の整備

１　避難情報の発令

市は、災害時等において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、災害対策基本法第60条第１項の規定及び「避難情報に関するガイドライン（令和３年５月内閣府（防災担当））」に基づき、表10とおり判断基準を定め避難情報を発令します。

【表10】

警戒レベル	避難情報等	発令される状況	居住者等がとるべき行動等
レベル1	早期注意情報（気象庁発表）	今後、気象状況が悪化するおそれのある状況	**「災害への心構えを高める」** ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
レベル2	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁発表）	気象状況が悪化している状況	**「自らの避難行動を確認」** ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
レベル3	高齢者等避難（市町村発表）	災害が発生するおそれがある状況	**「危険な場所から高齢者等は避難」** ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に**避**難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
レベル4	避難指示（市町村発表）	災害が発生するおそれが高い状況	**「危険な場所から全員避難」** ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
レベル5	緊急安全確保（市町村発表）	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている状況（切迫している状況）【必ず発令される情報ではない】	**「命の危険　直ちに安全確保！」** ・指定避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害が発生した状況や切迫しておる状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※立退き避難とは、指定緊急避難場所や近隣の安全な場所への移動（水平移動）のことです。

※屋内安全確保とは、その時点にいる建物内のより安全な場所への移動（待避又は垂直避難）のことです。

2　避難情報の情報伝達手段

避難行動要支援者を含む要配慮者の方々は、避難情報の発令があったとしても、避難行動をとることや避難行動に至るまでの理解や判断等に困難な場合があることから、要配慮者に対し、実効性のある情報伝達手段を整備することが必要となります。

このため、市は、表11に定める伝達手段のほか、あらゆる手段を用いて迅速かつ的確に情報伝達を行います。

（１）市による情報伝達

避難情報等の情報については、テレビ、市ホームページ、緊急速報メール（エリアメール）や昭島市携帯メール情報サービスを活用するなど複数の情報伝達手段を用いて、避難支援等関係者を含む要配慮者の方々へ確実に伝達することができるよう努めます。

このほか、市内には多摩川及び残堀川の洪水浸水想定区域や急傾斜地などの土砂災害警戒区域が所在しているため、昭島市携帯メール情報サービスを活用し、指定河川洪水予報や土砂災害警戒情報などの情報を速やかに伝達します。

なお、これらの情報伝達は、市の災害対策本部（災害時に設置）が行います。

【表11】

No.	市の情報伝達手段	音声	文字
1	市ホームページ	○	○
2	テレビ（放送事業者に対する情報提供による放送）	○	○
3	防災行政無線屋外拡声支局（スピーカー）	○	
4	広報車	○	
5	電話（※自治会、自主防災組織、昭島市消防団）	○	
6	緊急速報メール（エリアメール）		○
7	昭島市携帯メール情報サービス		○
8	電話応答サービス	○	
9	ヤフー株式会社との協定に基づくプッシュ型配信（アプリ利用者のみ）		○

（２）避難支援等関係者による情報伝達

避難支援等関係者は、テレビ、緊急速報メール（エリアメール）や昭島市携帯メール情報サービス等により独自での情報収集に努めるとともに、市の広報等により入手した情報について、可能な範囲で避難行動要支援者に速やかに伝達します。

第５章　避難所における支援方法

１　避難所における支援

市は、あらかじめ、避難所のトイレの洋式化や暖房機器、プライバシー確保のための間仕切りの確保など、要配慮者の視点に配慮した設備等の整備に努めます。

災害時においては、避難所の運営に携わる方々とともに、避難所内における居住区域の割振りや食料の配布方法など、要配慮者の環境の整備について十分な配慮に努めます。

また、避難所内での情報提供を行う場合においても、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対し特段の配慮を行うとともに、要配慮者が他の支援者等から協力や配慮を得ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等と十分な連携を図ります。

このほか、昭島市地域防災計画の内容を踏まえ、要配慮者に対して必要な支援を行います。

２　二次避難所（福祉避難所）における支援

（１）福祉避難所の指定

心身の健康状態や障害があることなどにより、一般の避難所において生活を続けることが困難な要配慮者に対し、必要な生活支援を行うため、市は、これらの要配慮者を二次的に受け入れる施設として、表12のとおり市立施設を福祉避難所として指定するとともに、社会福祉法人等の社会福祉施設とも福祉避難所としての協定を締結しています。

福祉避難所となる施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備えているとともに、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である福祉施設等を活用します。

市は、これらの施設に対して、福祉避難所の役割について説明を行うとともに、要配慮者の支援に必要な事項について事前に協議等を行い、支援体制の整備に努めます。

【表12】　（令和３年３月31日時点）

区分	No.	施設名		所在地
市立施設	1	保健福祉センター（あいぽっく）		昭和町４-７-１
	2	朝日町原町高齢者福祉センター		朝日町４-５-９
	3	松原町高齢者福祉センター		松原町１-13-３
	4	拝島町高齢者福祉センター		拝島町３-10-４
社会福祉法人協定締結施設	5	ニューフジホーム	特別養護老人ホーム	中神町1260
	6	フジホーム		中神町1260
	7	昭和郷高齢者複合施設		中神町1260
	8	愛全園		田中町２-25-３
	9	もくせいの苑		松原町２-９-２
	10	ハピネス昭和の森		拝島町4036-14
	11	子ども発達プラザホエール	児童発達支援センター	つつじが丘３-３-１

（２）福祉避難所の開設

市は、災害発生時に避難所を開設した際には、職員を派遣し要配慮者の避難状況を把握するとともに、災害対策本部へ報告します。災害対策本部は、各避難所における要配慮者の避難状況を勘案する中で、福祉避難所に指定している施設の受入れ態勢を確認の上、受入対象者及び福祉避難所の開設を決定します。

要配慮者の移送については、要配慮者の家族などに協力を依頼するとともに、市が自動車運送事業者と協定を締結している「災害時等における要配慮者等の移送協力等に関する協定（武州交通興業(株)」を活用します。

また、要配慮者の移送体制の充実を図るため、福祉車両を所有している福祉サービス事業者等と移送協力に関する調整に努めます。

（３）その他

近年の災害の発生状況や令和元年に発生した台風第19号等による災害を踏まえ、令和３年５月に災害対策基本法が改正されるとともに、指定福祉避難所の受入対象者等の公示制度に係る災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）も改正されました。

このことにより、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成28年４月：内閣府（防災担当））も改正されたことから、福祉避難所の運営方法等について具体的な検討を図ります。

第６章　その他

１　個別避難計画の作成

取組指針においては、近年の災害においても、多くの高齢者が被害に遭い、障害のある方などの避難が適切に行われなかった事例があったことを踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効であることが示されています。

個別避難計画は、よりより避難を実現しようといる趣旨のものであって、市町村や個別避難計画作成の関係者等に対して、個別避難計画に基づく避難支援等の結果について、法的な責任や義務を負わせるものではありません。

また、令和３年５月に改正された災害対策基本法では、災害対策基本法第49条の14第１項に基づき、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努めなければならないと規定されました。

市では、取組指針等を踏まえ、避難行動要支援者及び避難支援等関係者や福祉サービス事業所などの関係者の協力を得る中で、個別避難計画の作成に向けて具体的な検討を図ります。

第７章　資料編

１　昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の10第１項に規定する避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）の作成、提供及び管理等について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（避難行動要支援者）

第３条　要支援者名簿に登録する避難行動要支援者の範囲は、昭島市（以下「市」という。）の区域内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、社会福祉施設その他これに類する施設に入所し、又は医療機関に入院している者を除く。

（１）介護保険法（平成９年法律第123号）の規定に基づき、要介護認定を受けた者のうち、その要介護状態区分が要介護３から要介護５までのいずれかであるもの

（２）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、その障害の程度が１級若しくは２級であるもの又はこれらに準ずるものとして別に定めるもの

（３）厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者のうち、精神発達の遅滞の程度が１度又は２度であるもの

（４）東京都愛の手帳交付要綱（昭和24年民児精発第58号）に基づく愛の手帳等の交付を受けた者のうち、知的障害の程度が１度又は２度であるもの

（５）難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第７条の支給認定を受けている者又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）第６条の医療券の交付を受けている者であって、第２号の身体障害者手帳、第３号の療育手帳又は前号の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの

（６）その他、市長が、災害時において円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要すると認める者

（要支援者名簿の作成）

第４条　市長は、法第49条の10第３項の規定により市の担当部署が管理する避難行動要支援者に係る情報を集約し、避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等を実施するための基礎とする名簿として、要支援者名簿を作成するものとする。

２　市長は、要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、本人及び法第49条の10第４項に規定する者に対して、要支援者名簿の作成に必要な範囲において、情報の提供を求めることができる。

（要支援者名簿の登録情報）

第５条　要支援者名簿に登録する情報は、次に掲げる事項のうち、市が把握しているものとする。

（１）氏名及びふりがな

（２）生年月日

（３）性別

（４）住所又は居所

（５）電話番号

（６）第３条各号に該当する内容
（７）緊急連絡先
（８）その他、避難支援等に関し必要となる事項

（名簿情報の提供）

第６条　災害の発生に備え、要支援者名簿に登録された情報（以下「名簿情報」という。）を事前に提供する法第49条の11第２項の避難支援等関係者は、次のとおりとする。

（１）昭島消防署
（２）昭島市消防団
（３）昭島警察署
（４）昭島市民生委員・児童委員
（５）昭島市社会福祉協議会
（６）自主防災組織
（７）自治会
（８）昭島市関係機関（市長が必要と認める避難支援等の実施に携わる機関に限る。）

２　名簿情報を提供する場合は、当該情報の提供を受ける避難支援等関係者と当該情報の提供に関する覚書を締結するものとする。

（名簿情報の提供に係る同意確認）

第７条　市長は、第３条に該当する者（同条第６号に規定する者を除く。）に対して情報提供同意確認書を送付し、名簿情報を避難支援等関係者にあらかじめ提供することについて、同意を確認するものとする。

２　登録者（要支援者名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）は、情報提供同意確認書の送付を受けたときは、必要事項を記入し、市長に届け出るものとする。

３　前項の規定にかかわらず、本人による届出が困難な場合は、代理人による届出ができるものとする。

４　市長は、情報提供同意確認書の発送から40日を経過しても当該書類の届出がない登録者については、同意があったものとみなし、避難支援等関係者に名簿情報をあらかじめ提供するものとする。

５　市長は、緊急時の連絡先として登録される者については、同意があったものとみなし、避難支援等関係者に第５条第７号に規定する情報を提供するものとする。

（災害発生時の名簿情報の提供）

第８条　市長は、法第49条の11第３項の規定により避難支援等関係者その他の者（以下「避難支援等関係者等」という。）に対し、名簿情報を提供するときは、避難支援等関係者等に受領書の提出を求めるものとする。

２　前項の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者等が、避難支援等の実施を完了したときは、市長は活動結果の報告を求めるとともに、名簿情報を回収するものとする。

（登録の取消し）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

（１）登録者が死亡したとき。
（２）登録者が市の区域外に転出したとき。
（３）登録者が社会福祉施設その他これに類する施設に入所し、又は医療機関に入院したとき。
（４）登録者が第３条第１号から第５号までのいずれにも該当しなくなったとき。
（５）その他、市長が登録の取消しを必要と認めたとき。

（要支援者名簿への登録の申出）

第10条　要支援者名簿への登録を希望する者（第３条第１号から第５号までに規定する者を除く。以下「申出者」という。）は、市長にその旨を申し出ることができる。

２　市長は、前項の規定による申出があった場合は、災害時に避難支援の必要があると特に認めるときは、要支援者名簿に登録し、申出者に通知するものとする。

（申出者の登録の取消し）

第11条　申出者が登録の取消しを希望する場合は、市長にその旨を申し出ることができる。

２　市長は、前項の規定による申出があった場合は、登録を取り消し、要支援者名簿から削除するとともに、申出者にその旨を通知するものとする。

（名簿情報の変更）

第12条　登録者は、名簿情報を変更しようとするときは、市長に届け出るものとする。

２　市長は、前項の規定による届出があった場合は、名簿情報を変更するとともに、当該届出をした者に通知するものとする。この場合において、当該届出をした者に係る名簿情報を避難支援等関係者に提供している場合は、変更後の名簿情報と交換するとともに変更前の名簿情報は回収し適切に処分するものとする。

（要支援者名簿の管理等）

第13条　市長は、保有する情報に基づき要支援者名簿を作成し、電子計算組織により保管するとともに、総務部防災担当課及び保健福祉部庶務担当課において紙文書で保管する。

２　市長は、定期的に要支援者名簿の更新を行い、更新した名簿情報を第６条第２項の覚書を締結した避難支援等関係者へ提供するものとする。この場合において、市長は、更新前の名簿情報を回収し、適切に処分するものとする。

３　要支援者名簿の管理及び更新に係る業務は、保健福祉部庶務担当課が総括する。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成30年10月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から実施する。

2　昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱（平成30年10月１日実施。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、要綱の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要支援者名簿の作成等に関する関係部署の役割分担）

第２条　要支援者名簿の作成及び更新に関する市内部の役割分担は、次のとおりとする。

（１）要支援者名簿の作成及び更新に関する総合調整については、保健福祉部庶務担当課が担当する。

（２）要綱第３条第１号に該当する避難行動要支援者の把握については、保健福祉部介護福祉担当課が担当する。

（３）要綱第３条第２号から第５号までに該当する避難行動要支援者の把握については、保健福祉部障害福祉担当課が担当する。

（４）要綱第３条第６号の規定により、要支援者名簿に登録された避難行動要支援者（同条第１号から第５号までに該当することとなった者を除く。）の登録情報の管理については、保健福祉部庶務担当課が担当する。

２　名簿情報の提供に関する市内部の役割分担は、次のとおりとする。

（１）避難支援等関係者との調整（要綱第６条第２項の覚書に関するものを含む。）に関することは次のとおりとする。

ア　昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署及び自主防災組織については、総務部防災担当課が担当する。

イ　自治会については、市民部コミュニティ担当課が担当する。

ウ　昭島市民生委員・児童委員及び昭島市社会福祉協議会については、保健福祉部庶務担当課が担当する。

エ　昭島市関係機関については、当該機関の主管部課が担当する。

（２）更新した名簿情報の提供及び更新前の名簿情報の回収については、保健福祉部庶務担当課が担当する。

（避難行動要支援者）

第３条　要綱第３条第１項第２号のこれらに準ずるものとして別に定めるものは、東日本旅客鉄道株式会社が定める身体障害者旅客運賃割引規則別表の第１種身体障害者（身体障害者手帳１級及び２級に該当する者を除く。）に該当するものとする。

（名簿情報の提供に係る同意確認書）

第４条　要綱第７条第１項の規定による同意の確認は、情報提供同意確認書（第１号様式）により行うものとする。

（災害発生時の名簿受領書等）

第５条　要綱第８条第１項の受領書は、昭島市避難行動要支援者名簿受領書（第２号様式）とする。

２　要綱第８条第２項の活動結果の報告は、昭島市避難行動要支援者活動報告書（第３号様式）により行うものとする。

（要支援者名簿への登録の申出）

第６条　要綱第10条第１項の規定による申出は、昭島市避難行動要支援者名簿登録申請書（第４号様式）により行うものとする。

２　要綱第10条第２項の規定による通知は、昭島市避難行動要支援者名簿登録承認通知書（第５号様式）により行うものとする。

（申出者の登録の取消し）

第７条　要綱第11条第１項の規定による申出は、昭島市避難行動要支援者名簿登録取消申請書（第６号様式）により行うものとする。

２　要綱第11条第２項の規定による通知は、昭島市避難行動要支援者名簿登録取消通知書（第７号様式）により行うものとする。

（名簿情報の変更）

第８条　要綱第12条の規定による変更の届出は、昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更届（第８号様式）により行うものとする。

２　要綱第12条第２項の規定による通知は、昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更通知書（第９号様式）により行うものとする。

附　則

この要領は、平成30年10月１日から実施する。

附　則

この要領は、令和２年12月１日から実施する。

第１号様式（第４条関係）（表）

情報提供同意確認書

この情報提供同意確認書は、災害が発生した（する）時、ご自身での避難が困難な方の円滑な避難支援を可能とするため、あらかじめ平常時から避難支援等関係者（消防署、消防団、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会及び昭島市関係機関（市と名簿の提供について覚書を締結した避難支援等関係者に限る。））へ裏面の内容を情報提供することに対して、ご本人の同意の意思を確認するものです。

ご自身の情報をあらかじめ避難支援等関係者に提供することにより、災害発生時に避難支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等関係者自身やその家族などの安全が前提となるため、災害時の避難行動支援が必ず保証されるものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容と下記の注意事項を理解し、この情報提供同意確認書の内容をあらかじめ避難支援等関係者に情報提供することについて（※１）、

□　**同意します。**　　□　**同意しません。**

※　２　該当の方のみ
□　介護老人福祉施設等に入所中
□　医療機関に長期入院中

年　　月　　日

要支援者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代筆者氏名　　）

※１　上記のどちらかの□にチェックをし、年月日、要支援者氏名及び裏面を記入。

※２　介護老人福祉施設等に入所している方、医療機関に長期入院している方は、「同意しません。」にチェックをしたうえ、該当する事由にチェック（在宅の方を対象とする制度のため）。裏面の記入

注意事項

1　同意していただいた場合、平常時から避難支援等関係者へ裏面の名簿情報を提供します。

2　同意の意思について変更のない限り、自動継続とします。

3　回答期限は　　年　　月　　日です。同封の返信用封筒で返送してください。
この期限までに「情報提供同意確認書」の返送がなかった場合は、同意したものとみなし、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することをご理解ください。

4　避難支援等関係者が確認のため訪問等をする場合はご協力をお願いします。

5　同意しない場合でも、災害が発生した（する）時には生命保護のため法律に基づき名簿を避難支援等関係者に提供する場合があることをご理解ください。

第１号様式（裏）

以下に記入いただく情報の取扱いについて	
表面で「同意します。」にチェックした方	表面で「同意しません。」にチェックした方
災害が起きる前の平常時より避難支援等関係者（表面参照）へ情報提供します。	市で管理して、発災時に活用することとしています。ただし、発災時には避難支援等関係者（表面参照）へ情報提供する場合があります。

要支援者情報	※要支援者本人の承諾があれば、代筆は可能です。 ※代筆をされた場合は、代筆者氏名の記入をお願いします。		
フ リ ガ ナ		連　絡　先	
要支援者氏名		自宅電話	
		携帯電話	
	代筆者氏名	自宅FAX	
生年月日	年　月　日（　　歳）	性　別	男　・　女
住　所	〒		

避難支援等を必要とする事由	※該当する項目にチェック（✓）を付けてください。 ※該当する番号を○で囲んでください。
□　要介護者 □　障害者手帳所持者（１.身体障害者手帳　２.愛の手帳　３.精神障害者保健福祉手帳） □　難病患者（障害者手帳所持者）	
□　在宅人工呼吸器の使用（　１．気管切開　２．マスク使用　）	
※　避難支援等を必要とする心身の状態や家庭の事情など	

緊急時の連絡先	※　必ず、相手方の承諾を得てください。該当者がいなければ記入不要です。		
フリガナ		連　絡　先	
氏　名		電　話（自宅又は携帯）	
		ＦＡＸ	
住　所	〒	申請者との関係	
		□家族　□親族　□友人・知人 □その他（　　）	

第２号様式（第５条関係）

年　月　日

（宛先）昭島市長

昭島市避難行動要支援者名簿受領書

昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱第８条第１項の規定に基づき、市民の共助による避難支援等の実施に活用するため、名簿情報の提供を受けました。

以下の確認事項を了承し、この受領書を提出します。

住　　所	
氏　　名	
連 絡 先 （電話番号）	
所属する団体 （その役職）	
特 記 事 項	

【確認事項】

1　提供を受けた名簿情報は、避難支援等に使用し、これ以外の目的には使用しません。

2　名簿情報が個人情報であることを踏まえ、その管理については、十分注意します。

3　避難支援等が完了次第、提供を受けた名簿情報は返納します。

4　避難支援等の実施内容については、別途報告します。

5　避難支援等の実施に関しては、自らの身体・生命に関する危険に十分配慮し、安全を第一に実施します。

第３号様式（第５条関係）

年　月　日

（宛先）昭島市長

昭島市避難行動要支援者活動報告書

昭島市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱第８条第１項の規定に基づき名簿情報の提供を受けた次の者につき、避難支援等の実施が完了したので、名簿を返還するとともに活動報告書を提出します。

要支援者の 住　　所	
要支援者の 氏　　名	
要支援者の 電話番号等	
支援者の住所 （所属団体）	
支援者の氏名	
活動内容	

第４号様式（第６条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録申請書

申請年月日　　年　月　日

（宛先）昭島市長

私は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、避難の支援を希望するため、昭島市避難行動要支援者名簿への登録を申請します。また、下記の【確認事項】について承諾をし、私の情報が登録された名簿を避難支援等関係者へ事前提供することについて同意します。

申請者情報	※ 申請者本人の承諾があれば代筆は可能ですが、代筆者氏名と代筆者の押印が必要となります。		
フリガナ		連　絡　先	
氏　名	代筆者氏名	自宅電話	
		携帯電話	
		自宅FAX	
生年月日	年　月　日（　歳）	性　別	男　・　女
住　所	〒		

避難支援等を必要とする事由	※ 該当する項目の□にチェック（✓）を付けてください。
□ 高齢者	
□ 要介護１　□ 要介護２　□ 要支援１　□ 要支援２	
□ 身体障害者手帳所持（　級）□ 愛の手帳（療育手帳）所持（　度）	
□ 精神障害者保健福祉手帳所持（　級）　□ 難病患者	
□ その他（　）	
□ 在宅人工呼吸器の使用（ １．気管切開　２．マスク使用）	
※ 避難支援等を必要とする心身の状態や家庭の事情などを具体的に記入してください。	

緊急時の連絡先	※ 必ず、相手方の承諾を得てください。該当者がいなければ記入不要です。		
フリガナ		連　絡　先	
氏　名		電　話	
		ＦＡＸ	
住　所	〒	申請者との関係	
		□家族　□親族　□友人・知人 □その他（　）	

【確認事項】

1　避難支援等は、法的に義務付けられたものではありません。したがって、名簿に登録されても、必ず支援が行われるとは限りません。

2　登録を希望される方も、できる限り自らの安全を確保するための努力をお願いします。

3　名簿に登録された情報は、避難支援等関係者（昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署、昭島市民生委員・児童委員、昭島市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会及び昭島市関係機関（市と名簿の提供について覚書を締結した避難支援等関係者に限る。））に平常時から提供されます。

第５号様式（第６条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録承認通知書

年　月　日

様

昭島市長

年　月　日付けで提出された昭島市避難行動要支援者名簿への登録に関する申請については、申請の内容を承認し、次のとおり昭島市避難行動要支援者名簿に登録しましたので通知します。

登録者の情報

フリガナ		連　絡　先	
氏　名		自宅電話	
		携帯電話	
		自宅FAX	
生年月日	年　月　日（　歳）	性　別	男　・　女
住　所	〒		

避難支援等を必要とする事由

□　高齢者
□　要介護１　□要介護２　□　要支援１　□要支援２
□　身体障害者手帳所持（　級）□　愛の手帳（療育手帳）所持（　度）
□　精神障害者保健福祉手帳所持（　級）　□　難病患者
□　その他（　）

□　在宅人工呼吸器の使用（　１．気管切開　２．マスク使用）

※ 避難支援等を必要とする具体的な事由

緊急時の連絡先

フリガナ		連　絡　先	
氏　名		電　話 （自宅又は携帯）	
		ＦＡＸ	
住　所	〒	申請者との関係	
		□家族　□親族　□友人・知人 □その他（　）	

【確認事項】

1　避難支援等は、法的に義務付けられたものではありません。したがって、名簿に登録されても、必ず支援が行われるとはかぎりません。

2　登録を希望される方も、できる限り自らの安全を確保するための努力をお願いします。

3　名簿に登録された情報は、避難支援等関係者（昭島消防署、昭島市消防団、昭島警察署、昭島市民生委員・児童委員、昭島市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会及び昭島市関係機関（市と名簿の提供について覚書を締結した避難支援等関係者に限る。））に平常時から提供されます。

第６号様式（第７条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録取消申請書

年　月　日

（宛先）昭島市長

届出者	住　所	
	氏　名	（代筆者氏名　　）
	電話番号	

以下の事由により、昭島市避難行動要支援者名簿の登録の取消しを申請します。また、同名簿に基づく避難支援等を辞退します。

避難行動要支援者名簿への登録取消し及び同名簿に基づく避難支援等を辞退する事由

第７号様式（第７条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録取消通知書

年　　月　　日

様

昭島市長

年　　月　　日付けで提出された昭島市避難行動要支援者名簿登録取消申請については、申請の内容を承認し、昭島市避難行動要支援者名簿から情報を取消したので通知します。

取消年月日

第８号様式（第８条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更届

年　月　日

（宛先）昭島市長

私は、昭島市避難行動要支援者名簿へ登録していますが、下記の事項を変更したいので届け出ます。

※　変更となる箇所だけ記入してください。

申 請 者	※ 申請者本人の承諾があれば代筆は可能ですが、押印が必要となります。		
フリガナ		連　絡　先	
氏　名	代筆者氏名	自宅電話	
		携帯電話	
		自宅FAX	
生年月日	年　月　日（　歳）	性　別	男　・　女
住　所	〒		

避難支援等を必要とする事由	※ 該当する項目の□にチェック（レ）を付けてください。 ※ 該当する番号を○で囲んでください。
□ 高齢者 □ 要介護１　□ 要介護２　□ 要支援１　□ 要支援２ □ 身体障害者手帳所持（　級）　□ 愛の手帳（療育手帳）所持（　度） □ 精神障害者保健福祉手帳所持（　級）　□ 難病患者 □ その他（　）	
□ 在宅人工呼吸器の使用（ １．気管切開　２．マスク使用）	
※変更となる事由を具体的に記入してください。	

緊急時の連絡先	※ 必ず、相手方の承諾を得てください。該当者がいなければ記入不要です。		
フリガナ		連　絡　先	
氏　名		電　話 （自宅又は携帯）	
		ＦＡＸ	
住　所	〒	申請者との関係	
		□家族　□親族　□友人・知人 □その他（　）	

第９号様式（第８条関係）

昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更通知書

年　月　日

様

昭島市長

年　月　日付けで提出された昭島市避難行動要支援者名簿登録事項変更届に基づき、下記の登録事項を変更しましたので通知します。

記

申 請 者

フリガナ		連　絡　先	
氏　名	印	自宅電話	
		携帯電話	
		自宅FAX	
生年月日	年　月　日（　歳）	性　別	男　・　女
住　所	〒		

避難支援等を必要とする事由

□ 高齢者
□ 要介護１　□ 要介護２　□ 要支援１　□ 要支援２
□ 身体障害者手帳所持（　級）　□ 愛の手帳（療育手帳）所持（　度）
□ 精神障害者保健福祉手帳所持（　級）　□ 難病患者
□ その他（　）
□ 在宅人工呼吸器の使用（ １．気管切開　２．マスク使用 ）
※変更となる事由を具体的に記入してください。

緊急時の連絡先

フリガナ		連　絡　先	
氏　名		電　話（自宅又は携帯）	
		ＦＡＸ	
住　所	〒	申請者との関係	
		□家族　□親族　□友人・知人 □その他（　）	

一部修正　令和４年３月

昭島市地域防災計画

編集発行　昭島市防災会議
事 務 局　昭島市総務部防災課
〒196-8511
昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
042（544）5111